

子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成25年 6 月 26 日 法律第64号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 基本的施策 (第 8 条—第 14 条)
- 第 3 章 子どもの貧困対策会議 (第 15 条・第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 5 条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 6 条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第 7 条 政府は、毎年 1 回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第2章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第8条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- (2) 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- (3) 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- (4) 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第2項第2号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県子どもの貧困対策計画)

第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第10条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第11条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する就労の支援)

第12条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第13条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第15条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 大綱の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第8条第2項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第2項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第8条第2項各号に掲げる事項のうち前2項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

(組織等)

第16条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

子供の貧困対策に関する大綱について

（平成 26 年 8 月 29 日）
閣 議 決 定

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）
第 8 条の規定に基づき、子供の貧困対策に関する大綱を別紙のとおり定める。

子供の貧困対策に関する大綱

～ 全ての子供たちが夢と希望を持って
成長していける社会の実現を目指して ～

目 次

第1	はじめに	1
	（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）	1
	（大綱案作成の経緯）	1
	（子供の貧困対策の意義と大綱の策定）	2
第2	子供の貧困対策に関する基本的な方針	3
1	貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。	3
2	第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。	3
3	子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。	3
4	子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。	4
5	教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。	4
6	生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。	4
7	保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。	5
8	経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。	5
9	官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。	5
10	当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。	5
第3	子供の貧困に関する指標	6
	○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	6
	○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	6
	○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	6

○生活保護世帯に属する子供の就職率	7
○児童養護施設の子供の進学率及び就職率	7
○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	7
○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	8
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	8
○就学援助制度に関する周知状況	8
○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	8
○ひとり親家庭の親の就業率	9
○子供の貧困率	9
○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	9
第4 指標の改善に向けた当面の重点施策	10
1 教育の支援	10
(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	10
(学校教育による学力保障)	10
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)	10
(地域による学習支援)	11
(高等学校等における就学継続のための支援)	11
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	11
(3) 就学支援の充実	12
(義務教育段階の就学支援の充実)	12
(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)	12
(特別支援教育に関する支援の充実)	13
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	13
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)	13

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)	13
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	13
(6) その他の教育支援	14
(学生のネットワークの構築)	14
(夜間中学校の設置促進)	14
(子供の食事・栄養状態の確保)	14
(多様な体験活動の機会の提供)	14
2 生活の支援	15
(1) 保護者の生活支援	15
(保護者の自立支援)	15
(保育等の確保)	15
(保護者の健康確保)	15
(母子生活支援施設等の活用)	16
(2) 子供の生活支援	16
(児童養護施設等の退所児童等の支援)	16
(食育の推進に関する支援)	16
(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)	17
(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	17
(関係機関の連携)	17
(4) 子供の就労支援	17
(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労 支援)	17
(親の支援のない子供等への就労支援)	18
(定時制高校に通学する子供の就労支援)	18
(高校中退者等への就労支援)	18
(5) 支援する人員の確保等	18
(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)	18

(相談職員の資質向上)	18
(6) その他の生活支援	18
(妊娠期からの切れ目ない支援等)	19
(住宅支援)	19
3 保護者に対する就労の支援	19
(親の就労支援)	19
(親の学び直しの支援)	20
(就労機会の確保)	20
4 経済的支援	20
(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)	20
(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)	20
(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)	20
(教育扶助の支給方法)	20
(生活保護世帯の子供の進学時の支援)	21
(養育費の確保に関する支援)	21
5 その他	21
(国際化社会への対応)	21
第5 子供の貧困に関する調査研究等	22
1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究	22
2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究	22
3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供	22
第6 施策の推進体制等	23
1 国における推進体制	23
2 地域における施策推進への支援	23

3	官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 . . .	23
4	施策の実施状況等の検証・評価	23
5	大綱の見直し	24

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。その子供たちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることが必要である。しかしながら現実には、子供たちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。

政府の調査によれば、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも厳しく¹、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている²。

子供たちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子供の貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要である。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。

このような事情等を背景に、昨年（平成25年）6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が国会の全会一致で成立し、本年（平成26年）1月に施行された。

（大綱案作成の経緯）

政府では、本年4月、同法に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、同会議において「子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱の案の作成方針について」を決定し、子供の貧困対策に関する大綱の案を年央を目途に作成することとした。

また、同作成方針においては、大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣の下で関係者の意見を聴取する会議を開催することとされた。この方針を受け、内閣府特命担当大臣の決定により、子供の貧困対策に関し優れた見識を有する者や、貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等で構成される「子どもの貧困対策に関する検討会」を開催し、計4回にわたり、幅広く関係者から意見聴取を行った。同検討会では、それらの意見を整理し、「大綱案に盛り込むべき事項について（意見の整理）」として6月20日に内閣府特命担当大臣に提出した。

¹ 子供の貧困率 16.3%（2012年厚生労働省データ）（2010年OECD加盟34カ国中25位）（OECD(2014)データ ※日本の数値は2009年15.7%）

² 生活保護世帯の子供の高等学校等進学率 90.8%（全体 98.6%）（2013年厚生労働省／文部科学省データ）

政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

(子供の貧困対策の意義と大綱の策定)

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。

国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。

子供の貧困対策は、基本として、一般的な子供関連施策をベースとするものであり、子供の成育環境や保育・教育条件の整備、改善充実を図ることが不可欠である。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、第一に子供に視点を置いて、その生活や成長を権利として保障する観点から、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう配慮する。

児童養護施設等に入所している子供や生活保護世帯の子供、ひとり親家庭の子供など、支援を要する緊急度の高い子供に対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある。

また、大規模災害による遺児・孤児など被災した子供について、子供の貧困対策の観点からも適切な支援が行われるよう配慮する。

さらに、施策の実施に当たっては、対象となる子供に対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意する。

3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

子供の養育について、家族・家庭の役割と責任を過度に重く見る考え方などの影響により、子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいついわれている。子供の貧困対策に取り組むに当たっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。

我が国における従来の調査研究の取組状況を見た場合、子供の貧困の実態が明らかになっているとはいいい難い点が認められる。このため、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に生かしていくよう努め

る。

4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、本大綱において子供の貧困に関する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととしている（下記第3及び第4参照）。

指標の動向を確認し、これに基づいて施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するとともに、必要に応じて対策等の見直しや改善に努める。

5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

教育の支援においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、①学校教育による学力保障、②学校を窓口とした福祉関連機関との連携、③経済的支援を通じて、学校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、生活の支援において、相談事業の充実を図ることなどにより、子供及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもない。

収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子供に示すことによって、子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることから、保護者の就労支援の充実を図る必要がある。

8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えしていく必要があり、経済的支援に関する施策については子供の貧困対策の重要な条件として、確保していく必要がある。

9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。

子供の貧困対策を進めるに当たっては、国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、積極的な広報・啓発活動等によって国民の幅広い理解と協力を得ることにより、国民運動として展開していく必要がある。

10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

法律では、施行後5年を経過した時に、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2条）。

このことを踏まえ、本大綱では、当面今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%

全日制 67.6%、定時制 11.5%、通信制 5.1%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 4.9%、高等専門学校 0.7%、専修学校の高等課程 0.9%

(注) 法律第8条第2項第2号の「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であってその年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうちその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合であるが、平成25年4月1日現在の生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率については、特別支援学校の中学部を卒業した者は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成25年4月1日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%

(注1) 平成24年4月の在籍者数の総数で、平成25年3月までに中退した者の数を除したものの。

(注2) 高等学校等には、高等学校（定時制・通信制を含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まれない。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

○生活保護世帯に属する子供の大学等進学率

進学率 32.9%（大学等 19.2%、専修学校等 13.7%）

(注) 平成25年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在）)

○生活保護世帯に属する子供の就職率

- ・中学校卒業後の進路

就職率 2.5%

- ・高等学校等卒業後の進路

就職率 46.1%

(注 1) 平成 25 年 3 月に中学校を卒業した者又は中等教育学校前期課程を修了した者のうち、学校等へ進学せずに就職した者の割合。

(注 2) 平成 25 年 3 月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

(出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在）)

○児童養護施設の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 96.6%（高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）

就職率 2.1%

- ・高等学校等卒業後の進路

進学率 22.6%（大学等 12.3%、専修学校等 10.3%）

就職率 69.8%

(注 1) 平成 24 年度末に中学校又は高等学校等を卒業した者のうち、平成 25 年 5 月 1 日現在の進路。

(注 2) 高等学校等：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（1 学年～3 学年）

大学等：大学、短期大学及び高等専門学校（4 学年～5 学年）

専修学校等：学校教育法に基づく専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

(出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

○ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%

(注) 母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合。

(出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査)

○ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率

- ・中学校卒業後の進路

進学率 93.9% (高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%)

就職率 0.8%

- ・高等学校卒業後の進路

進学率 41.6% (大学等 23.9%、専修学校等 17.8%)

就職率 33.0%

(注1) 中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

(注2) 高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学等(大学及び短期大学)、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計))

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人(平成25年度)

- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合(平成24年度)
小学校 37.6%、中学校 82.4%

※その他教育委員会等に1,534箇所配置

(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○就学援助制度に関する周知状況

- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%(平成25年度)

- ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%(平成25年度)

(出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)

- ・無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%

- ・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

(注1) 予約採用：進学前に在籍する高等学校等を通じて奨学金貸与の申

込みを受け付け、進学後の奨学金を予約する制度。

在学採用：進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込みを受け付け、奨学金を貸与する制度。

(注2) 平成25年度においては、在学採用では100%貸与出来ているが、これは、予約採用段階で無利子の貸与の条件を満たしつつも採用に至らなかった学生等のうち多くの者が予約採用の有利子を選択したことが原因の一つと考えられる。

(出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ(平成25年度実績))

○ひとり親家庭の親の就業率

・母子家庭の就業率：80.6%

(正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%)

・父子家庭の就業率：91.3%

(正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%)

(出所：平成23年度全国母子世帯等調査)

○子供の貧困率 16.3%

(注) 17歳以下の子供全体に占める、貧困線(等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分の額)に満たない17歳以下の子供の割合。

(出所：平成25年国民生活基礎調査)

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

(注) 子供がいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満で子供(17歳以下)がいる世帯)のうち、大人(18歳以上)が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合。

(出所：平成25年国民生活基礎調査)

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、総合的な子供の貧困対策を展開する。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、学力や学校運営等に課題がある市町村に対し、国が直接改善方策の専門的助言・体制の整備など重点的な支援を行うことを通じ、当該市町村の自律的な改善サイクルを確立する。

また、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促進する。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図る。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図る。

さらに、一人一人、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカー等と連携し、家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進し、保護者に対する家庭教育支援を充実する。

(地域による学習支援)

放課後子供教室や学校支援地域本部、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

(高等学校等における就学継続のための支援)

高校中退を防止するため、高等学校における指導体制の充実を図る。特に、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組を推進する。

また、高校中退者等について、学校がハローワーク等に対し高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供の充実を図る。

高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレット作成、教員向けの説明会の実施等により、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することを目的として、先進的で卓越した取組を行う専門高校における調査研究を推進する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであると考えられる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられるよう、「第2期教育振興基本計画」等に基づき、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進める。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額については、世帯の所得の状況を勘案して設定することとしており、特に低所得世帯の負担軽減を図る。

また、質の高い幼児教育を保障するに当たっては、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から、幼児期に取り組むべき教育の内容について検討を行い、充実を図るとともに、自治体における保幼小連携の推進や教職員の資質能力の向上のための研修の充実等の方策について検討を進める。

さらに、幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、就学前の子供を持つ保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。

(「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減)

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、平成26年度以降の入学生を対象とする高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などについて、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

また、私立高等学校等が行う授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援に引き続き取り組む。

そのほか、国立学校においても、貧困の状況にある子供の受入れの拡大を図る。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。

また、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。

また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から、地域での事例も参考に、学習支援事業を実施する。

また、児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援を推進するとともに、ひとり親家庭の子供が気軽に相談できる児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣や学習支援ボランティア事業を通じ、子供の心に寄り添うピア・サポートを行いつつ学習意欲の喚起や教科指導等を行う。

そのほか、放課後補習や、放課後子供教室、学校支援地域本部、土曜日の教育活動等を推進し、放課後等の学習支援を充実する。その際、NPO等と各自治体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る（再掲）。

また、高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実のほか、大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減を図る。

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

悩みを抱える学生が互いに話し合えるネットワークの構築のため、学生が集まり、コミュニケーションを図ることができるスペースを学生相談室等に設置することや、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

(夜間中学校の設置促進)

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜間中学校について、その設置を促進する。

(子供の食事・栄養状態の確保)

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計相談支援事業を実施する。

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。また、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図る。併せて、家庭での育児や子供の世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした生活支援講習会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活支援を図る。

(保育等の確保)

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、社会福祉及び児童家庭福祉について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

(保護者の健康確保)

家庭での育児や家事、精神面・身体面の健康管理等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行う。また、ひとり親家庭が定期的に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行う。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う。

全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談、助言等を行う。また、乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言等を行う。

(母子生活支援施設等の活用)

専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援する。

(2) 子供の生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。また、児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うとともに、施設関係者へ周知し、その活用を図る。

(食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、「健やか親子21」の趣旨や内容も踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、地域における食育の推進を図る。

また、保育所を始めとした児童福祉施設において、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

なお、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所における食

事の提供ガイドライン」を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。

また、児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、小規模化等による家庭養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、食の持つ力を最大限に活用した支援を行う。

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援)

生活困窮者自立支援制度においては複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施する。なお、これらの事業を含め生活困窮者への支援を行う際には、例えば、子供にとって食習慣の維持が不可欠であることに十分配慮するなど、対象者の状況に応じた個別的な支援を行う。

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成 29 年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進する（再掲）。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備を推進する（再掲）。

ひとり親家庭の子供の保育等を確保するため、保育所や放課後児童クラブにおいて行われているひとり親家庭への特別の配慮について、その他の事業への適用を検討する（再掲）。

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討する。

(4) 子供の就労支援

(ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する（再掲）。

(親の支援のない子供等への就労支援)

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

(定時制高校に通学する子供の就労支援)

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

(高校中退者等への就労支援)

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

社会的養護の推進のため、児童養護施設における職員の配置基準の見直しや里親支援担当職員の配置の推進等について検討する。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、自治体が行う先進的な取組を紹介するなど人材の確保に努める。

また、児童相談所職員の専門性を強化するための研修など相談機能の強化の取組について支援を行う。

(相談職員の資質向上)

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修や、生活保護世帯の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

また、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、専門的かつ実践的なテキストやカリキュラムを作成するとともに、当面は国において研修を行う。

さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを図る。

また、福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行う（再掲）。

(住宅支援)

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行うほか、多子世帯等に対する地域優良賃貸住宅における家賃低廉化や、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する相談及び住宅改修の支援等を実施しており、引き続きこうした取組により子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行う。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。

3 保護者に対する就労の支援

(親の就労支援)

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う（再掲）。就業支援専門員は、ひとり親家庭の雇用形態の改善のため、キャリアアップ・転職支援も行う。また、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図る。

高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行う。また、母子家庭の母等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用奨励金などの各種雇用関係助成金の活用を推進し、親の就労機会の確保に努める。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就

労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(親の学び直しの支援)

自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。

(就労機会の確保)

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援を推進する。また、各府省庁は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める。

4 経済的支援

(児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し)

児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しを行ったところであり、事務の円滑な履行に努める。

(ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討)

ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査・研究の実施を検討する。

(母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

母子福祉資金貸付金等について、貸付対象を父子家庭に拡大したところであり、貸付事務等の円滑な履行に努める。

(教育扶助の支給方法)

生活保護における教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用について、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうした仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実

施する。

(生活保護世帯の子供の進学時の支援)

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学
考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本
人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合につ
いては、収入として認定しない取扱いとする。

(養育費の確保に関する支援)

両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われることは、親としての
経済的な責任を果たすだけでなく、子供の福祉の観点からも望ましいこと
であることから、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援セ
ンター等において、養育費に関する相談支援を行う。

5 その他

(国際化社会への対応)

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済
状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青
年に対する参加支援等に努める。

第5 子供の貧困に関する調査研究等

これまで我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われてきたとはいえない状況にある。上記第2の基本的な方針を踏まえ、今後の対策推進に資するよう、以下に掲げるような子供の貧困に関する調査研究等に取り組むこととする。

1 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態を適切に把握し、分析するための調査研究を継続的に実施する。

また、今後、子供の貧困対策として様々な施策が実施されることになるが、それらの施策の実施状況や対策の効果等の検証・評価に資するよう、子供の貧困対策の効果等に関する調査研究の実施について検討する。

2 子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究

子供の貧困に関する指標については上記第3に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後さらに適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討する。

3 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

国や地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するよう、子供の貧困の実態や国内外の調査研究の成果等子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積を行う。

また、地方公共団体が地域における子供の貧困の実態、地域の実情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう、全国的な子供の貧困の実態や特色ある先進施策の事例など必要な情報提供に努める。

第6 施策の推進体制等

1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、子供に関連する全ての政策分野、特に、児童虐待対策分野、青少年育成支援分野等との緊密な連携に留意する。

さらに、子どもの貧困対策会議が、施策の総合推進機能を十分に発揮できるように、同会議の事務局である内閣府の担当部署を中心に、必要な推進体制の構築とその効果的な運用に努める。

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要である。

このため、都道府県など地方公共団体において子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた子供の貧困対策についての計画が策定されるよう働きかけるとともに、情報提供等の適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用を視野に入れて地方公共団体の取組を支援する。

3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。

4 施策の実施状況等の検証・評価

子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。

このため、子どもの貧困対策会議の下において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための仕組みを設ける。

5 大綱の見直し

本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する。



本市の子どもの貧困等に関する状況

2015年7月22日



子どもの貧困に関する状況 まとめ

1.生活保護世帯

- 過去20年間で保護世帯数は3.4倍の増加、母子世帯は3.8倍の増加
- 20歳未満の被保護人員数は10,415人
- H26の15歳未満被保護率（人員）は1.54%
- 中学校卒業後の全日制高校進学率は全国が67.6%（H25）に対し、本市は52%（H26）
- 大学等進学率は全国が19.2%（H25）に対し、本市は22.6%（H26）

P3-

2.ひとり親世帯

- H22の18歳未満の子どもを持つひとり親世帯数は26,348世帯。18歳未満の子どもを持つ一般世帯に対する比率は7.3%
- 母子世帯の84.7%、父子世帯の90.5%が就業している。母子世帯のうち、正社員の就業率は35.5%
- 生活保護を受給する母子世帯のうち就業している比率は55.9%
- 児童扶養手当の支給対象児童数は平成25年度で3万1千人

P10-

3.社会的養護

- 平成25年度末現在、乳児院に91人、児童養護施設に572人が措置されている。18歳未満人口に占める比率は0.11%
- 本市の児童養護施設では、恒常的に措置人員数が市内施設定員を上回っている
- 中学卒業後の高等学校等への進学率は100%
- 大学等進学率は全国が11.4%に対し、本市は15.8%

P18-

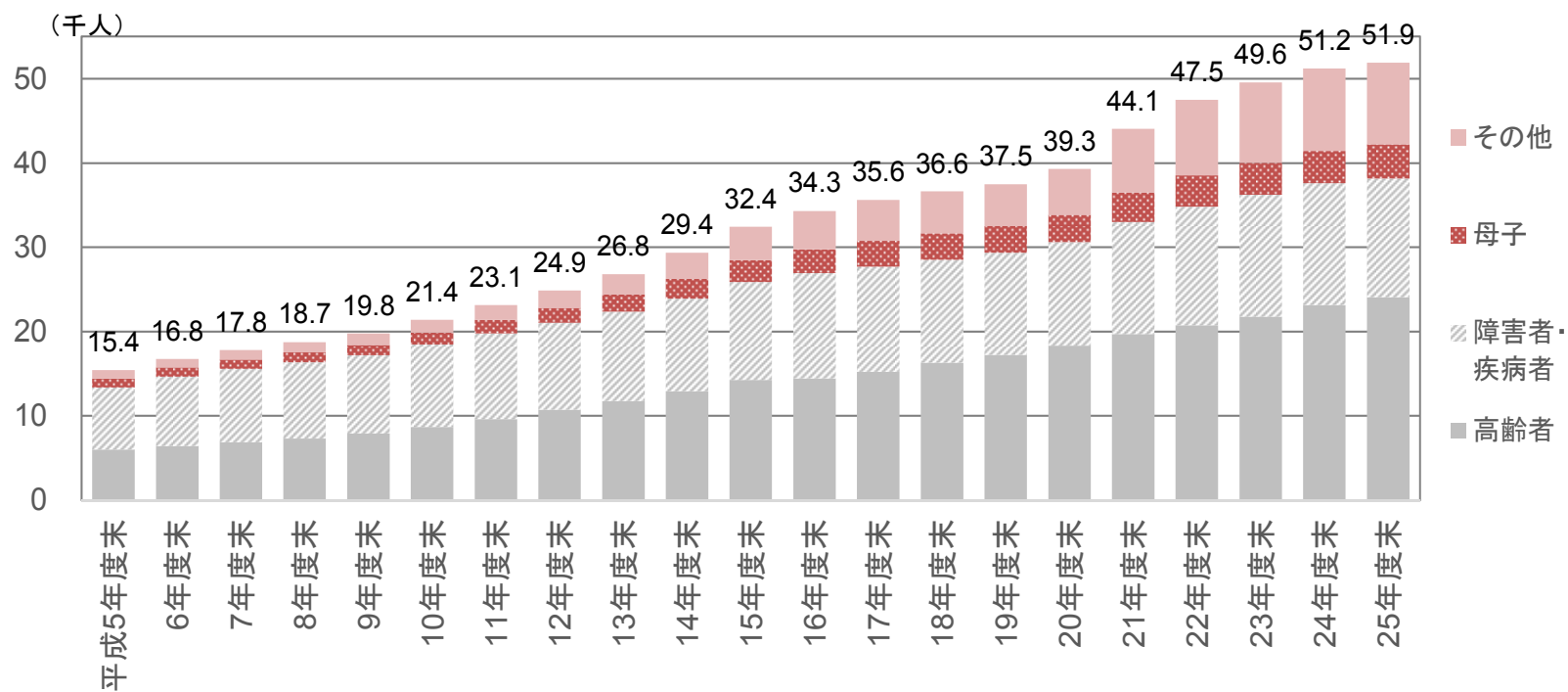
4.子育て世帯の所得

- 平成26年度末における保育所利用者に占める生活保護・住民税非課税世帯の比率は10.8%
- 平成26年度の幼稚園利用者に占める生活保護・住民税非課税世帯の比率は4.0%
- 平成25年度の就学援助認定率は14.8%、認定者数は39,593人

P24-

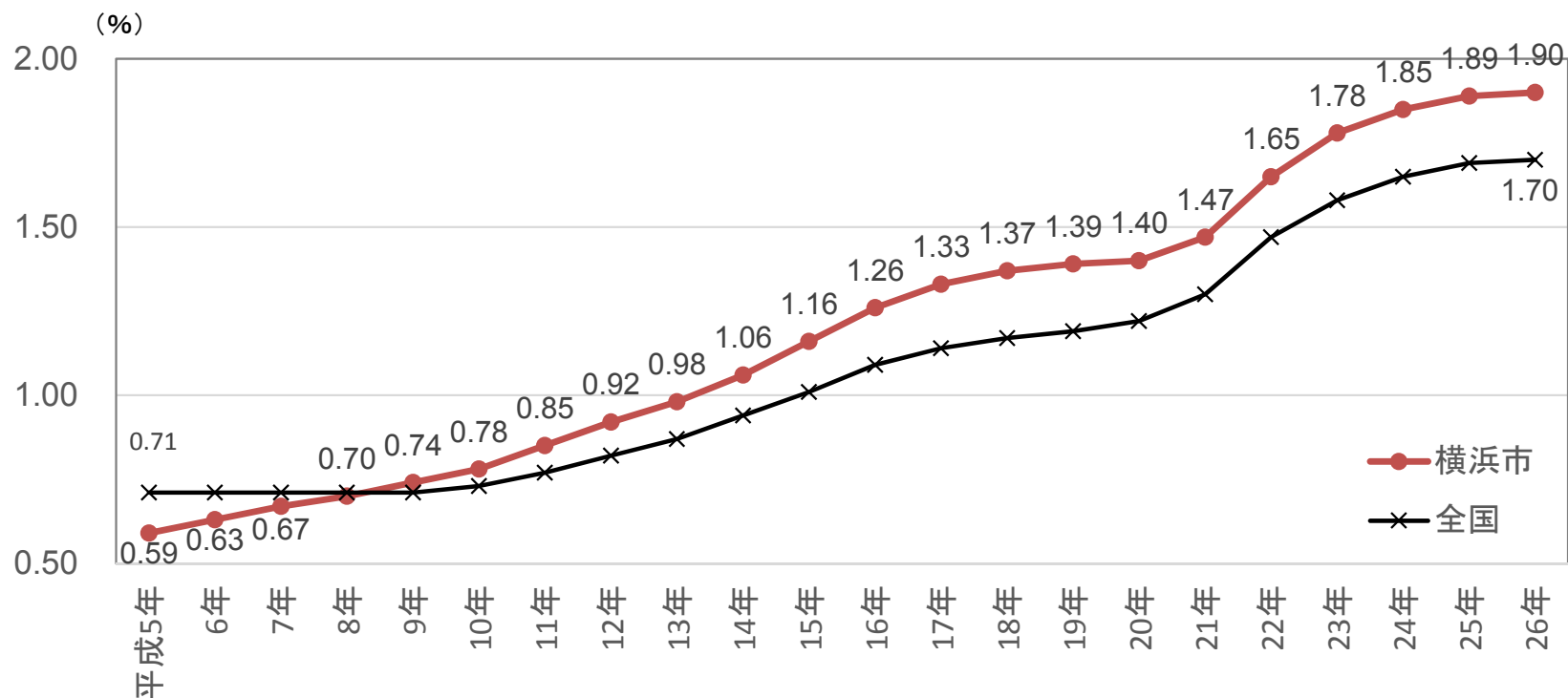
1 生活保護世帯の子どもの状況

1-1 本市の生活保護受給世帯数の推移



- 生活保護受給世帯数は過去20年間で約1万5千世帯から5万2千世帯と約3.4倍の増加
- その内、母子世帯は1,074世帯から4,033世帯となり約3.8倍の増加

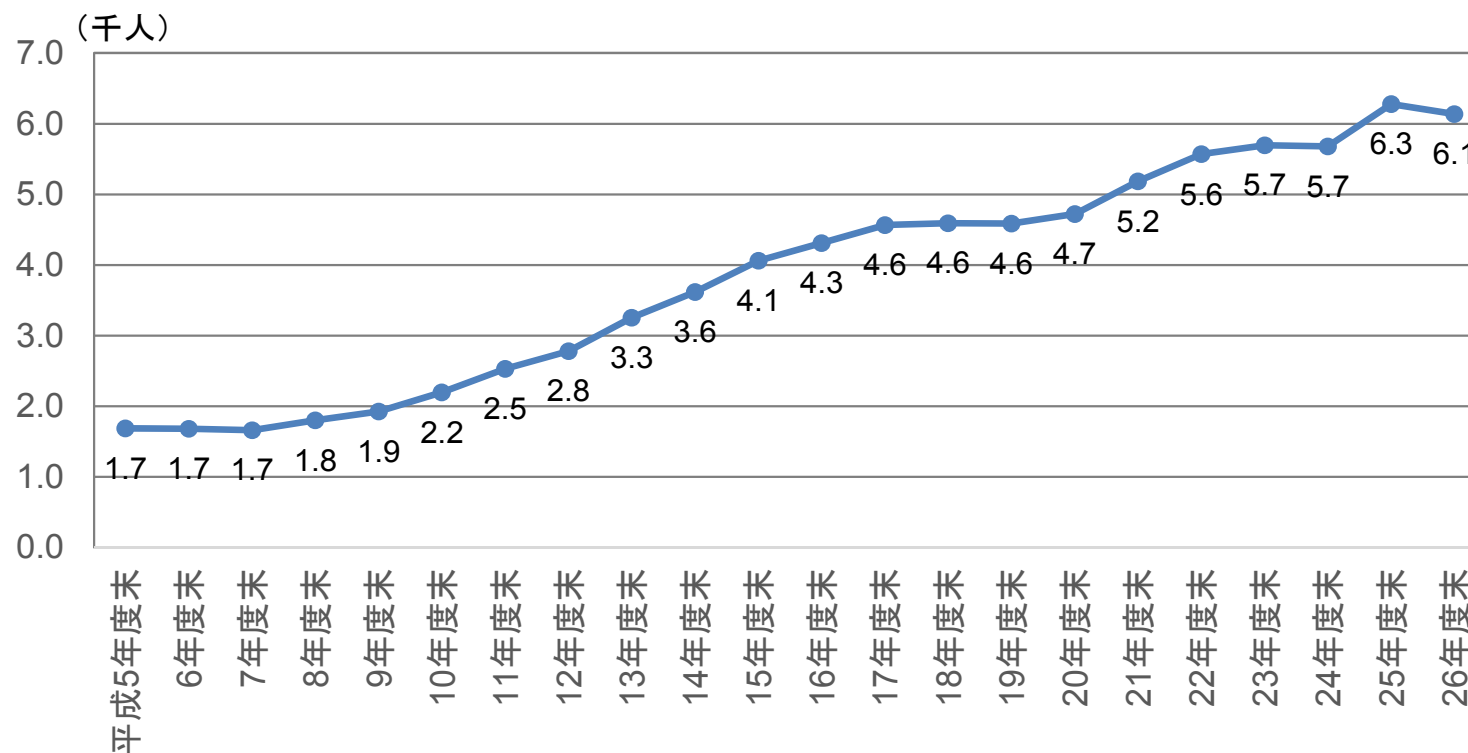
1-2 生活保護率の推移（全国、横浜市）



※各年度4月時点

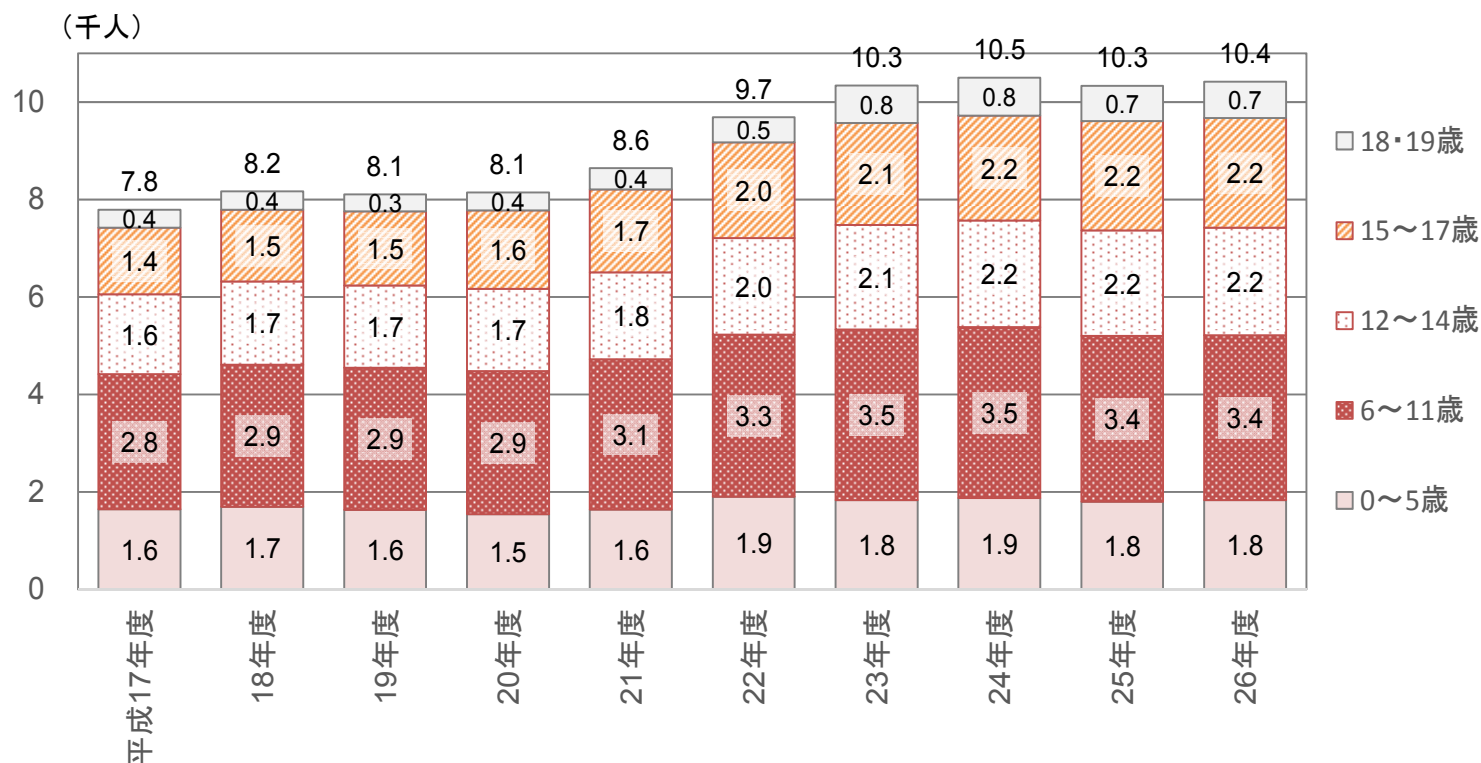
- 本市の生活保護率は平成8年以降、全国の保護率を上回っている
- 過去20年間で生活保護率は0.59%から1.90%となり3.2倍の増加

1-3 生活保護世帯の教育扶助保護人員数の推移



- 教育扶助（義務教育に伴って必要な学用品費等）を受給する小・中学生の数は、平成5年度末は1,686人であったが、平成26年度末には6,136人となり、3.6倍に増加

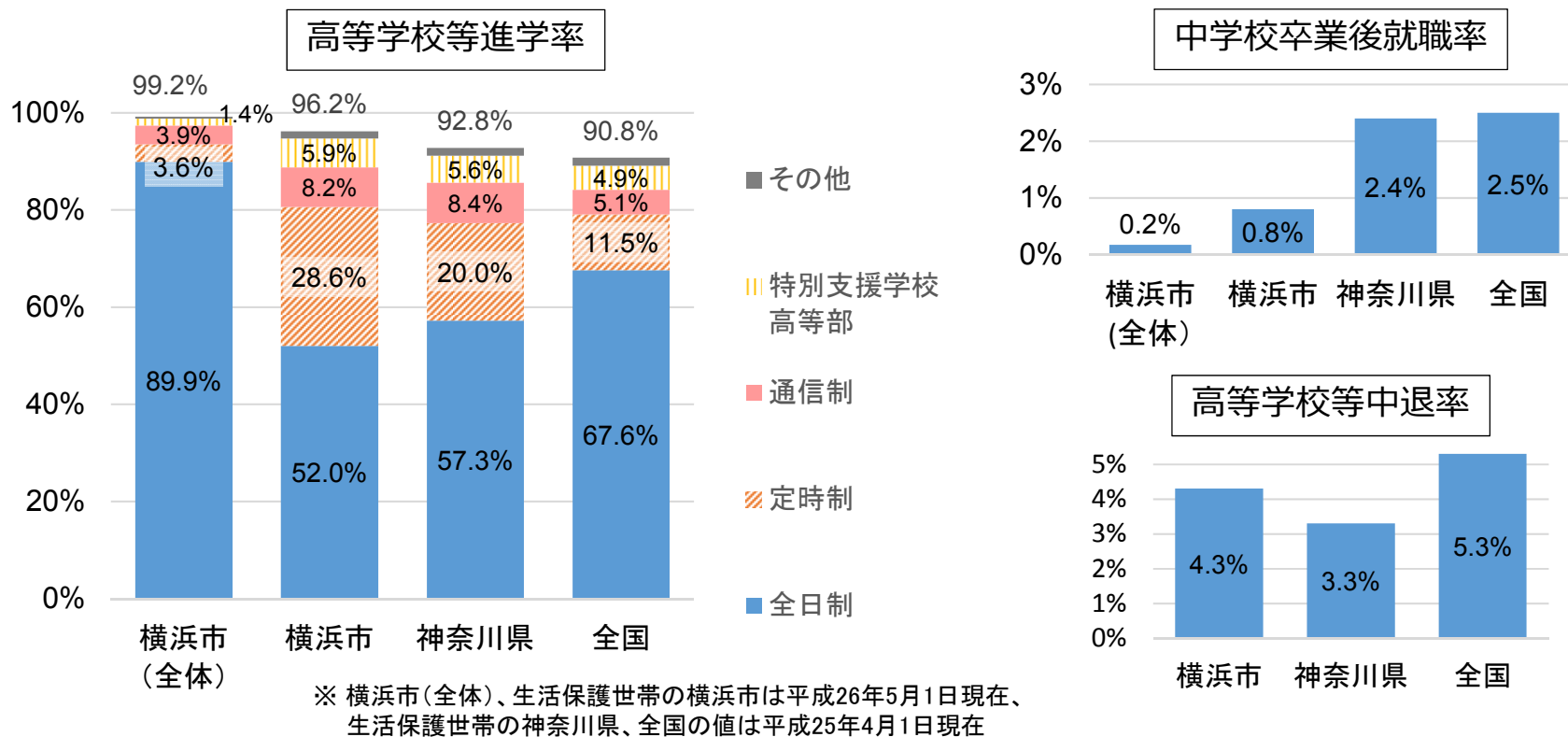
1-4 年齢階級別被保護人員数の推移（20歳未満）



※ 平成22年までは各年7月1日現在、平成23年以降は7月31日現在

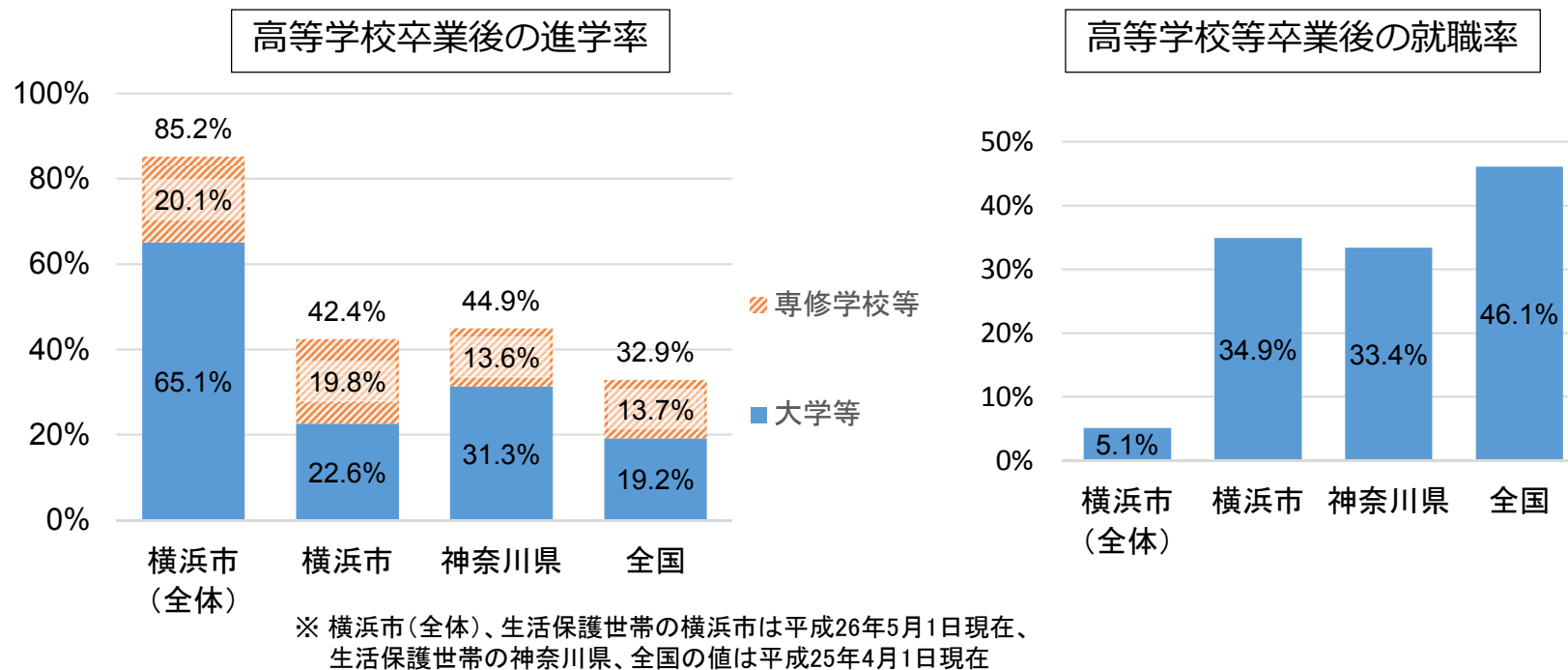
- 生活保護受給世帯に属する20歳未満の子ども数は、平成17年に7,786人であったが、平成20年のリーマン・ショック以降に急増し、平成26年では10,415人となっている

1-5 生活保護世帯に属する子どもの中学校卒業後の進路、高等学校等中退率（全国、神奈川、横浜）



- 高等学校等への進学率は、全体では99.2%で、生活保護世帯は96.2%とやや下回る。中学卒業後就職率は、全国、神奈川の水準を下回り0.8%となっている
- 高等学校の種別では、全日制高校への進学率は、市全体では89.9%、生活保護世帯では52.0%と大きく下回る。生活保護世帯の定時制への進学率は28.6%と、全国、神奈川を上回っている
- 高等学校等中退率は4.3%で、全国より低いものの、神奈川県を上回っている

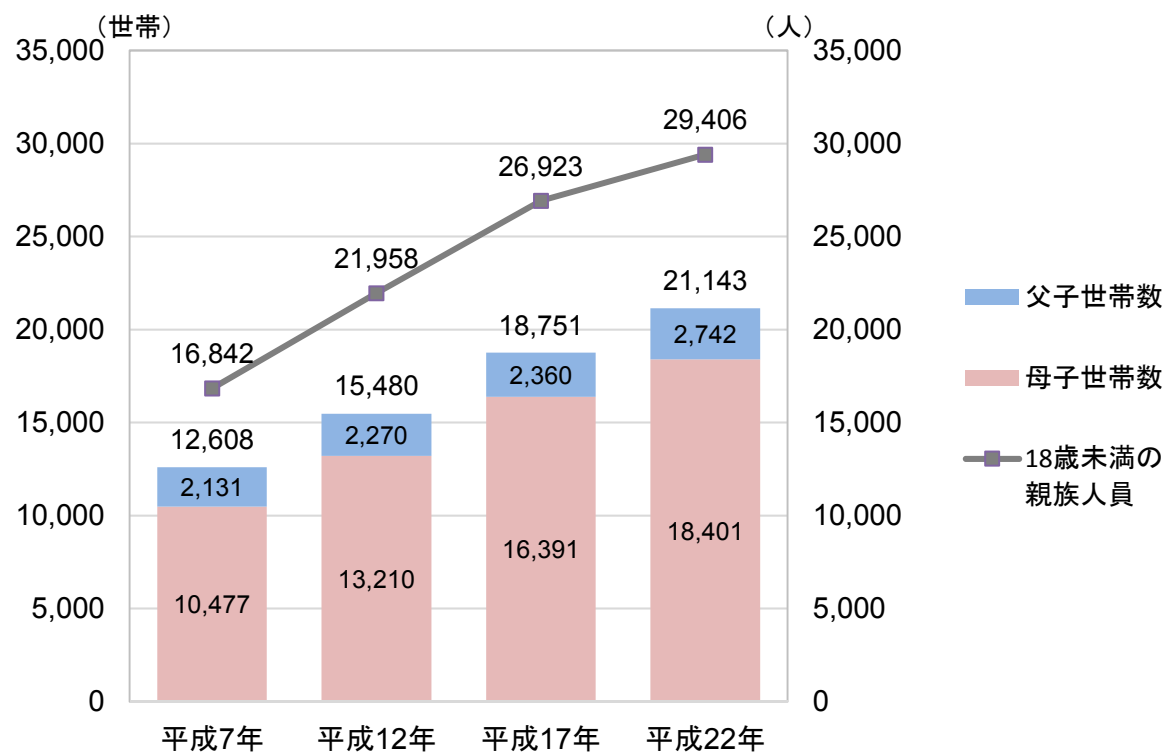
1-6 生活保護世帯に属する子どもの高等学校卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)



- 高等学校卒業後の進学率は、市全体が85.2%に対し、本市の生活保護世帯では42.4%であり、現状では大学進学の場合、世帯分離するなど保護制度上の制約がある
- 生活保護世帯の高等学校卒業後の就職率は34.9%であり、進学、就職以外の者が2割程度存在する

2 ひとり親世帯の子どもの状況

2-1 母子・父子世帯数（国勢調査）



※各年10月1日現在

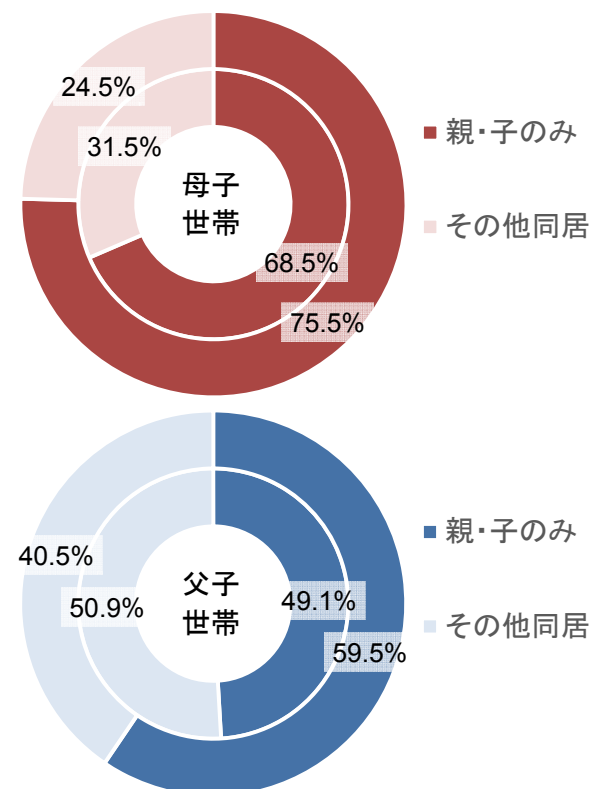
※上記の母子・父子世帯数は、ひとり親と子どものみで構成される世帯であり、例えば母子世帯と祖父母同居のような他の世帯員がいる母子・父子世帯を含まない

- 母子世帯数は平成22年までの15年間で、10,477世帯から18,401世帯となり1.76倍に増加した
- 母子・父子世帯に属する18歳未満人員は16,842人から29,406人となり1.75倍に増加した

2-2 他の世帯員のいるひとり親世帯（平成22年国勢調査）

	ひとり親と子ども のみの世帯	他の世帯員と同 居世帯	合計
母子世帯・父子世帯合計	21,143	7,734	28,877
6歳未満の子どもあり	3,644	1,871	5,515
18歳未満の子どもあり	19,237	7,111	26,348
母子世帯・父子世帯人員	54,588	31,859	86,447
6歳未満の親族人員	4,219	2,051	6,270
18歳未満の親族人員	29,406	9,494	38,900
母子世帯数	18,401	5,910	24,311
6歳未満の子どもあり	3,302	1,516	4,818
18歳未満の子どもあり	16,833	5,476	22,309
母子世帯人員	47,697	24,116	71,813
6歳未満の親族人員	3,816	1,664	5,480
18歳未満の親族人員	25,895	7,235	33,130
父子世帯数	2,742	1,824	4,566
6歳未満の子どもあり	342	355	697
18歳未満の子どもあり	2,404	1,635	4,039
父子世帯人員	6,891	7,743	14,634
6歳未満の親族人員	403	387	790
18歳未満の親族人員	3,511	2,259	5,770

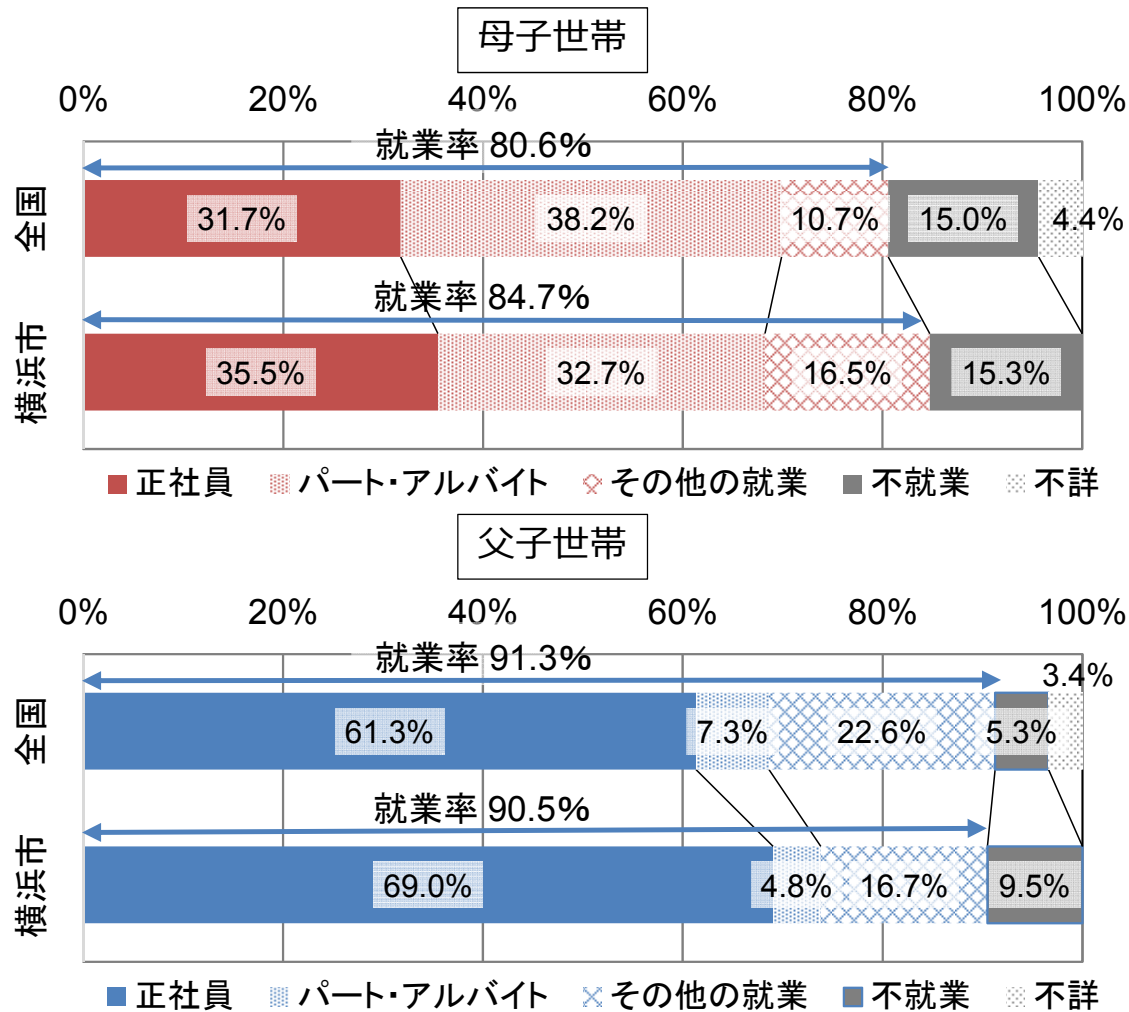
※平成22年年10月1日現在



※母子世帯、父子世帯とも、内円は6歳未満の子どものいる世帯、外円は18歳未満の子どものいる世帯

- 平成22年のひとり親世帯数は28,877世帯。18歳未満の子どものいる一般世帯（359,819世帯）のうち、ひとり親世帯（26,348世帯）は7.3%を占める。ひとり親世帯に属する18歳未満の子どもの数は38,900人
- 6歳未満の子どものいる母子世帯では68.5%が親・子のみの世帯。父子世帯では49.1%が親・子のみの世帯。

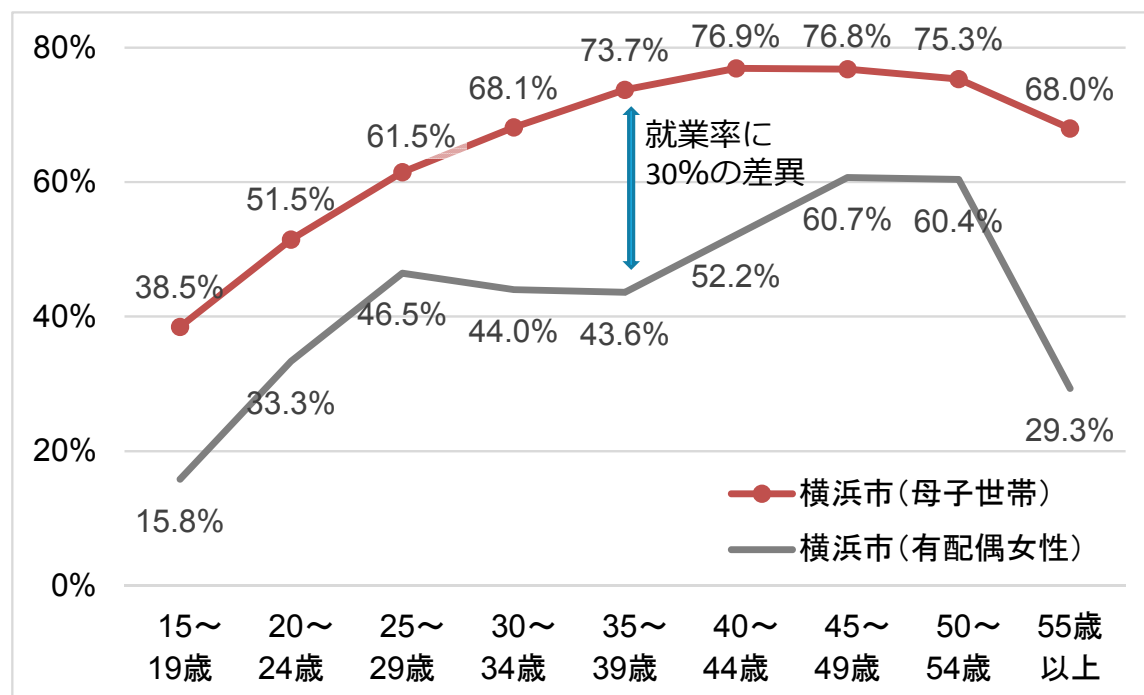
2-3 ひとり親世帯の親の就業率（全国・横浜市）



※横浜市は平成24年度母子家庭等実態調査、全国は平成23年度全国母子世帯等調査

- 本市の母子世帯の母親のうち、正社員での就業は35.5%、パート・アルバイトでの就業が32.7%で、その他の就業と合わせると就業している割合は84.7%
- 本市の父子世帯の父親のうち、正社員での就業は69.0%、パート・アルバイトでの就業が4.8%で、その他の就業と合わせると就業している割合は90.5%となっている。
- 母子世帯はいわゆる非正規就業の従事割合が高い
- 本市の母子世帯、父子世帯の親が正社員で働く比率は全国平均を上回っている

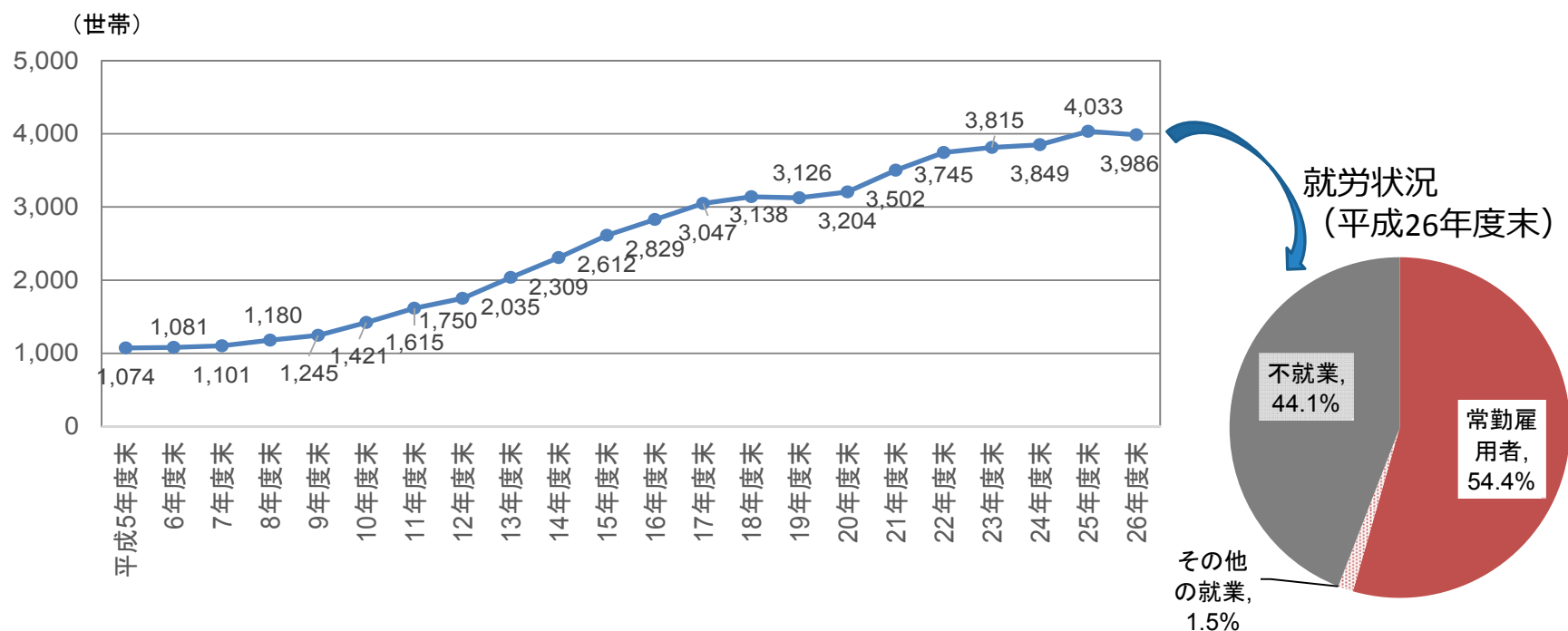
2-4 本市の有配偶女性と母子世帯の母親の就業率 (5歳階級別、平成22年国勢調査)



平成22年10月1日現在

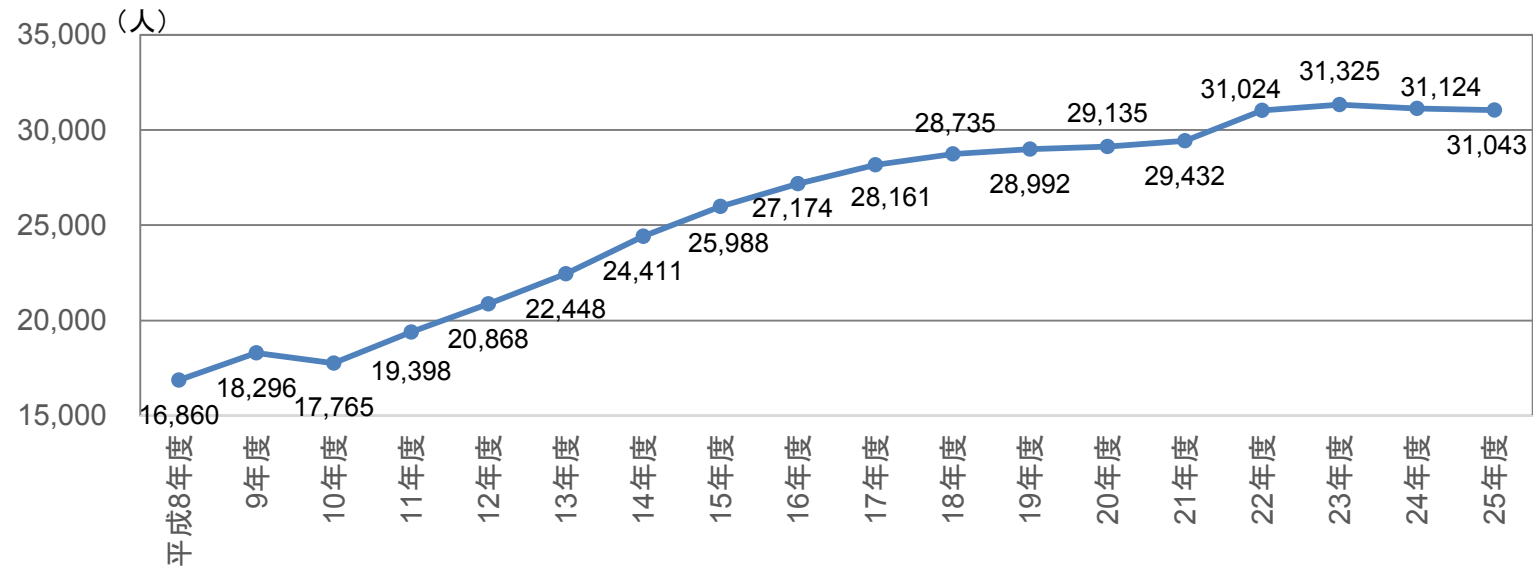
- 母子世帯（親と子のみの世帯）の母親の就業率は、有配偶女性の就業率を一貫して上回っている
- 有配偶女性では子育て期の30代に就業率が落ち込む形状だが、母子世帯の母親は20代～40代に至るまで就業率が上昇し続けている

2-5 生活保護受給対象の母子世帯数



- 生活保護を受給している母子世帯数は過去20年間で約3.7倍に増加した。
- 平成22年国勢調査の母子世帯数（母親と子のみ、18,401世帯）と対比すると、母子世帯の20.4%が生活保護を受給している
- 平成26年度末現在の生活保護を受給している母子世帯の就業比率は55.9%となっている

2-6 児童扶養手当の支給対象児童数



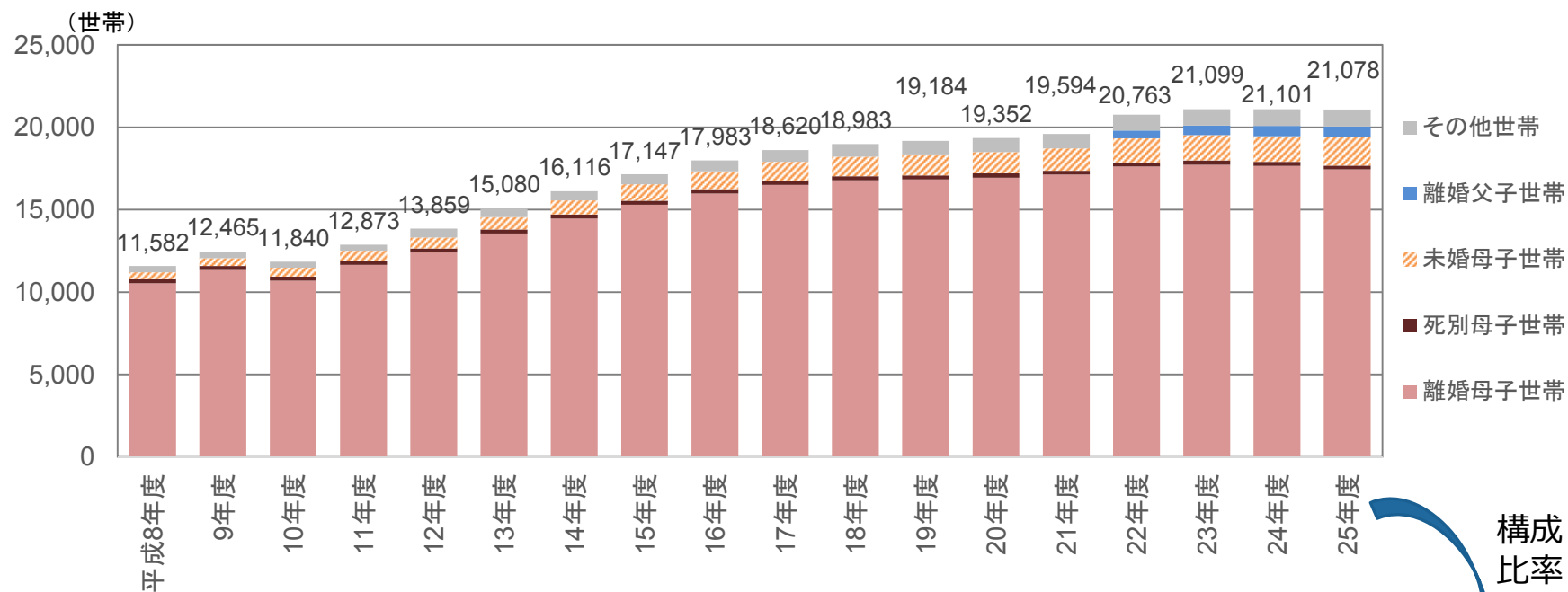
- 児童扶養手当の支給対象児童数は平成25年度で3万1千人となっている
- 平成10年から22年まで増加傾向にあったが、平成22年以降は横ばいとなっている

参考：児童扶養手当の所得制限限度額
(平成26年4月現在)

母と子の2人世帯で、母親が給与所得者のケースの
年間収入額の目安

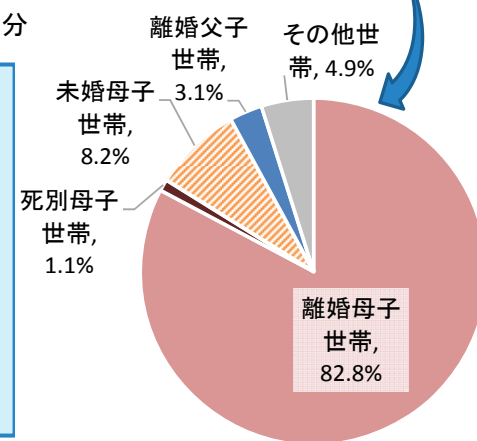
- 年間収入額0～130万円未満：全部支給
- 年間収入額130万～365万円未満：一部支給
- 年間収入額365万円以上：支給なし

2-7 児童扶養手当の支給対象世帯の類型

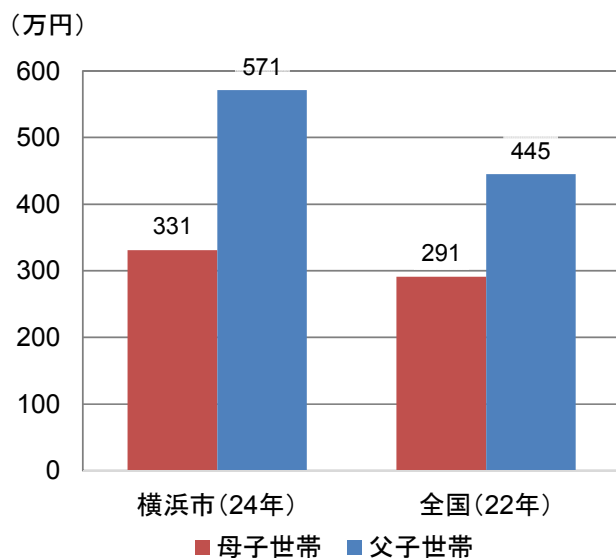


※離婚父子世帯は、平成21年度までその他世帯に含まれ、平成22年度以降は離婚父子世帯として区分

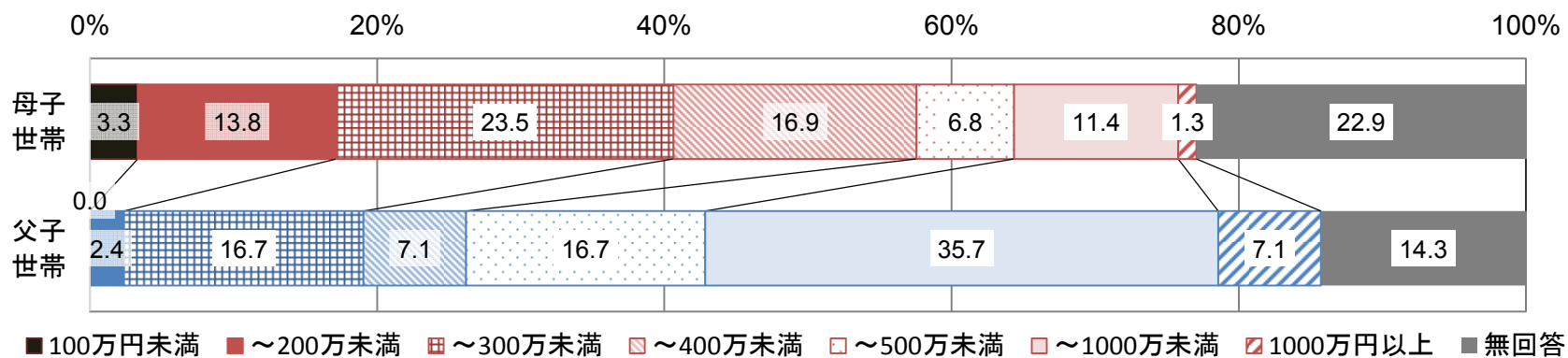
- 児童扶養手当の支給対象世帯数は、平成25年度で2万1千世帯となっている
- 平成25年度の世帯類型別の構成比は、離婚母子世帯が最も多く82.8%、次いで未婚母子世帯が8.2%となっている
- 平成22年国勢調査の母子世帯数（その他世帯員を含む、24,311世帯）と対比すると、母子世帯の80.4%が児童扶養手当を受給している



2-8 ひとり親世帯の世帯収入（年間総収入・税引前）



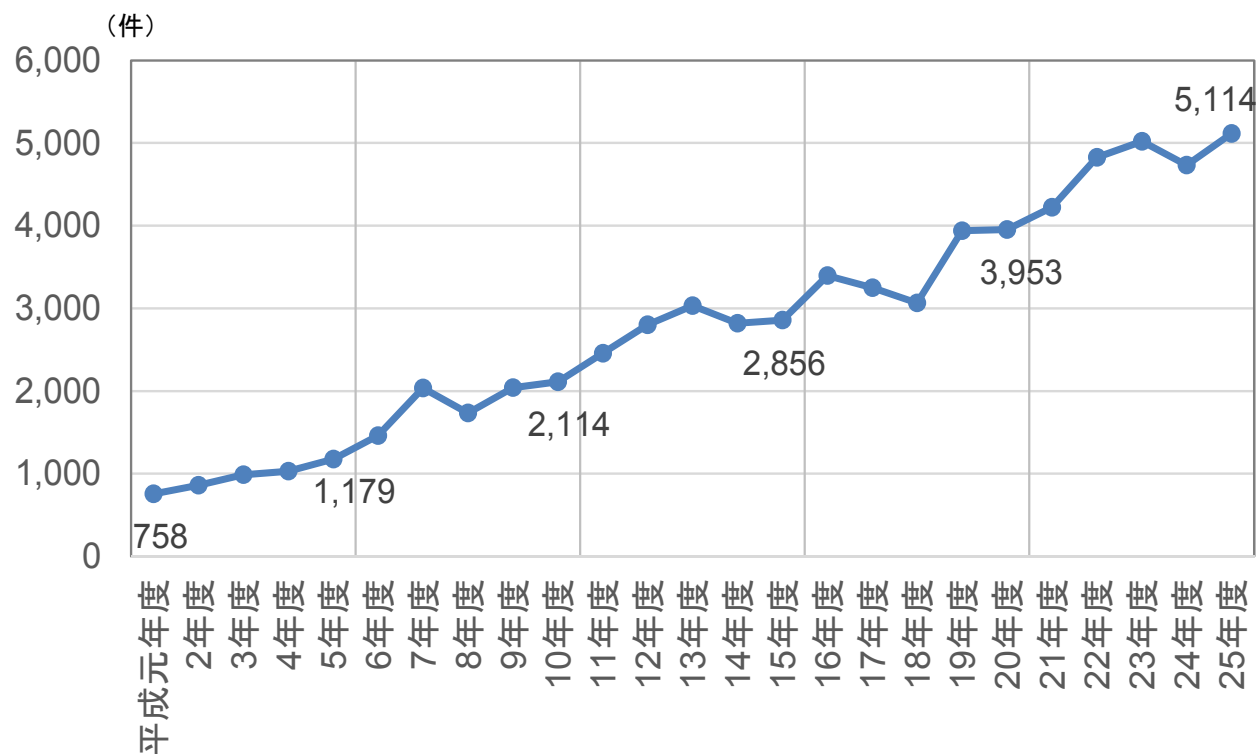
- 本市の母子世帯の年間平均収入は331万円、父子世帯の平均収入は571万円となっている。全国と比較すると母子世帯は40万円、父子世帯は126万円多くなっている。
- 本市の約4割の母子世帯は年間300万円未満の収入（税引前）となっている。3.3%は年間100万円未満の収入となっている。
- 本市の父子世帯の年間収入が300万円未満である比率は約2割となっている。500万円以上1000万円と回答した比率が最も高く35.7%となっている。



※横浜市は平成24年度母子家庭等実態調査、全国は平成23年度全国母子世帯等調査

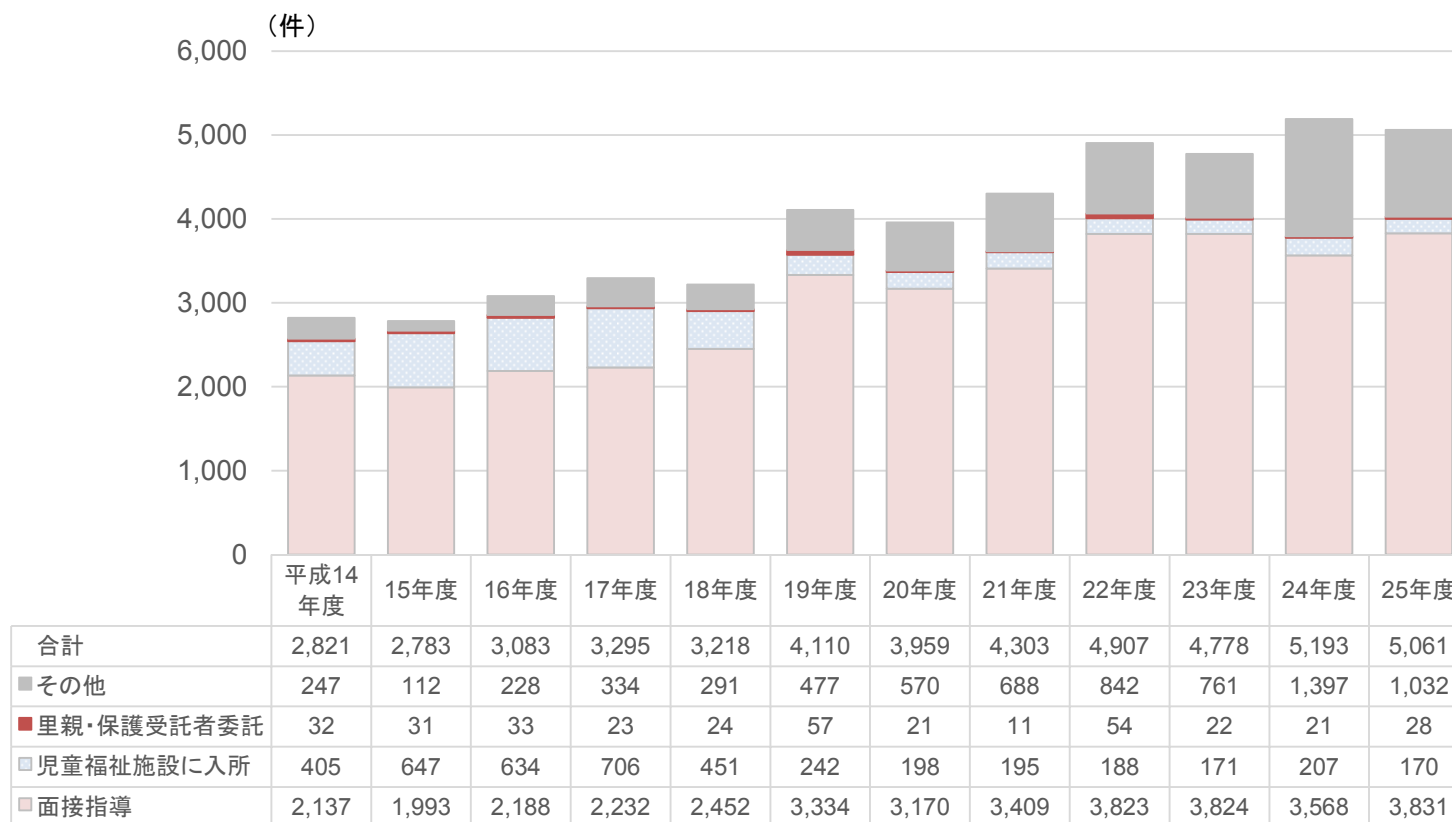
3 社会的養護等の子ども状況

3-1 養護相談新規受付件数の推移



- 養護相談には、児童虐待、家族間の不調、不適切な家庭環境、保護者の養育力不足等に関連する相談内容が含まれる
- 養護相談件数は過去20年で1,179件から5,114件と4.3倍に増加した

3-2 養護相談の処理状況



- 平成25年度では、養護相談件数5,061件のうち、児童福祉施設への入所は170件で全体の3.4%
平成19年から児童福祉施設への入所が減少している
- 面接指導は3,831件で75.7%となっている。虐待や保護者の養育力不足等の問題を抱える家庭を、
関係機関と連携し地域で支える取組が必要となっている

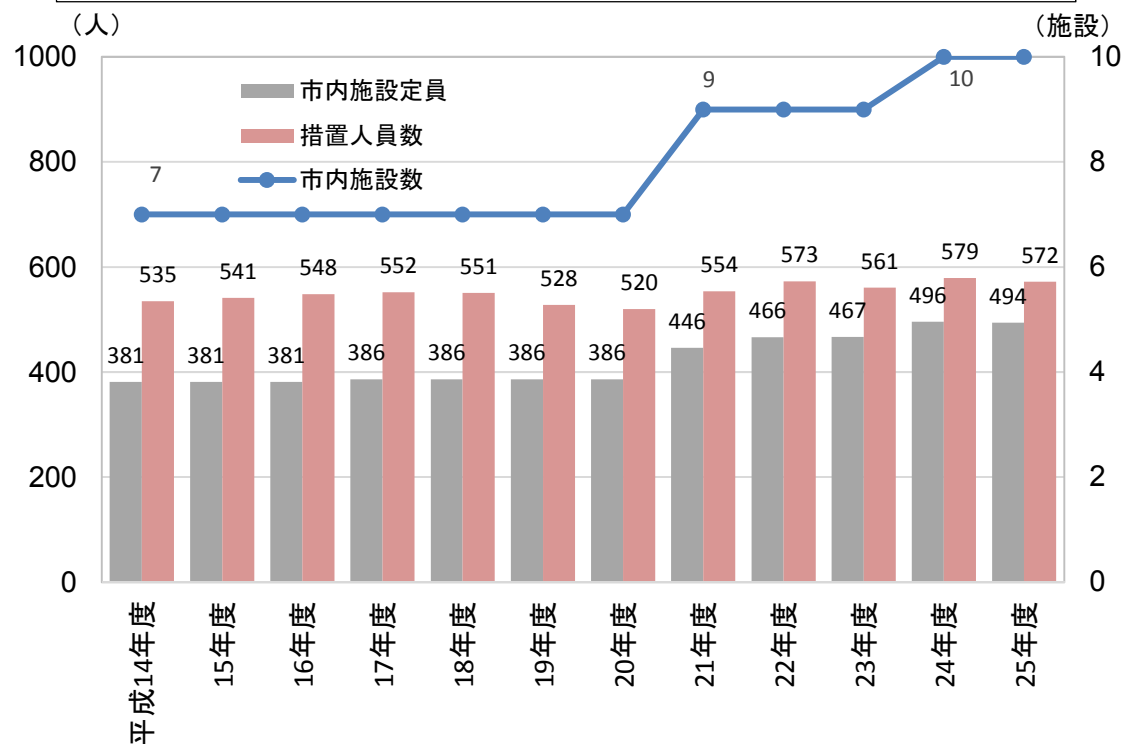
3-3 児童福祉施設への措置状況

児童福祉施設の概況

	市内施設数	市内施設定員	措置人員数
乳児院	3	91	91
母子生活支援施設	8	155	131
児童養護施設	10	494	572
児童自立支援施設	2	31	31

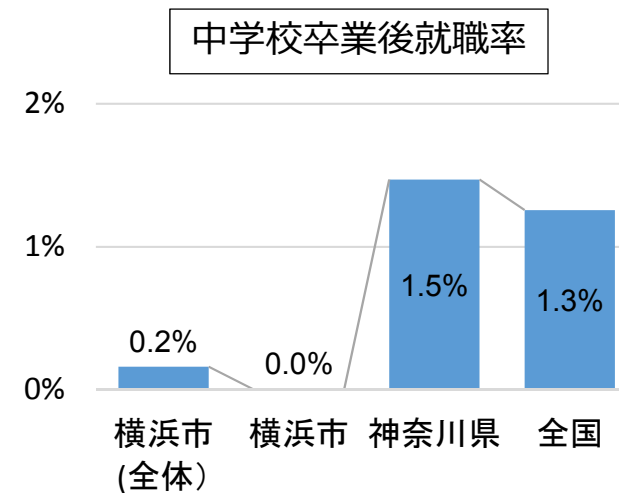
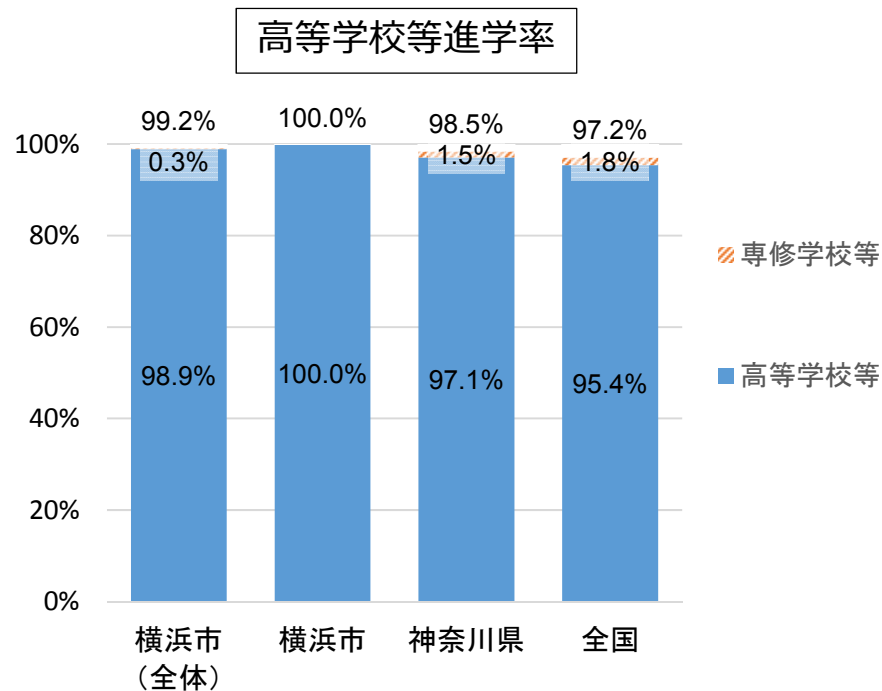
※平成25年度末現在

児童養護施設の市内施設数・定員数、措置人員数の推移



- 平成25年度末現在、乳児院の措置人数は91人、児童養護施設の措置人数は572人で、18歳未満人口に占める乳児院・児童養護施設に措置されている子どもの比率は0.11%となっている
- 児童養護施設では、恒常的に措置人員数が市内施設定員を上回っているが、措置人員数には市外の児童養護施設に措置している児童も含まれている

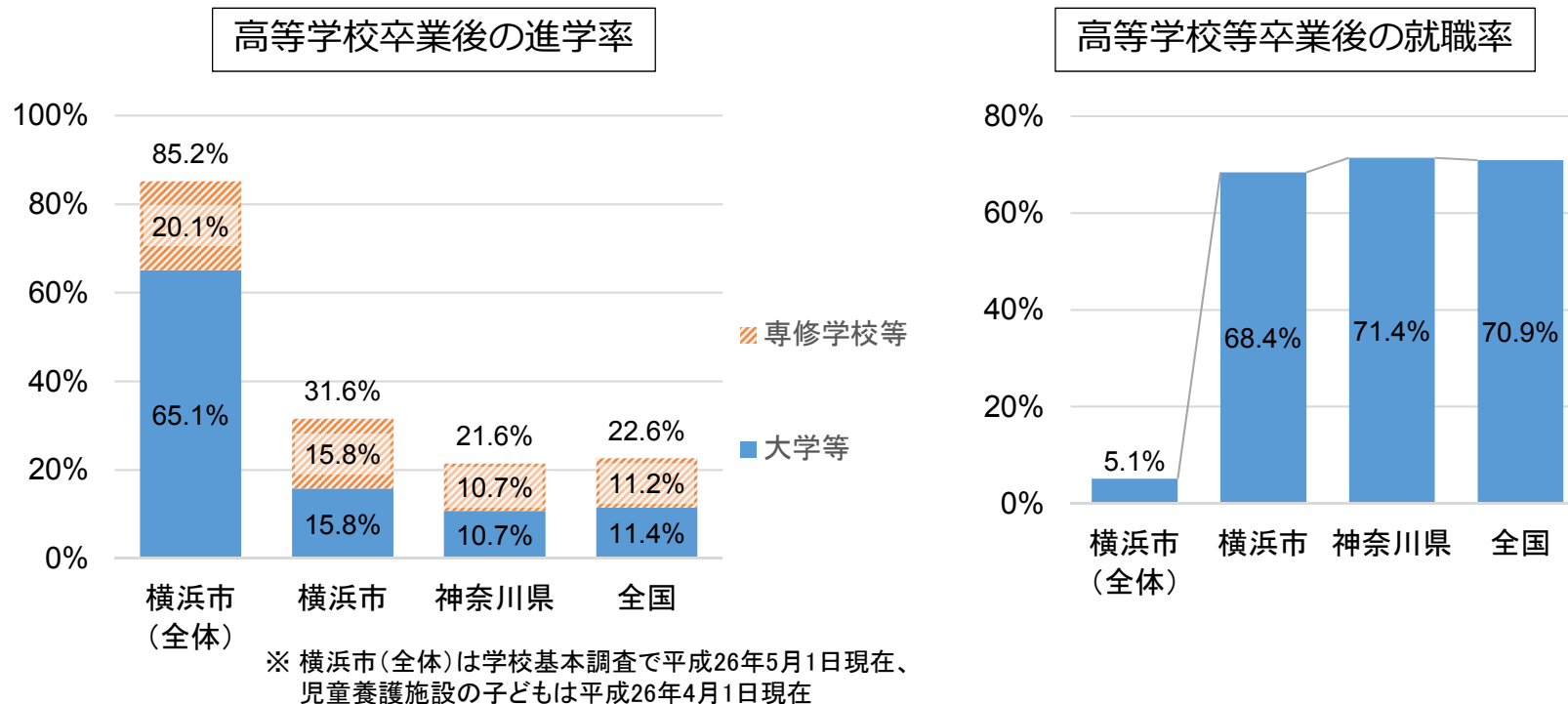
3-4 児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)



※ 横浜市(全体)は学校基本調査で平成26年5月1日現在、
児童養護施設の子どもは平成26年4月1日現在

- 平成26年4月現在、高等学校等への進学率は、本市全体では99.2%となっている
児童養護施設の子どもは100%となっている

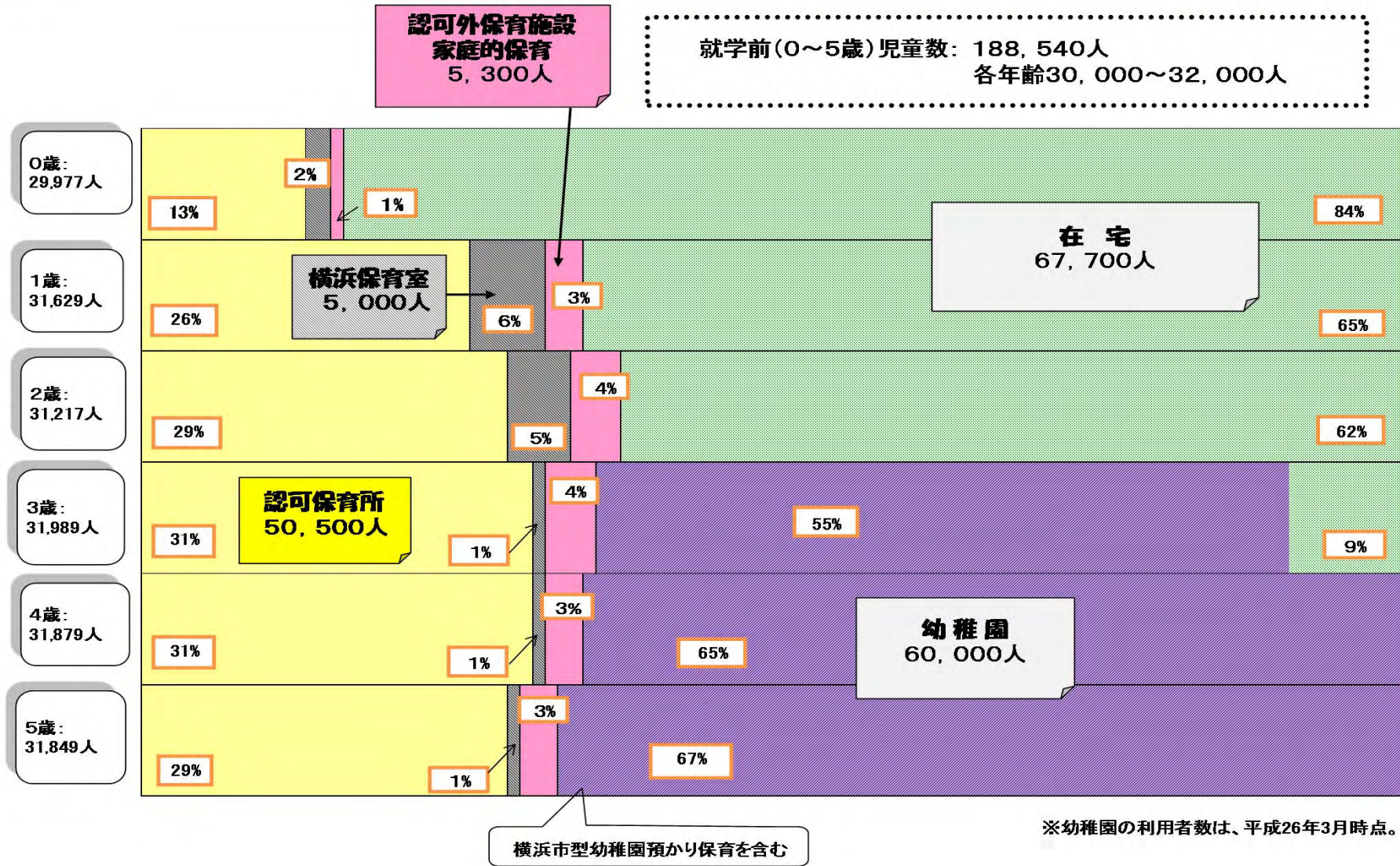
3-5 児童養護施設の子どもの高等学校卒業後の進路 (全国、神奈川、横浜)



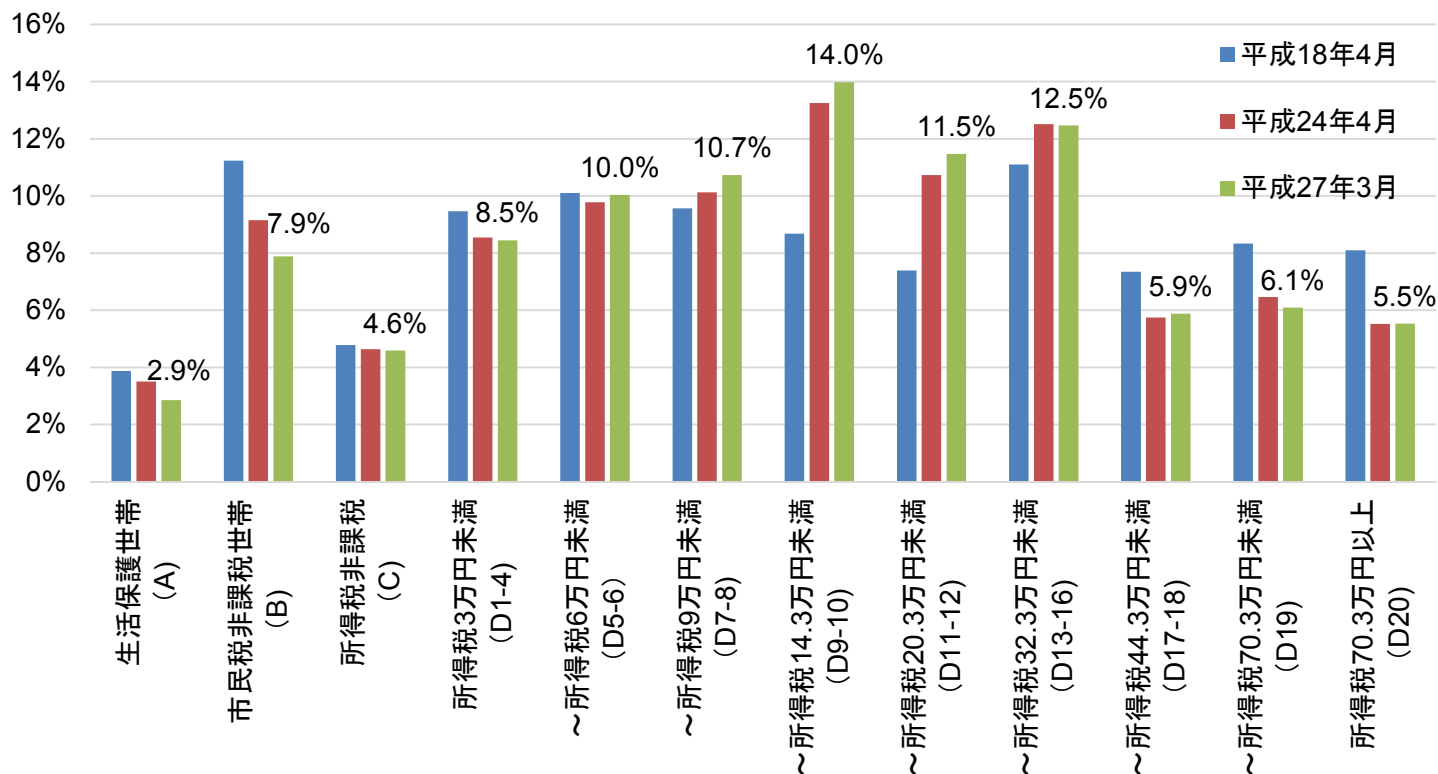
- 平成26年4月現在、高等学校卒業後の進学率は、本市全体では85.2%であるのに対し、児童養護施設の子どもは31.6%で、50ポイント以上の格差が生じている。全国、神奈川県の子どもと比較すると、比較的本市の進学率は高い
- 高等学校卒業後の就職率は68.4%であり、就職を希望する児童の割合は高い

4 子育て世帯の所得に関する状況

4-1 本市の就学前児童の在籍状況（平成26年4月1日時点）



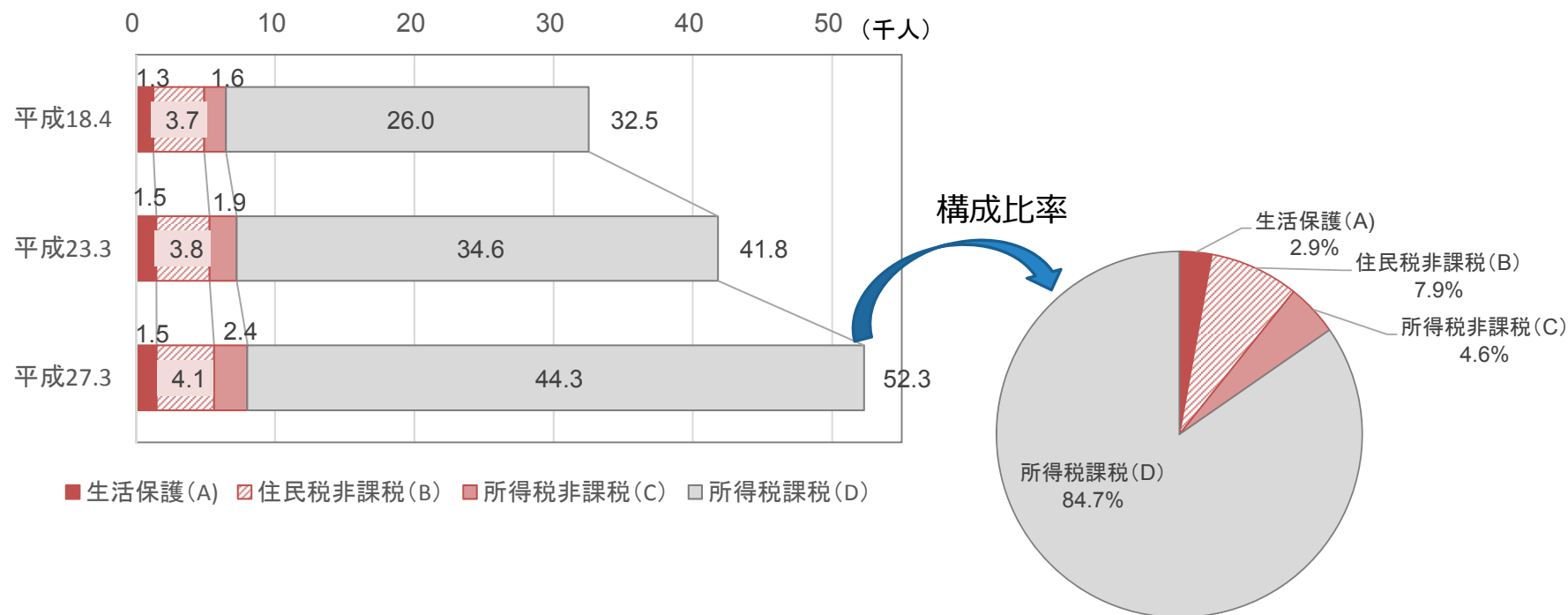
4-2 保育料階層区分別利用者の分布状況



※階層区分は平成18年、平成23年の区分で表記。平成27年は旧区分に合わせて割り当てている

- 平成18年から平成27年にかけて、保育所利用者全体に占める生活保護世帯、市民税非課税世帯の割合は減少している一方で、D17階層より上の高所得者層の割合も減少している
- 上記は、待機児童解消に向けた保育定員の増加に伴い、D9～D16階層の利用者数が大きく増加したため

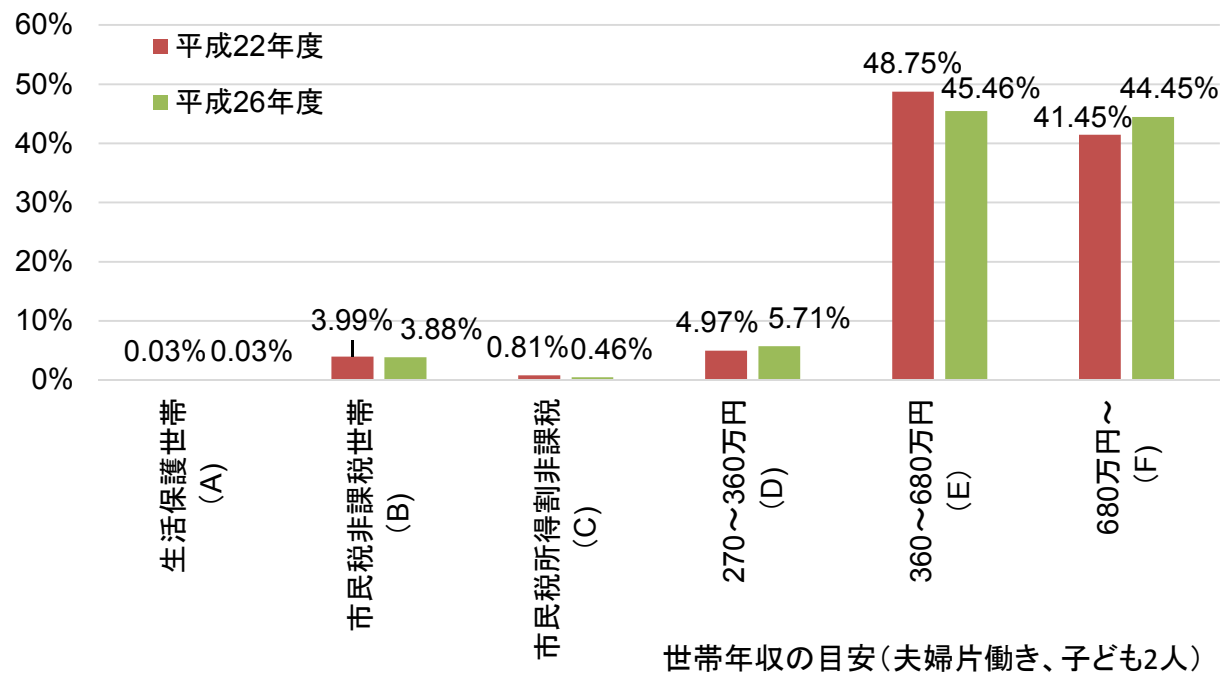
4-3 保育料階層区分別利用者数



※階層区分は平成18年、平成23年の区分で表記。平成27年は旧区分に合わせて割り当てている

- 平成18年から平成27年にかけて、保育所利用者数は約3万3千人から約5万2千人に増加した
- 平成27年3月時点の保育所利用者に占める生活保護世帯の比率は2.9%、住民税非課税世帯は7.9%、所得税非課税世帯は4.6%となっている

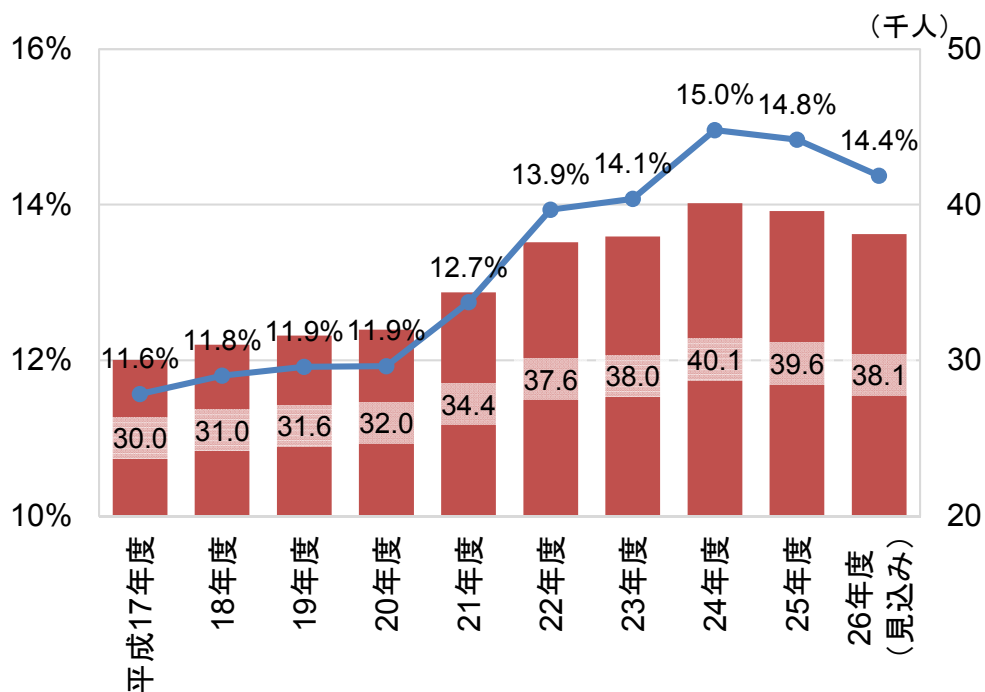
4-4 幼稚園就園奨励補助階層区分別 利用者の分布状況



※世帯年収の目安は、給与所得を得ている夫婦片働きで子どもが2人の世帯として概算

- 幼稚園に就園している生活保護世帯の子どもはほとんどいない
- 平成26年度における幼稚園利用者全体に占めるE、F区分の割合は9割を占める

4-5 就学援助認定者数、認定率（在籍者に対する比率）の推移



本市における就学援助所得基準額
(4人世帯の場合)

年度	所得基準額 (4人世帯)
平成17年度	3,545,810円
平成18年度	3,515,090円
平成19年度	3,515,090円
平成20年度	3,515,090円
平成21年度	3,521,930円
平成22年度	3,583,370円
平成23年度	3,583,370円
平成24年度	3,583,850円
平成25年度	3,582,890円
平成26年度	3,442,942円
平成27年度	3,442,942円

- 就学援助認定者数は平成17年度から平成25年度で約1万人増加し、約4万人となった。平成25年度の就学援助率は14.8%となっている
- 平成26年度に就学援助所得基準額が変更されたこともあり、平成26年の就学援助認定者数、認定率は減少している

子どもの貧困対策等に関する本市事業一覧（案）

別添3

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満（高校生等）	青年期（18歳～）
1 教育の支援	1-（1）「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	1-（1）-① 学校教育による学力保障										
		1-（1）-② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	52	教育相談事業（区教育相談事業） スクールカウンセラー活用事業	いじめや暴力、不登校等の未然防止や、早期発見、早期対応に向けて、児童生徒や保護者、教職員等への心理的な助言を行うため、市立小中学校へカウンセラーを派遣する。また、区役所における相談に対応するため、全区役所にカウンセラーと教育相談員を配置する。	教育委員会事務局			○	○		
			53	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校生活などにおける課題を抱える児童生徒の問題解決について、教育と福祉の視点から、校内体制づくりの支援や関係機関との連携・調整を行うスクールソーシャルワーカーを18名体制で配置する。	教育委員会事務局			○	○		
			156	学校と区役所との連携強化	平成27年度から区役所における学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期までの継続した支援体制を構築。学校教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置を充実するなど、これまで以上に学校と区役所の連携体制を強化する。	教育委員会事務局			○	○	○	
		1-（1）-③ 地域による学習支援										
	1-（1）-④ 高等学校等における就学継続のための支援	71	就学支援金・学びなおし支援金の支給	平成26年度より公立高等学校授業料を所得制限を設けて徴収している。所得上限を超えない範囲の生徒に対し、就学支援金を給付する。 また、学び直し支援事業とは、就学支援金の支給期間の経過後も卒業までの間（最長2年）学び直し支援金を支給することにより授業料を支援する制度である。	教育委員会事務局						○	○
		72	学力向上推進	定時制高等学校にて、学習支援員による「学びなおし」の授業を実施する。	教育委員会事務局						○	
	1-（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	20	保育所、幼稚園、認定こども園（施設型給付）	保育所、幼稚園、認定こども園で支給認定区分（1～3号）に応じた保育・教育を実施する。	こども青少年局		○					
		34	私立幼稚園就園奨励補助事業	私学助成を受ける幼稚園の設置者が園児の世帯の所得状況に応じ入園料と保育料を減免した場合、園に対し減免相当額を補助金として交付する。	こども青少年局		○					
		36	保育・幼児教育職員等研修・研究事業 幼保小連携・接続に関する研修・研究事業	保育・教育施設の質向上のため、保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育教育施設事業の職員を対象とした研修を推進する。 幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指すために、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に合同研修等を行う。 ※この事業の中で、H25から広く全市の保育施設向けに「児童虐待防止研修」を実施している。（H24以前は園長研修で実施。）	こども青少年局		○	○				
	1-（3）-① 義務教育段階の就学支援の充実	61	就学援助制度・私立学校等就学奨励制度	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、入学準備費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、給食費等の援助を行う。	教育委員会事務局			○	○			

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)	
			67	体験学習等援助費	小学校宿泊体験学習及び中学校自然教室に参加した準要保護児童・生徒に援助費を支給する。	教育委員会事務局			○	○			
		1-(3)-② 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	62	奨学費	高等学校奨学金の支給、定時制高等学校教科書費の給付を行う。	教育委員会事務局					○		
		1-(3)-③ 特別支援教育に関する支援の充実											
	1-(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	1-(4)-① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実											
		1-(4)-② 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	149	市立大学の授業料減免制度	経済的理由により授業料納付が困難な方を対象に、1年間分の授業料を半額または全額免除する制度。	政策局						○	
			150	市立大学のスタートアップ奨学金制度	授業料減免となった方のうち特に経済的困窮度の高い方へ、年間10万円を給付する制度。(入学初年度の学部1年次のみ対象)	政策局							
	1-(5) 生活困窮世帯等への学習支援		87	寄り添い型学習等支援事業	養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施する。	健康福祉局 こども青少年局			○	○			
			116	被保護者自立支援プログラム事業(教育支援専門員の配置)	被保護世帯の子どもとその養育者に対する高校進学等の支援を実施する。	健康福祉局				○	○		
	1-(6) その他の教育支援	1-(6)-① 学生のネットワークの構築											
		1-(6)-② 夜間中学校の設置促進											
		1-(6)-③ 子供の食事・栄養状態の確保	63	就学援助制度・私立学校等就学奨励制度	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、入学準備費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、クラブ活動費、給食費等の援助を行う。	教育委員会事務局			○				
			69	横浜市立高等学校定時制課程夜間給食に係る給食費扶助	経済的理由により就学困難な高等学校定時制課程生徒に対し、夜間給食費の一部を扶助する。	教育委員会事務局					○		
		1-(6)-④ 多様な体験活動の機会の提供											
1教育の支援 集計								0	3	8	7	6	2

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)	
2 生活の支援	2-(1) 保護者の生活支援	2-(1)-① 保護者の自立支援	91	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援を柱とした母子家庭等の総合的な自立支援事業を実施(就労支援、職業紹介、養育費の取り決め等の弁護士相談、夜間電話相談等)	こども青少年局		○	○	○	○	○	
			93	ひとりの親家庭支援環境整備事業	ひとりの親家庭の総合的な窓口を設置し、情報提供や相談、関係機関の連携強化、ひとりの親家庭の交流を充実する。	こども青少年局		○	○	○	○	○	○
			94	ひとりの親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、下記の様な事由により日常生活を営むことが難しい場合に「家庭生活支援員」を派遣し、一時的に生活援助や子育て支援を行う。 【派遣事由】 ・社会的事由(疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事の参加等) ・自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等) ・生活環境の激変(離婚等)	こども青少年局			○	○	○	○	○
			117	被保護者自立支援プログラム事業(年金相談事業等)	被保護者の年金受給資格の調査、確認、手続き支援等を行う。	健康福祉局							
			118	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットを活用した就労支援などを行う。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○	○
			121	生活困窮者自立支援事業(家計相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援を行う。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○	○
			126	小児慢性特定疾病医療給付	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患の各疾患に罹患している18歳未満の方が、治療を受けた場合(疾患毎に状態の基準があります。)の医療費を給付する。 ※平成27年1月から法制化に伴い、制度拡大	健康福祉局			○	○	○	○	○
			127	ひとりの親家庭等医療費助成	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとりの親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成する制度。	健康福祉局			○	○	○	○	○
	128	小児医療費助成	健康保険に加入している0歳児から中学3年までの小児等に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成する制度。	健康福祉局			○	○	○				
	2-(1)-② 保育等の確保	2-(1)-② 保育等の確保	15	横浜市子育て短期支援事業	児童を養育している家庭において、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、休日預かり事業を実施。利用にあたっては、世帯状況(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯、その他世帯)により保護者負担額を設定している。	こども青少年局		○	○				
			20	保育所、幼稚園、認定こども園(施設型給付)	保育所、幼稚園、認定こども園で支給認定区分(1～3号)に応じた保育・教育を実施する。	こども青少年局		○					
			21	家庭的保育事業等(地域型保育給付)	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で、0～2歳児(3号認定)の保育を実施する。	こども青少年局		○					

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			22	横浜保育室事業	本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況を踏まえて横浜保育室として認定した施設において、0～2歳児(3号認定)の保育を実施する。	こども青少年局		○				
			23	延長保育事業(民間・市立)	市立保育所で11時間を超える延長保育を実施する事業。保護者から延長保育利用料を徴収する。	こども青少年局		○				
			24	一時保育事業(民間・市立)	パート勤務、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で、一時的に保育できないときに子どもを預かる。	こども青少年局		○				
			25	休日保育事業	仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭で保育できないときに子どもを預かる。	こども青少年局		○				
			26	24時間型緊急一時保育事業	突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故又は急な出張などで、緊急に子どもを預けなければならなくなったときに子どもを預かる。	こども青少年局		○				
			27	病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期の子どもを一時的に預かる。	こども青少年局		○	○			
			28	私立幼稚園等預かり保育事業	幼稚園・認定こども園に在園している満3歳児から5歳児のうち、保育を必要とする園児を保護者に代わり保育する。	こども青少年局		○				
			29	私立幼稚園等一時預かり保育事業	常態的に長時間の預かり保育を必要としない幼稚園・認定こども園(1号認定)在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応する。	こども青少年局		○				
			33	保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親家庭の親が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、新たに保育所に入所する際の利用調整において優先度をアップする。	こども青少年局		○				
			35	就労支援被保護世帯等横浜保育室保育料臨時補助金	被保護世帯・非課税のひとり親世帯が求職中に認可保育所を利用する場合、自己負担がないのに対し、横浜保育室を利用する場合は最低5,000円の自己負担がある。この格差を補うため、求職中の3か月間に限り、保育料の自己負担分を全額補助する制度。	こども青少年局		○				
			36	保育・幼児教育職員等研修・研究事業 幼保小連携・接続に関する研修・研究事業	保育・教育施設の質向上のため、保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育教育施設事業の職員を対象とした研修を推進する。 幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指すために、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に合同研修等を行う。 ※この事業の中で、H25から広く全市の保育施設向けに「児童虐待防止研修」を実施している。(H24以前は園長研修で実施。)	こども青少年局		○	○			
			43	横浜子育てサポートシステム事業	子どもを「預かってほしい人」と「預かる人」が会員として登録し、条件の合う会員間の連絡・調整をサポートすることにより、会員相互での子育ての援助活動を推進する。	こども青少年局		○	○			
			44	乳幼児一時預かり事業	生後57日～小学校入学前の子どもを、理由を問わず一時的に預かる。	こども青少年局		○				

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			73	放課後キッズクラブ	学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流の場と、保護者が労働等により、帰宅する時間帯に家庭にいない児童の生活の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供する。	こども青少年局			○			
			74	放課後児童クラブ	保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供する。	こども青少年局			○			
			108	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する児童に対して、給付費・医療費を支弁する。	こども青少年局		○	○	○	○	
			153	補足給付費	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。	こども青少年局		○				
		2-(1)-③ 保護者の健康確保	10	こんにちは赤ちゃん訪問	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行う。	こども青少年局		○				
			14	妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産について悩みを抱え、支援が必要な方への相談体制を整備し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援を充実させ、児童虐待の予防につなげる。	こども青少年局	○					
			16	育児支援家庭訪問事業	区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援する。 〈育児支援ヘルパー利用料〉 生保・市民税所得割77,100円以下の世帯・・・自己負担なし 市民税所得割77,101円以上の世帯・・・1回500円(約1割負担)	こども青少年局	○	○				
			17	産前産後ヘルパー派遣事業	育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減する。 〈利用料〉 生活保護世帯及び市民税非課税世帯・・・0円/回2時間 市民税所得割77,100円以下の世帯・・・500円/回2時間(約1割負担) 市民税所得割77,101円以上の世帯・・・1,500円/回2時間(約3割負担)	こども青少年局	○	○				
			19	産後母子ケア事業	産後の心身共に不安定な時期に家族等から支援を受けられない者で、育児支援を特に必要とする母子及びその家族を対象に、母子デイケアや母子ショートステイを実施し、心身の安定と育児不安を解消し、児童虐待の未然防止を図る。 〈利用料〉 生活保護世帯及び市民税非課税世帯・・・デイケア0円/1日・ショートステイ 0円/1日 市民税課税世帯・・・デイケア 2,000円/1日・ショートステイ 3,000円/1日(1割負担)	こども青少年局		○				
			91	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援を柱とした母子家庭等の総合的な自立支援事業を実施（就労支援、職業紹介、養育費の取り決め等の弁護士相談、夜間電話相談等）	こども青少年局		○	○	○	○	○

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)	
			143	こころの健康相談センター事業	①家庭、職場などでの人間関係やストレスによる様々な悩みなどのこころの健康に関する電話相談、②薬物依存症家族教室、③心の健康に関する啓発等を行う。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○	
		2-(1)-④ 母子生活支援施設等の活用	101	母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育している母子世帯で、さまざまな事情から環境面・生活面等の支援をを必要とする場合に入所させ、日常生活や就労・子育ての支援等を行い、母子の自立を支援する。	こども青少年局		○	○	○	○		
	2-(2) 子供の生活支援	2-(2)-① 児童養護施設等の退所児童等の支援	105	自立援助ホーム事業	義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う。	こども青少年局					○	○	
			106	施設等退所後児童に対するアフターケア事業	児童養護施設等を退所した後に、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるように、施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施する。 また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金を給付するとともに、入学時の初年度の納入金に対する資金援助を創設することで、経済的な課題により進学をあきらめざるを得ない児童を支援する。	こども青少年局		○	○	○	○	○	○
		2-(2)-② 食育の推進に関する支援	11	乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。	こども青少年局		○					
			13	歯科健康診査事業	妊娠期から乳幼児期の歯科衛生を向上させるため、妊婦歯科健康診査を、市内の歯科医療機関に委託して実施する。また、区福祉保健センターにおいて、乳幼児健診・保健指導を行うほか、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施する。	こども青少年局	○	○					
		2-(2)-③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援	20	保育所、幼稚園、認定こども園(施設型給付)	保育所、幼稚園、認定こども園で支給認定区分(1～3号)に応じた保育・教育を実施する。	こども青少年局		○					
			21	家庭的保育事業等(地域型保育給付)	小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で、0～2歳児(3号認定)の保育を実施する。	こども青少年局		○					
			22	横浜保育室事業	本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況を踏まえて横浜保育室として認定した施設において、0～2歳児(3号認定)の保育を実施する。	こども青少年局		○					
			73	放課後キッズクラブ	学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流の場と、保護者が労働等により、帰宅する時間帯に家庭にいない児童の生活の場の役割を兼ね備えた事業として、安全で快適な放課後の居場所を提供する。	こども青少年局			○				
			74	放課後児童クラブ	保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、地域の理解と協力の下、放課後に安心して過ごせる場を提供する。	こども青少年局			○				
			87	寄り添い型学習等支援事業	養育環境に課題がある、生活困窮状態にあるなど支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に生活支援・学習支援等を実施する。	健康福祉局 こども青少年局			○	○			

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			153	補給給付費	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。	こども青少年局		○				
		その他	82	青少年相談センターにおける相談・支援事業	青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行う。また、若者支援を行う人材や団体の育成に取り組む。	こども青少年局					○	○
			103	情緒障害児短期治療施設	人間関係等が原因で社会適応が困難となった児童を預り、心理学的治療、および生活指導など総合的治療を行って、社会適応を回復させる施設。	こども青少年局		○	○	○	○	
			110	地域療育センター運営事業	障害がある児童及びその疑いのある児童の、地域における療育体制の充実及び福祉の向上を目的として、市内方面別(8か所)に設置している地域療育センターの運営を行う。 特に発達障害が起因して就労継続が困難となるなど、貧困状態となる家庭も少なからず存在すると考える。幼児期から適時、適切な療育を実施し、社会適応能力を高めることにより、貧困状態の一因となることを防止する。	こども青少年局		○	○			
			111	学齢後期障害児支援事業	学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における生涯に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行う。	こども青少年局				○	○	
			112	横浜市訓練・介助器具助成事業	横浜市訓練・介助器具助成事業は、横浜市内在住の障害児(18歳未満に限る。)であって、訓練器具・自助具・介助器具の使用による訓練及び介助効果が期待できる方に対し、器具の購入に要する経費の3分の2(ただし、37,800円を限度とし、メガネは26,460円、補聴器は55,800円、FM型受信機は80,000円を限度とする。)を助成する。	こども青少年局		○	○	○	○	
	2-(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備		81	横浜市子ども・若者支援協議会の運営	関係機関による困難を抱える若者支援の効果的かつ円滑な実施を図るため、横浜市子ども・若者支援協議会を設置・運営する。	こども青少年局		○	○	○	○	○
			88	困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業	地域において、若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりを進めるため、一般市民の方や団体・企業に、若者の抱える困難について理解を深めていただき、協力者・応援者を増やすための取組を実施する。	こども青少年局					○	○
			104	横浜型児童家庭支援センター	支援が必要な地域で生活する家庭を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援する。また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施する。	こども青少年局		○	○	○	○	
			146	民生委員・児童委員主任児童委員	高齢者世帯は養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行っている。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
	2-(4) 子供の就労支援	2-(4)-① ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	83	地域ユースプラザ事業	地域において不登校やひきこもり状態にある青少年の自立を支援する。 ・地域における総合相談(電話相談、来所相談等) ・ひきこもり状態から回復期にある青少年の居場所の運営 ・社会体験・就労体験プログラムの実施 ・地域の関係支援機関等とのネットワークづくり	こども青少年局					○	○

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			84	若者サポートステーション事業	就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として職業的自立に向けた相談支援等を行う。 ・職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 ・経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援	こども青少年局					○	○
			85	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）	生活困窮状態にある若者かつ就労に困難を抱える若者を対象として、職業的自立に向けた相談支援等を行う。	こども青少年局					○	○
			86	よこはま型若者自立塾	ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」への補助を行う。 ・共同生活による生活改善プログラム（合宿型による地域でのボランティア活動等を通じた短期合宿型訓練、専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練）	こども青少年局					○	○
			105	自立援助ホーム事業	義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う。	こども青少年局					○	○
		2-(4)-② 親の支援のない子供等への就労支援	84	若者サポートステーション事業	就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として職業的自立に向けた相談支援等を行う。 ・職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 ・経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援	こども青少年局					○	○
			85	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）	生活困窮状態にある若者かつ就労に困難を抱える若者を対象として、職業的自立に向けた相談支援等を行う。	こども青少年局					○	○
			86	よこはま型若者自立塾	ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」への補助を行う。 ・共同生活による生活改善プログラム（合宿型による地域でのボランティア活動等を通じた短期合宿型訓練、専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練）	こども青少年局					○	○
		2-(4)-③ 定時制高校に通学する子供の就労支援	84	若者サポートステーション事業	就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として職業的自立に向けた相談支援等を行う。 ・職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 ・経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援	こども青少年局					○	○
		2-(4)-④ 高校中退者等への就労支援	83	地域ユースプラザ事業	地域において不登校やひきこもり状態にある青少年の自立を支援する。 ・地域における総合相談（電話相談、来所相談等） ・ひきこもり状態から回復期にある青少年の居場所の運営 ・社会体験・就労体験プログラムの実施 ・地域の関係支援機関等とのネットワークづくり	こども青少年局					○	○
			84	若者サポートステーション事業	就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として職業的自立に向けた相談支援等を行う。 ・職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練 ・経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援	こども青少年局					○	○
			85	生活困窮状態の若者に対する相談支援事業（若者サポートステーション拡充事業）	生活困窮状態にある若者かつ就労に困難を抱える若者を対象として、職業的自立に向けた相談支援等を行う。	こども青少年局					○	○

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)	
			86	よこはま型若者自立塾	ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」への補助を行う。 ・共同生活による生活改善プログラム(合宿型による地域でのボランティア活動等を通じた短期合宿型訓練、専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練)	こども青少年局					○	○	
			113	被保護者自立支援プログラム事業 (就労支援事業)	就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対して、求人情報の提供やハローワークで求人活動を行う際の支援を行い自立を促す。 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズに合った求人を開拓し、区生活支援課を通して被保護者へ求人情報の提供を行う。	健康福祉局		○	○	○	○	○	
			114	被保護者自立支援プログラム事業 (就労準備支援事業)	すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。	健康福祉局		○	○	○	○	○	
			115	被保護者自立支援プログラム事業(ハローワークと連携した一体的な就労支援「ジョブスポット」)	被保護者等を対象としたハローワークの窓口(ジョブスポット)を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。	健康福祉局		○	○	○	○	○	
			120	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、すぐに就労に結びつかない生活困窮者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。	健康福祉局		○	○	○	○	○	
			88	その他 困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業	地域において、若者を見守り、社会参加を支援できる環境づくりを進めるため、一般市民の方や団体・企業に、若者の抱える困難について理解を深めていただき、協力者・応援者を増やすための取組を実施する。	こども青少年局						○	○
	2-(5) 支援する人員の確保等	2-(5)-① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	97	乳児院 (運営)	家庭に恵まれないなど、保護が必要な児童のための児童福祉施設のうち、乳児を預り、養育する施設で、保護者が出産、傷病、看護等でやむを得ない場合の短期入所もある。	こども青少年局		○					
			98	児童養護施設 (整備・運営)	保護者のいない児童、虐待を受けている児童、その他、環境上養護を必要とする児童を養育する施設の運営及び整備を行う。	こども青少年局		○	○	○	○	○	
			99	里親推進事業	里親での受入を推進するために、広報啓発活動、制度説明会、各種研修会を開催するとともに、里親支援専門相談員の児童福祉施設への配置や里親会における研修等の開催、里親間のメンター支援の実施などを行う。	こども青少年局		○	○	○	○	○	
			100	ファミリーホーム事業	家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム解説の推進を図る。	こども青少年局		○	○	○	○	○	
			102	児童自立支援施設	不良行為をし、又はするおそれのある児童および環境上の理由により生活指導等を要する児童が入所し、自立を目指す。	こども青少年局		○	○	○	○	○	
	2-(6) その他の生活支援	2-(6)-① 妊娠期からの切れ目ない支援等	9	妊婦健診審査	妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用を補助する。	こども青少年局	○						

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			10	こんにちは赤ちゃん訪問	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行う。	こども青少年局		○				
			11	乳幼児健康診査	区福祉保健センターで、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、また、医療機関で生後12か月までに3回の乳幼児健康診査を実施する。	こども青少年局		○				
			12	母子保健指導	母子健康手帳の交付、母親(両親)教室の開催、母子訪問指導員による新生児訪問等を実施する。	こども青少年局	○	○				
			13	歯科健康診査事業	妊娠期から乳幼児期の歯科衛生を向上させるため、妊婦歯科健康診査を、市内の歯科医療機関に委託して実施する。また、区福祉保健センターにおいて、乳幼児健診・保健指導を行うほか、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施する。	こども青少年局	○	○				
			14	妊娠・出産相談支援事業	予期せぬ妊娠など妊娠・出産について悩みを抱え、支援が必要な方への相談体制を整備し、妊娠から出産に至るまでの相談・支援を充実させ、児童虐待の予防につなげる。	こども青少年局	○					
			38	地域子育て支援拠点事業	妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び、交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行う。また、子育てサークルの活動支援や、地域における子育て支援の啓発等も行う。	こども青少年局		○				
			39	親と子のつどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集い、同じような不安や悩みを持つ仲間との団らんや交流の場を提供する市民活動を支援することで、地域の子育て機能を高め、子育てに対する不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図ることを目的に実施。 (実施内容) 主にNPO法人などが、マンションの一室や商店街の一角、民家などを活用して、「子育て中の親子の交流、つどいの場の提供」、「子育てに関する相談」、「地域の子育てに関する情報提供」などを行う。	こども青少年局		○				
			40	認定こども園及び保育所地域子育て支援事業	子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的に、既存の認定こども園・保育所の資源を活用して地域子育て支援の場を提供する。 (実施内容) 施設の地域開放、育児相談、育児講座、交流保育等	こども青少年局		○				
			41	私立幼稚園はまっ子広場事業	未就学児の子どもとその保護者を対象に、幼稚園において園施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などの地域の子育て支援を行う幼稚園を「幼稚園はまっ子広場」として位置づけている。	こども青少年局		○				
			42	子育て支援者事業	養育者の交流や子育て相談を実施するほか、保護者たちが自主的に活動している子育てグループの運営を支援する。	こども青少年局		○				

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
		2-(6)-② 住宅支援	45	子育て家庭応援事業	小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店で「ハマハグカード」を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、子育てにやさしい設備・備品の提供、割引・優待など、子育てを応援するさまざまなサービスが受けられる事業。	こども青少年局	○	○	○			
			146	民生委員・児童委員主任児童委員	高齢者世帯は養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行っている。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
			5	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種資金の貸し付けを行う。	こども青少年局			○	○	○	○
			119	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金の支給)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、離職により住宅を失うおそれのある、又は既に失った生活困窮者等に対し、家賃相当額を有期で支給する。 ※支給にあたっては求職活動等の要件あり。	健康福祉局		○	○	○	○	○
			131	横浜市営住宅供給事業	横浜市が健康的で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で貸与し、または転貸する事業。	建築局	○	○	○	○	○	○
			132	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業	低所得の子育て世帯向け住宅の入居者に対し、所得に応じて家賃補助する。	建築局		○	○	○	○	○
			134	民間住宅あんしん入居事業	家賃等の支払能力があるものの連帯保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまうひとり親家庭などの方に、保証会社による「入居支援」と既存福祉施策等による「居住支援」を行なうことで、民間賃貸住宅への入居をやすくし、安心して自立した生活ができるようにすることを目的とした事業。	建築局	○	○	○	○	○	○
2生活の支援 集計							16	70	43	34	49	36

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
3 保護者に対する就労の支援	3-① 親の就労支援		90	就職支援セミナー・講習会事業	就職支援セミナーや介護職員初任者研修を実施する。	こども青少年局		○	○	○	○	○
			91	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援を柱とした母子家庭等の総合的な自立支援事業を実施(就労支援、職業紹介、養育費の取り決め等の弁護士相談、夜間電話相談等)	こども青少年局		○	○	○	○	○
			95	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	下記の対象資格を取得する際に、修学期間中に訓練促進給付金を、また修了後に修了支援給付金を支給して、生活の負担軽減を図る。 【対象資格】看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士	こども青少年局		○	○	○	○	○
			113	被保護者自立支援プログラム事業(就労支援事業)	就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対して、求人情報の提供やハローワークで求人活動を行う際の支援を行い自立を促す。 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズに合った求人を開拓し、区生活支援課を通して被保護者へ求人情報の提供を行う。	健康福祉局		○	○	○	○	○
			114	被保護者自立支援プログラム事業(就労準備支援事業)	すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。	健康福祉局		○	○	○	○	○
			115	被保護者自立支援プログラム事業(ハローワークと連携した一体的な就労支援)	被保護者等を対象としたハローワークの窓口(ジョブスポット)を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施する。	健康福祉局		○	○	○	○	○
			118	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、各区に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポットを活用した就労支援などを行う。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
			120	生活困窮者自立支援事業(就労準備支援事業)	生活保護に至る前の段階から、自立に向けた包括的な相談支援を実施するため、すぐに就労に結びつかない生活困窮者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める。	健康福祉局		○	○	○	○	○
			148	公共職業訓練	求職者に対し、就職に必要な技能や知識を習得するための職業訓練。ひとり親の親及び生活保護受給者に対する優先枠を設定。	経済局		○	○	○	○	○
			3-② 親の学び直しの支援	89	自立支援教育訓練給付金	職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の20%(10万円上限)を支給する。	こども青少年局		○	○	○	○
		90	就職支援セミナー・講習会事業	就職支援セミナーや介護職員初任者研修を実施する。	こども青少年局		○	○	○	○	○	
		95	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	下記の対象資格を取得する際に、修学期間中に訓練促進給付金を、また修了後に修了支援給付金を支給して、生活の負担軽減を図る。 【対象資格】看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士	こども青少年局		○	○	○	○	○	
		3-③ 就労機会の確保										
	3 保護者に対する就労の支援 集計							1	12	12	12	12

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
4 経済的支援		4-① 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し	3	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給する。	こども青少年局		○	○	○	○	
		4-② ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討	154	ひとり親家庭自立支援計画	アンケートによるひとり親家庭の実態調査を実施するとともに、有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」を開催し、平成25年度から平成29年度の計画を策定し、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図る。	こども青少年局		○	○	○	○	
		4-③ 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大	5	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種資金の貸し付けを行う。	こども青少年局			○	○	○	○
		4-④ 教育扶助の支給方法	1	生活保護制度	生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給する。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
		4-⑤ 生活保護世帯の子供の進学時の支援	1	生活保護制度	生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給する。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
		4-⑥ 養育費の確保に関する支援	91	母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援を柱とした母子家庭等の総合的な自立支援事業を実施（就労支援、職業紹介、養育費の取り決め等の弁護士相談、夜間電話相談等）	こども青少年局		○	○	○	○	○
		その他	1	生活保護制度	生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給する。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
			6	特別児童扶養手当	障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、当該児童について手当てを支給する。	こども青少年局		○	○	○	○	○
			7	児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給する。	こども青少年局		○	○	○		
			8	子育て世帯臨時特例給付金	消費税引き上げによる影響等を踏まえ、子育て世帯に対する臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付金を支給する。	こども青少年局		○	○	○		
	30	私立幼稚園等預かり保育事業に係る利用料	給付対象の幼稚園・認定こども園が私立幼稚園等預かり保育事業を実施する場合、利用料は保護者の所得階層に応じた額となるよう上限額を設定している。 (私学助成を受ける幼稚園は、月額9,000円の範囲内で園が任意に設定)	こども青少年局		○						
	31	施設型給付、地域型保育給付、横浜保育室に係る利用料	保護者の所得階層に応じた利用料を設定している。	こども青少年局		○						
	32	延長、一時、病児・病後児保育等に係る利用料	生活保護世帯及び市民税非課税世帯の利用料を半額に減免する。	こども青少年局		○						
	34	私立幼稚園就園奨励補助事業	私学助成を受ける幼稚園の設置者が園児の世帯の所得状況に応じ入園料と保育料を減免した場合、園に対し減免相当額を補助金として交付する。	こども青少年局		○						

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			35	就労支援被保護世帯等横浜保育室保育料臨時補助金	被保護世帯・非課税のひとり親世帯が求職中に認可保育所を利用する場合、自己負担がないのに対し、横浜保育室を利用する場合では最低5,000円の自己負担がある。この格差を補うため、求職中の3か月間に限り、保育料の自己負担分を全額補助する制度。	こども青少年局		○				
			75	放課後キッズクラブ、放課後児童クラブに係る利用料	生活保護世帯及び市民税非課税世帯の利用料について2,500円を減免する。(はまっ子ふれあいスクールは充実型のみ)	こども青少年局			○			
			96	寡婦控除みなし適用	婚姻歴のないひとり親が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図る。	こども青少年局		○	○	○	○	○
			107	児童福祉費負担金(児童・母子・助産)	施設入所者の扶養義務者の前年所得税額より負担金(施設入所費用)を決定し徴収する。負担金の決定にあたり、世帯状況(生活保護受給世帯、市民税非課税世帯等)に応じた軽減を実施。	こども青少年局		○	○	○	○	○
			122	自立支援医療(更生医療)	身体障害者の有する障害の軽減・除去を行いその更生を図るため、国および都道府県(指定都市・中核市)の指定する医療機関で医療給付を行う。(関節形成術、心臓手術、人工透析療法、抗免疫療法、抗HIV療法等)	健康福祉局						○
			123	自立支援医療(育成医療)	身体に障害を有する児童または現存する疾患を放置すると障害を残す恐れのある児童の保険診療費を現物給付する。	健康福祉局		○	○	○	○	
			124	自立支援医療(精神通院医療)	指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担される。	健康福祉局	○	○	○	○	○	○
			125	障害児入所支援事業	障害児入所施設に入所している児童に対して、給付費・医療費を支弁する。	こども青少年局		○	○	○	○	
			126	小児慢性特定疾病医療給付	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患の各疾患に罹患している18歳未満の方が、治療を受けた場合(疾患毎に状態の基準があります。)の医療費を給付する。 ※平成27年1月から法制化に伴い、制度拡大	健康福祉局		○	○	○	○	
			127	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成する制度。	健康福祉局		○	○	○	○	
			128	小児医療費助成	健康保険に加入している0歳児から中学3年までの小児等に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成する制度。	健康福祉局		○	○	○		
			129	未熟児養育医療給付	出生時体重がおおむね2,000グラム以下または生活力が特に薄弱であり、医師が入院養育を認めた乳児について医療費を給付する。	健康福祉局		○				
			130	結核児童療育医療給付	結核にかかっている児童(18歳未満)が、国の指定する医療機関に入院した場合、医療費を給付する。また、学習・療養生活に必要な物品も支給する。	健康福祉局		○	○	○	○	

大項目	中項目	小項目	ID	事業名	事業内容	所管局	妊娠期・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳未満(高校生等)	青年期(18歳～)
			144	特別乗車券の交付	児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料できる特別乗車券を交付する。	こども青少年局		○	○	○	○	
			145	水道・下水道料金の減免制度	生活保護を受けているひとり親家庭等について、水道料金・下水道使用料の基本料金相当額を減免する制度。	水道局		○	○	○	○	
			147	子どもがいる世帯の保険料減免	19歳未満の被保険者がいる世帯に対し、一定額を世帯主の基準総所得金額から控除して保険料所得割額を計算し、差額を減免する制度。	環境創造局 健康福祉局		○	○	○	○	○
			153	補足給付費	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。	こども青少年局		○				
4経済的支援 集計							4	28	23	22	19	11
5国際化社会への対応												
5国際化社会への対応 集計							0	0	0	0	0	0

横浜市 子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査 調査票(案)

< 調査ご協力のお願い >

みなさまには、日ごろから横浜市政へご協力をいただきありがとうございます。

横浜市では、子育てしやすい環境づくりと子ども・青少年の健やかな成長のため、保育所待機児童対策や学齢期の放課後の居場所づくりの充実、地域の親子や青少年の居場所づくりや、区役所などでの子どもや子育て家庭に対する相談・支援体制の充実に取り組んでいます。

一方で、国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（2012年）となり、先進国の中でも厳しい状況となっています。また、生活保護を受給している世帯のお子さんの高等学校等進学率は全体と比較して、低い状況があるなど、家庭の経済状況がお子さんの将来の進路・職業選択に関連があることが指摘されています。

家庭の経済状況に関わらず、横浜の未来を創る全ての子ども・青少年の健やかな成長を支え、将来の可能性をより高めるため、子ども・青少年施策や一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を一層充実させていくことが必要と考え、横浜市では現在、子どもの貧困対策に関する計画の策定に向けた検討を進めています。

この計画に、横浜市内の子ども・若者や子育て家庭の状況をしっかりと把握した上で、より効果的な施策を盛り込むため、子ども・若者のいる世帯の皆様の日ごろの暮らしやお子さんの様子、子育てに感じている悩みや、保護者等の就業や所得状況を伺うアンケート調査を実施させていただきます。

ご回答いただいた内容は、計画内容の検討とともに、広く子ども・青少年支援施策の充実に向けた検討に活用させていただきます。ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成27年8月 横浜市こども青少年局

< 調査について >

この調査は、正規の手続きを経て住民基本台帳から無作為に抽出した、平成27年4月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者の方がひとり以上いらっしゃる世帯に送付させていただいております。本アンケート実施の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、○月○日（○）までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

【ご回答いただいた調査票は、上記の目的以外に使用することはありません。】

この調査に関する御意見・お問い合わせは、

横浜市こども青少年局企画調整課へ御連絡ください。

電話：045-671-4281

FAX：045-664-5479

E M A I L：kd-kikaku@city.yokohama.jp

< 記入上の注意 >

- 1 未成年の方など、保護者の方と住居と生計を共にしている場合には、保護者の方がお答えください。ひとり暮らしをされている方や、自ら生計を立てている方などの場合には、宛名のご本人がお答えください。
- 2 回答は、回答欄に数字等を記入するものと、回答の数字を○で1つまたは複数囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答え下さい。

最初に、調査に回答いただく方（あなた）のことについておたずねします

問1 この調査に回答いただいている方（あなた）の、宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方からみた続柄についてお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. 祖母 | 4. 祖父 |
| 5. 本人 | 6. その他（具体的に： _____） | | |

問2 現在のお住まいの地区についてお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| 1. 鶴見区 | 2. 神奈川区 | 3. 西区 | 4. 中区 |
| 5. 南区 | 6. 港南区 | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区 |
| 9. 磯子区 | 10. 金沢区 | 11. 港北区 | 12. 緑区 |
| 13. 青葉区 | 14. 都築区 | 15. 戸塚区 | 16. 栄区 |
| 17. 泉区 | 18. 瀬谷区 | | |

世帯の状況についておたずねします

※あなたの世帯について、平成27年4月1日現在の状況をお教えてください。年齢についても、平成27年4月1日

時点でお考えください。

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。

※世帯員には、旅行や出張などで一時的（3ヶ月以内）に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。

※また、病院・診療所に入院している人も含みますが、住民登録を病院・診療所に移している人は除きます。

※さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

問3 ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている方(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。

世帯員人数 (あなたを含めて)
<input type="text"/> 人

宛名の方のことや、兄弟姉妹のことについておたずねします

問 9 宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方のことについて、また、その兄弟姉妹のことについて、それぞれ以下の①～⑨の点についてお教えてください。

- ※兄弟姉妹が 4 人以上いらっしゃる場合には、年長の方から順に 4 番目の方までご回答ください。
- ※②～④、⑥～⑨については、それぞれあてはまるもの 1 つに○をつけてください。⑤については、あてはまるものすべてに○をつけてください。
- ※⑥、⑦には、学校教育機関等の在籍状況が「小学生」以上の場合について回答してください。⑧、⑨には、学校教育機関等の在籍状況が「学校等は既に卒業等している」場合について回答してください。
- ※「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を意味します。
- ※「身体障害」とは、視覚障害、聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語障害（咀嚼障害を含む）、肢体不自由、心臓・腎臓等の内部障害の 5 種類に関する障害（身体障害者手帳を所有している方）が該当します。
- ※「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他の広汎性発達障害等が該当します。
- ※障害等に関する「その他」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定める難病等が該当します。

<宛名の方>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 4. 小学校 7. 高専、短大、専門学校等 10. その他教育機関	2. 保育所 5. 中学校 8. 大学 11. 進学等準備中	3. 幼稚園 6. 高等学校 9. 大学院 12. 学校等は既に卒業等している
④健康状態	1. よい 4. あまりよくない	2. まあよい 5. よくない	3. 普通 6. わからない
⑤障害等の有無	1. 特になし 4. 発達障害	2. 身体障害 5. その他	3. 知的な遅れ 6. わからない
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 4. やや遅れている	2. まあまあ良好 5. かなり遅れている	3. 普通 6. わからない
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 4. わからない	2. 過去に不登校経験あり	3. 現在不登校中
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 3. 高等学校卒業 5. 高専、短大、専門学校等卒業 7. 大学卒業 9. その他教育機関卒業	2. 高等学校中退 4. 高専、短大、専門学校等中退 6. 大学中退 8. その他教育機関中退 10. その他 ()	
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 3. パート・アルバイト 5. 人材派遣会社の派遣社員 7. 自家営業の手伝い 9. その他 ()	2. 正社員・正規職員 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 8. 主夫・主婦	

⇒宛名の方に兄弟姉妹がいらっしゃらない場合には、続いて、7 ページの問 10 以降にお答えください。
兄弟姉妹がいらっしゃる場合には、5 ページ以降の回答欄にも同様にお答えください。

<兄弟姉妹 1 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

<兄弟姉妹 2 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

<兄弟姉妹 3 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

<兄弟姉妹 4 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

宛名の方が 18 歳未満の場合に、その保護者の方におたずねします

※宛名の方ご本人が回答している場合や、宛名の方が 18 歳以上の場合など、
該当しない方は、10 ページの問 24 以降にお答えください

問 10 宛名の子どもは、ふだん（月曜日～金曜日）に、朝決まった時間に起きられますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. はい 2. どちらかといえばはい 3. どちらかといえばいいえ 4. いいえ 5. わからない

問 11 宛名の子どもは、朝ごはんを 1 週間にどれくらい食べていますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. 毎日食べる 2. 週に 5 日以上食べる 3. 週に 3, 4 日は食べる
4. 週に 1, 2 日は食べる 5. ほとんど食べない 6. わからない

問 12 宛名の子どもは、お風呂（シャワーのみの場合も含む）に 1 週間にどれくらい入っていますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. 毎日入る 2. 週に 5 日以上入る 3. 週に 3, 4 日は入る
4. 週に 1, 2 日は入る 5. ほとんど入らない 6. わからない

問 13 普段、子どもだけでごはんを食べることがありますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. よくある 2. ときどきある 3. まれにある 4. まったくない 5. わからない

問 14 子どものことについて、現在悩んでいることはありますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

1. 子どもに対するしつけや教育に自信が持てない
2. 子どもに対するしつけや教育について、相談する相手がいない
3. 配偶者が子育てにあまり協力してくれない
4. 子どもに基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない
5. 子どもが勉強しない
6. 子どもの進学や受験のことが心配である
7. 子どもの就職のことが心配である
8. 子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない
9. 子どもが何事に対しても消極的である
10. 子どもが良い友人関係を持ってない
11. 子どもの身体の発育や病気が心配である
12. 子どもの非行や問題行動が心配である
13. 子どもの教育費のことが心配である
14. 子どもに十分な食事や栄養を与えることができていない
15. その他（ ）
16. 特に悩みはない

問 15 あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか。

（ア）家族で買い物に出かけること（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

（イ）子どもに勉強を教えること（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

問 16 あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか。（それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください）

（ア）家族で旅行に行くこと

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 年 2 回以上の頻度である | 2. 年 1 回程度の頻度である |
| 3. 年 1 回より頻度は少ないがときどきある | 4. ほとんどない |

（イ）家族でファミリーレストラン等で外食すること

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 月 2 回以上の頻度である | 2. 月 1 回程度の頻度である |
| 3. 月 1 回より頻度は少ないがときどきある | 4. ほとんどない |

問 17 あなたの世帯では、過去 1 年間に、お金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがありましたか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-------------|
| 1. よくあった | 2. ときどきあった | 3. まれにあった | 4. まったくなかった |
|----------|------------|-----------|-------------|

問 18 あなたの世帯では、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことはありますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | |
|--------------------------------|
| 1. ある |
| 2. これまでにはないが、今後その可能性がある |
| 3. これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い） |

問 19 あなたの世帯では、過去 1 年間に、子どもについて病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったのに、実際には受診しなかったことがありますか。（「ある」場合には、その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください）

- | |
|--|
| 1. ない（病院や診療所を受診した方がよいと思った場合は、必ず受診した） |
| 2. ある（病院や診療所に行く時間がなかったため） |
| 3. ある（身体上の理由で、病院や診療所まで行くことが困難であったため） |
| 4. ある（病院や診療所までの距離が遠く、通院することが困難であったため） |
| 5. ある（公的医療保険に加入しておらず、医療費を支払うことが難しいため） |
| 6. ある（公的医療保険に加入はしていたが、医療費を支払うことが難しいため） |
| 7. ある（その他の理由・具体的に： _____) |

問 20 子どもにとって次のことはどの程度重要だと思いますか。(ア)～(エ)のそれぞれについて、
あてはまるもの1つに○をつけてください)

	非常に 重要である	重要である	少しは 重要である	重要でない
(ア) 一生懸命勉強すること	1	2	3	4
(イ) 大学に入ること	1	2	3	4
(ウ) 一生懸命働くこと	1	2	3	4
(エ) 家族の介護をすること	1	2	3	4

問 21 宛名の子どもは、現在習い事等をしていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 学習塾	2. 通信教室	3. 英会話	4. 習字・そろばん
5. 音楽・絵画	6. スポーツ・ダンス	7. その他 ()	

問 22 宛名の子どもについて、学生ボランティア等による、無料の学習支援制度(学習の手助けなど)があった場合、利用したいと思いますか。(あてはまるもの1つに○をつけて下さい)

1. 現在利用している	2. 今後利用したいと思う	3. 利用するつもりはない
-------------	---------------	---------------

問 23 宛名の子どもにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供
2. 低い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)
3. 生活や就学のための経済的補助
4. 進路や生活などについてなんでも相談できる場所
5. 仲間と出会え、一緒に活動できる場所
6. 自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供
7. 地域における子どもの居場所の提供
8. 読み書き計算などの基礎的な学習への支援
9. 会社などでの職場体験等の機会
10. 仕事に就けるようにするための就労に関する支援
11. その他 ()
12. 特にない
13. よくわからない

⇒引き続き、問 24 以降にお答えください

あなたのことについておたずねします

問 24 あなたは、現在収入をとまなう仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>している</u>	2. <u>していない</u>
↓	→ (問 24-2-1 へ)

(問 24-1-1 と問 24-1-2 は、現在、収入をとまなう仕事を「している」方におたずねします)

問 24-1-1 現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。(複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事について、1つだけに○をつけてください)

1. 正社員・正規職員	2. パート・アルバイト
3. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	4. 人材派遣会社の派遣社員
5. 自営業主 (商店主・農業など)	6. 自家営業の手伝い
7. その他 ()	

問 24-1-2 現在の仕事からの年間の所得 (税込み、賞与分も含む) は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ口の中にご記入下さい。

※自営業主の方等の所得については、収入から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください

所得 約 <input style="width: 50px;" type="text"/> 万円	一週間あたりの平均就業時間 約 <input style="width: 50px;" type="text"/> 時間
---	--

⇒引き続き、問 25 以降にお答えください

(問 24-2-1～問 24-2-3 は、現在、収入をとまなう仕事を「していない」方におたずねします)

問 24-2-1 あなたは現在働きたいと思っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>今すぐに働きたい</u>	2. <u>今は働けないがそのうち働きたい</u>	3. <u>働きたいと思わない</u>
↓	↓	→ (問 25 以降へ)

問 24-2-2 今すぐ働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 仕事の探し方がわからない
2. 収入について条件のあう仕事がない
3. 時間について条件のあう仕事がない
4. 年齢制限のため仕事がない
5. 仕事に必要な専門知識や資格がない
6. 子どもの保育の手だてがない
7. その他 ()

問 24-2-3 どのような状況になれば働きたいと 思いますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 子どもの保育の手だてができれば
2. 子どもが小学校に入学したら
3. 子どもの問題 (健康など) が解決したら
4. 自分の問題 (健康など) が解決したら
5. 学校や職業訓練などが終了したら
6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら
7. その他 ()

⇒引き続き、問 25 以降にお答えください

問 25 あなたの現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | | |
|-------|---------|-------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 | 4. あまりよくない | 5. よくない |
|-------|---------|-------|------------|---------|

問 26 あなたは、過去1年間で、病気等に関する次のような経験がありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入院していた | 2. 持病で通院していた |
| 3. 風邪などで通院していた | 4. 病気等が原因で仕事を休んでいた |
| 5. 病気等が原因で仕事をやめた | 6. 気分がひどく落ち込んでいた |
| 7. なかなか眠れないことがあった | 8. いずれも経験してない |

問 27 あなたは、次のことに該当しますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | |
|------------|--------------|---------|
| 1. 身体障害 | 2. 知的障害 | 3. 精神障害 |
| 4. 高次脳機能障害 | 5. いずれも該当しない | |

問 28 あなたは、以下のような経験をしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. あなたの両親が離婚した | 2. あなたが成人する前に母親が亡くなった |
| 3. あなたが成人する前に父親が亡くなった | 4. 親から暴力を振るわれたことがある |
| 5. 親と疎遠になっている(なっていた) | 6. 親の介護が負担になっている(なっていた) |
| 7. 上記のいずれも経験したことがない | |

問 29 あなたの最終学歴は以下のうちどれですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 |
| 3. 高等学校卒業 | 4. 高専、短大、専門学校等中退 |
| 5. 高専、短大、専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 |
| 9. 大学院修了 | 10. その他の教育機関中退 |
| 11. その他の教育機関卒業 | 12. その他 () |

問 30 あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 1. <u>相談できる相手がいる</u> | 2. <u>相談相手がほしい</u> | 3. 必要ない ⇒問 31 以降へ |
|----------------------|--------------------|-------------------|

問 30-1 (「相談できる相手がいる」または「相談相手がほしい」とお答えの方にうかがいます)

その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思えますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親・親族 |
| 3. 子ども | 4. 友人・知人 |
| 5. 隣人・地域の人 | 6. 学校の先生 |
| 7. カウンセラーなどの専門家 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 8. 区役所など公的機関 | 9. 民間団体やボランティア |
| 10. その他 () | |

⇒引き続き、問 31 以降にお答えください

あなたの配偶者のことについておたずねします

(ここでの「配偶者」には、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある人も含みます)
※未婚の方やひとり親の方など、該当しない方は、14 ページの問 37 以降にお答えください

問 31 配偶者の方は、現在収入をともなう仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>している</u>	2. <u>していない</u>
↓	→ (問 31-2-1 へ)

(問 31-1-1 と問 31-1-2 は、現在、配偶者の方が収入をともなう仕事を「している」場合におたずねします)

問 31-1-1 配偶者の方の現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。(複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事について、1つだけに○をつけてください)

1. 正社員・正規職員	2. パート・アルバイト
3. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	4. 人材派遣会社の派遣社員
5. 自営業主 (商店主・農業など)	6. 自家営業の手伝い
7. その他 ()	

問 31-1-2 配偶者の方の、現在の仕事からの年間の所得 (税込み、賞与分も含む) は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ口の中にご記入下さい。

※自営業主の方等の所得については、収入から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください

所得 約	<input type="text"/>	万円	一週間あたりの平均就業時間 約	<input type="text"/>	時間
------	----------------------	----	-----------------	----------------------	----

⇒引き続き、問 32 以降にお答えください

(問 31-2-1~問 31-2-3 は、現在、配偶者の方が収入をともなう仕事を「していない」方におたずねします)

問 31-2-1 配偶者の方は現在働きたいと思っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>今すぐに働きたい</u>	2. <u>今は働けないがそのうち働きたい</u>	3. <u>働きたいと思わない</u>
↓	↓	→ (問 32 以降へ)

問 31-2-2 今すぐ働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 仕事の探し方がわからない
2. 収入について条件のあう仕事がない
3. 時間について条件のあう仕事がない
4. 年齢制限のため仕事がない
5. 仕事に必要な専門知識や資格がない
6. 子どもの保育の手だてがない
7. その他 ()

問 31-2-3 どのような状況になれば働きたいと 思いますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 子どもの保育の手だてができれば
2. 子どもが小学校に入学したら
3. 子どもの問題 (健康など) が解決したら
4. 自分の問題 (健康など) が解決したら
5. 学校や職業訓練などが終了したら
6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら
7. その他 ()

⇒引き続き、問 32 以降にお答えください

問 32 配偶者の方の現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | | |
|----------|---------|-------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 | 4. あまりよくない | 5. よくない |
| 6. わからない | | | | |

問 33 配偶者の方は、過去 1 年間で、病気等に関する次のような経験がありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入院していた | 2. 持病で通院していた |
| 3. 風邪などで通院していた | 4. 病気等が原因で仕事を休んでいた |
| 5. 病気等が原因で仕事をやめた | 6. 気分がひどく落ち込んでいた |
| 7. なかなか眠れないことがあった | 8. いずれも経験してない |
| 9. わからない | |

問 34 配偶者の方は、次のことに該当しますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1. 身体障害 | 2. 知的障害 | 3. 精神障害 |
| 4. 高次脳機能障害 | 5. いずれも該当しない | 6. わからない |

問 35 配偶者の方は、以下のような経験をしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 両親が離婚した | 2. 成人する前に母親が亡くなった |
| 3. 成人する前に父親が亡くなった | 4. 親から暴力を振るわれたことがある |
| 5. 親と疎遠になっている (なっていた) | 6. 親の介護が負担になっている (なっていた) |
| 7. 上記のいずれも経験したことがない | 8. わからない |

問 36 配偶者の方の最終学歴は以下のうちどれですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 |
| 3. 高等学校卒業 | 4. 高専、短大、専門学校等中退 |
| 5. 高専、短大、専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 |
| 9. 大学院修了 | 10. その他の教育機関中退 |
| 11. その他の教育機関卒業 | 12. その他 () |
| 13. わからない | |

⇒引き続き、問 37 以降にお答えください

現在の暮らしの状況についておたずねします

問 37 現在の住居の状況について教えてください。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 持家	2. 市営・県営住宅	3. 公社・公団(UR)の賃貸
4. 社宅など	5. 借家	6. 間借
7. その他(具体的に: _____)		

問 38 あなたの世帯では、次のような借入金がありますか。(あてはまるもの すべてに○をつけてください)

1. 住宅・土地の購入のための借入金(住宅ローン)	2. 車の購入のための借入金
3. 教育のための借入金(返済が必要な奨学金を含む)	4. 親族や友人・知人からの借入金
5. 母子福祉資金貸付金など自治体等からの借入金	6. その他の借入金 (_____)
7. 借入金はない	

問 39 あなたの世帯では、過去1年間の間に、経済的な理由で家賃・住宅ローンの滞納、各種料金の未払い、債務の返済ができなかったことがありますか。(ア)～(エ)のそれぞれについて、あてはまるもの 1つに○をつけてください)

※各種の支払いや借入金がない場合などは、「該当しない」を選択してください

	なかった	あった	該当しない
(ア) 家賃・住宅ローンの滞納	1	2	3
(イ) 電気料金・ガス料金・水道料金の未払い	1	2	3
(ウ) 電話代の未払い	1	2	3
(エ) その他の債務不履行	1	2	3

問 40 あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 41 あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 42 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 大変ゆとりがある	2. ややゆとりがある	3. 普通	4. やや苦しい	5. 大変苦しい
-------------	-------------	-------	----------	----------

世帯の家計のこと等についておたずねします

問 43 あなたの世帯に含まれる方で、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）に、同時に複数の仕事を掛け持ちした人はいますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄で回答してください。

- | | | | | | |
|--------|---------------------|-------|-------|--------------|---------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. 祖母 | 4. 祖父 | 5. 本人 | 6. 兄弟姉妹 |
| 7. 配偶者 | 8. その他（具体的に： _____） | | | 9. 該当する人はいない | |

問 44 あなたの世帯に含まれる方で、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）に、深夜（22 時～5 時頃）や早朝（5 時～8 時）の時間を勤務時間として仕事をしていた人はいますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄で回答してください。

- | | | | | | |
|--------|---------------------|-------|-------|--------------|---------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. 祖母 | 4. 祖父 | 5. 本人 | 6. 兄弟姉妹 |
| 7. 配偶者 | 8. その他（具体的に： _____） | | | 9. 該当する人はいない | |

問 45 あなたの世帯では、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）で「働いて得た所得」（雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得）はありましたか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。世帯員全員の分を合わせてお考えください。（本調査票の 2 ページ上部の説明を再度ご確認ください）

※問 38 で回答いただいた各種の借入金は、所得には含めません。

※「雇用者所得」については、勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）についてお考えください。アルバイト等による所得も含まれます。

※「事業所得」、「農耕・畜産所得」、「家内労働所得」については、収入から、必要な経費を差し引いた所得でお考えください。

※宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄で回答してください。

- | | |
|--|------------------|
| 1. 母親が働いて得た所得 | 2. 父親が働いて得た所得 |
| 3. 祖母が働いて得た所得 | 4. 祖父が働いて得た所得 |
| 5. 本人が働いて得た所得 | 6. 兄弟姉妹が働いて得た所得 |
| 7. 配偶者が働いて得た所得 | 8. その他の方が働いて得た所得 |
| 9. 平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間、働いて得た所得はなかった | |

問 46 あなたの世帯では、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）で次の（ア）～（ク）のような所得はありましたか。（それぞれ、あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。世帯員全員の分を合わせてお考えください。（本調査票の 2 ページ上部の説明を再度ご確認ください）

※問 38 で回答いただいた各種の借入金は、所得には含めません。

※各所得について説明の内容を読んでお答えください。

	説明	あり	なし
（ア）財産による所得	※家屋や土地を貸すことによって得た収入や、預貯金、公社債、株式などから得られた利子、配当金（源泉分離課税分を含む）についてお考えください。 ※ただし、家や土地の売却代金、引き出した預貯金、生命保険・損害保険からの受取金を除きます。	1	2
（イ）公的年金・恩給による所得	※国民年金、基礎年金、厚生年金（厚生年金基金からの年金を含む）、共済年金、障害年金、福祉年金、恩給などからの受取額でお考えください。	1	2
（ウ）雇用保険による所得	※雇用保険法の失業等給付の受取額（育児休業給付、介護休業給付を含む）でお考えください。	1	2
（エ）児童手当等による所得	※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの児童に関する社会保障給付金についてお考えください。	1	2
（オ）その他の社会保障給付金による所得	※生活保護による扶助、医療保険による傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険など、その他法令に基づく支給金についてお考えください。	1	2
（カ）仕送りによる所得	※定期的または継続的に送られてきた金品の有無についてお考えください。 ※単身赴任者を送り出している世帯で、単身赴任者の口座から生活費等として定期的に引き出している場合は、それを含めてお考えください。	1	2
（キ）企業年金・個人年金等による所得	※「企業年金・個人年金等による所得」は、企業年金、生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金等からの受取額についてお考えください。 ※ただし、厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」としてお考えください。	1	2
（ク）その他の所得	※上記（ア）～（キ）以外の、冠婚葬祭の金、各種祝い金、せん別、見舞金などについてお考えください。	1	2

問 47 問 45、問 46 でお答えいただいた所得のうち、主なものはどれですか。選択肢の中から所得の多い順に5つまで選び、その番号を口の中にご記入下さい。

※「働いて得た所得」については、宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方からみた続柄で回答してください。

最も所得の多いもの	□	、2番目に多いもの	□	、3番目に多いもの	□
		4番目に多いもの	□	、5番目に多いもの	□

<選択肢>

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 母親が働いて得た所得 | ② 父親が働いて得た所得 |
| ③ 祖母が働いて得た所得 | ④ 祖父が働いて得た所得 |
| ⑤ 本人が働いて得た所得 | ⑥ 兄弟姉妹が働いて得た所得 |
| ⑦ 配偶者が働いて得た所得 | ⑧ その他の方が働いて得た所得 |
| ⑨ 財産による所得 | ⑩ 公的年金・恩給による所得 |
| ⑪ 雇用保険による所得 | ⑫ 児童手当等による所得 |
| ⑬ その他の社会保障給付金による所得 | ⑭ 仕送りによる所得 |
| ⑮ 企業年金・個人年金等による所得 | ⑯ その他の所得 |

問 48 あなたの世帯の昨年1年間（平成26年1月1日～12月31日の期間）の所得の合計はいくらですか。（金額を回答欄の中にご記入ください）

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。世帯員全員の分を合わせてお考えください。（本調査票の2ページ上部の説明を再度ご確認ください）

※問 45、問 46 で回答いただいた、「働いて得た所得」から「その他の所得」まで、各種の所得の合計金額をお教えください。

※可能であれば、昨年1年間（平成26年1月1日～12月31日の期間）の源泉徴収票や給与明細書、確定申告書などをもとにして回答してください。1年分の所得金額がわからないときは、1か月の所得の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。

※万円未満は四捨五入して、万円単位で記入してください。（1～4,999円は「0万円」、5,000～14,999円は「1万円」）

※問 38 で回答いただいた各種の借入金は、所得には含めません。

	億	千	百	十	一	
世帯員全員の年間の所得の合計（税込み）						万円

問 49 あなたの世帯の昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の可処分所得（いわゆる手取り収入）がおおよそどのくらいか教えてください。

※問 46 で回答いただいた世帯員全員の所得の合計額から、「所得税」「住民税」「社会保険料（「医療保険（短期掛金）」、「年金保険（長期掛金）」、「介護保険」、「雇用保険）」、「固定資産税」を除いた額がおおよそどのくらいか教えてください。

※回答は、あなたを含む世帯員人数（問 3 で回答いただいた人数）に応じて、選択肢よりいずれかあてはまるもの 1 つに○をつけてください。

可処分所得（問 49）

=

所得（問 48）

-

「所得税」「住民税」
「社会保険料」「固定資産税」

世帯員人数 (問 3 での回答人数)	可処分所得・選択肢					
「1 人」の場合…	1. 60 万円未満	2. 60 万円～120 万円未満	3. 120 万円～180 万円未満	4. 180 万円～240 万円未満	5. 240 万円～300 万円未満	6. 300 万円以上
「2 人」の場合…	1. 85 万円未満	2. 85 万円～175 万円未満	3. 175 万円～260 万円未満	4. 260 万円～345 万円未満	5. 345 万円～430 万円未満	6. 430 万円以上
「3 人」の場合…	1. 105 万円未満	2. 105 万円～210 万円未満	3. 210 万円～315 万円未満	4. 315 万円～420 万円未満	5. 420 万円～525 万円未満	6. 525 万円以上
「4 人」の場合…	1. 120 万円未満	2. 120 万円～245 万円未満	3. 245 万円～365 万円未満	4. 365 万円～485 万円未満	5. 485 万円～605 万円未満	6. 605 万円以上
「5 人」の場合…	1. 135 万円未満	2. 135 万円～275 万円未満	3. 275 万円～410 万円未満	4. 410 万円～545 万円未満	5. 545 万円～680 万円未満	6. 680 万円以上
「6 人」の場合…	1. 150 万円未満	2. 150 万円～300 万円未満	3. 300 万円～450 万円未満	4. 450 万円～600 万円未満	5. 600 万円～750 万円未満	6. 750 万円以上
「7 人」の場合…	1. 160 万円未満	2. 160 万円～325 万円未満	3. 325 万円～485 万円未満	4. 485 万円～645 万円未満	5. 645 万円～805 万円未満	6. 805 万円以上
「8 人」の場合…	1. 175 万円未満	2. 175 万円～345 万円未満	3. 345 万円～520 万円未満	4. 520 万円～695 万円未満	5. 695 万円～870 万円未満	6. 870 万円以上
「9 人」以上の場合…	1. 185 万円未満	2. 185 万円～365 万円未満	3. 365 万円～550 万円未満	4. 550 万円～735 万円未満	5. 735 万円～920 万円未満	6. 920 万円以上

アンケートは以上で終わりです。ありがとうございました。

横浜市 子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査 調査票(案)

< 調査ご協力のお願い >

みなさまには、日ごろから横浜市政へご協力をいただきありがとうございます。

横浜市では、子育てしやすい環境づくりと子ども・青少年の健やかな成長のため、保育所待機児童対策や学齢期の放課後の居場所づくりの充実、地域の親子や青少年の居場所づくりや、区役所などでの子どもや子育て家庭に対する相談・支援体制の充実に取り組んでいます。

一方で、国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（2012年）となり、先進国の中でも厳しい状況となっています。また、生活保護を受給している世帯のお子さんの高等学校等進学率は全体と比較して、低い状況があるなど、家庭の経済状況がお子さんの将来の進路・職業選択に関連があることが指摘されています。

家庭の経済状況に関わらず、横浜の未来を創る全ての子ども・青少年の健やかな成長を支え、将来の可能性をより高めるため、子ども・青少年施策や一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を一層充実させていくことが必要と考え、横浜市では現在、子どもの貧困対策に関する計画の策定に向けた検討を進めています。

この計画に、横浜市内の子ども・若者や子育て家庭の状況をしっかりと把握した上で、より効果的な施策を盛り込むため、子ども・若者のいる世帯の皆様の日ごろの暮らしやお子さんの様子、子育てに感じている悩みや、保護者等の就業や所得状況を伺うアンケート調査を実施させていただきます。

ご回答いただいた内容は、計画内容の検討とともに、広く子ども・青少年支援施策の充実に向けた検討に活用させていただきます。ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成27年8月 横浜市こども青少年局

< 調査について >

この調査は、正規の手続きを経て住民基本台帳から無作為に抽出した、平成27年4月1日現在の年齢が0歳から24歳未満の子ども・若者の方がひとり以上いらっしゃる世帯に送付させていただいております。本アンケート実施の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、〇月〇〇日（〇）までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

【ご回答いただいた調査票は、上記の目的以外に使用することはありません。】

この調査に関する御意見・お問い合わせは、

横浜市こども青少年局企画調整課へ御連絡ください。

電話：045-671-4281 F A X：045-664-5479 E M A I L：kd-kikaku@city.yokohama.jp

< 記入上の注意 >

- 1 未成年の方など、保護者の方と住居と生計を共にしている場合には、保護者の方がお答えください。ひとり暮らしをされている方や、自ら生計を立てている方などの場合には、宛名のご本人がお答えください。
- 2 回答は、回答欄に数字等を記入するものと、回答の数字を○で1つまたは複数囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答え下さい。

最初に、調査に回答いただく方（あなた）のことについておたずねします

問1 この調査に回答いただいている方（あなた）の、宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方からみた続柄についてお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|-------|---------------------|-------|-------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. 祖母 | 4. 祖父 |
| 5. 本人 | 6. その他（具体的に： _____） | | |

問2 現在のお住まいの地区についてお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|---------|---------|----------|--------|
| 1. 鶴見区 | 2. 神奈川区 | 3. 西区 | 4. 中区 |
| 5. 南区 | 6. 港南区 | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区 |
| 9. 磯子区 | 10. 金沢区 | 11. 港北区 | 12. 緑区 |
| 13. 青葉区 | 14. 都築区 | 15. 戸塚区 | 16. 栄区 |
| 17. 泉区 | 18. 瀬谷区 | | |

世帯の状況についておたずねします

※あなたの世帯について、平成27年4月1日現在の状況をお教えてください。年齢についても、平成27年4月1日

時点でお考えください。

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。

※世帯員には、旅行や出張などで一時的（3ヶ月以内）に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。

※また、病院・診療所に入院している人も含みますが、住民登録を病院・診療所に移している人は除きます。

※さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

問3 ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている方(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。

世帯員人数 (あなたを含めて)
<input type="text"/> 人

問4 世帯員のうち、子ども・若者（平成27年4月1日現在0歳から24歳未満の方）の人数についてお教えてください。

※学業等で世帯を離れている方や、生計を別にしている方は人数に含めません

世帯員のうち 子ども・若者の人数
□人

平成27年4月1日現在の世帯員のうち子ども・若者の人数が「0人」の場合

調査はこれで終わりです。
同封の返信用封筒でご返送ください。
ご協力ありがとうございました。

世帯員のうち子ども・若者の人数が1人以上の場合には、年齢別の人数について回答の上、問5以降の質問にお答えください

子ども・若者の人数			
0～5歳	6～11歳	12～17歳	18～23歳
□人	□人	□人	□人

問5 あなたの世帯に含まれる方全員の、宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方からみた続柄についてお教えてください。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

1. 母親	2. 父親	3. 祖母	4. 祖父
5. 本人	6. 兄弟姉妹	7. 配偶者	8. 子ども（息子・娘）
9. その他（具体的に： _____）			

問6 あなたの世帯の世帯主（家計の主たる収入を得ている人）はどなたですか。宛名でお送りさせていただいた0歳から24歳未満の方からみた続柄についてお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

1. 母親	2. 父親	3. 祖母	4. 祖父
5. 本人	6. 兄弟姉妹	7. 配偶者	8. 子ども（息子・娘）
9. その他（具体的に： _____）			

問7 あなたの世帯の世帯主の方の生年月についてお教えてください。

世帯主の方の生年月（西暦）	□年 □月
---------------	-------

問8 あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

※この調査で「ひとり親世帯」とは、死別、離別、未婚などにより、現に配偶者のいない男性または女性が、20歳未満の子どもを育てている世帯とします。
 ※単身赴任、出稼ぎ、子どもの就学などのため、一時的に別居している場合は除きます。また法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合も「ひとり親世帯」からは除かれます。
 ※法律上の離婚にまでいたっていないが、離婚に向けて具体的な手続きが進んでいる場合などは「ひとり親世帯」に該当するものとします。

1. 該当しない	2. 該当する（死別）	3. 該当する（離婚）
4. 該当する（未婚）	5. 該当する（別居）	6. 該当する（その他： _____）

宛名の方のことや、兄弟姉妹のことについておたずねします

問 9 宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方のことについて、また、その兄弟姉妹のことについて、それぞれ以下の①～⑨の点についてお教えてください。

- ※兄弟姉妹が 4 人以上いらっしゃる場合には、年長の方から順に 4 番目の方までご回答ください。
- ※②～④、⑥～⑨については、それぞれあてはまるもの 1 つに○をつけてください。⑤については、あてはまるものすべてに○をつけてください。
- ※⑥、⑦には、学校教育機関等の在籍状況が「小学生」以上の場合について回答してください。⑧、⑨には、学校教育機関等の在籍状況が「学校等は既に卒業等している」場合について回答してください。
- ※「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を意味します。
- ※「身体障害」とは、視覚障害、聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語障害（咀嚼障害を含む）、肢体不自由、心臓・腎臓等の内部障害の 5 種類に関する障害（身体障害者手帳を所有している方）が該当します。
- ※「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他の広汎性発達障害等が該当します。
- ※障害等に関する「その他」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定める難病等が該当します。

<宛名の方>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 4. 小学校 7. 高専、短大、専門学校等 10. その他教育機関	2. 保育所 5. 中学校 8. 大学 11. 進学等準備中	3. 幼稚園 6. 高等学校 9. 大学院 12. 学校等は既に卒業等している
④健康状態	1. よい 4. あまりよくない	2. まあよい 5. よくない	3. 普通 6. わからない
⑤障害等の有無	1. 特になし 4. 発達障害	2. 身体障害 5. その他	3. 知的な遅れ 6. わからない
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 4. やや遅れている	2. まあまあ良好 5. かなり遅れている	3. 普通 6. わからない
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 4. わからない	2. 過去に不登校経験あり	3. 現在不登校中
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 3. 高等学校卒業 5. 高専、短大、専門学校等卒業 7. 大学卒業 9. その他教育機関卒業	2. 高等学校中退 4. 高専、短大、専門学校等中退 6. 大学中退 8. その他教育機関中退 10. その他 ()	
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 3. パート・アルバイト 5. 人材派遣会社の派遣社員 7. 自家営業の手伝い 9. その他 ()	2. 正社員・正規職員 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 8. 主夫・主婦	

⇒宛名の方に兄弟姉妹がいらない場合には、続いて、7 ページの問 10 以降にお答えください。
兄弟姉妹がいいらっしゃる場合には、5 ページ以降の回答欄にも同様にお答えください。

<兄弟姉妹 1 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

<兄弟姉妹 2 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

<兄弟姉妹 3 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

<兄弟姉妹 4 人目>

①生年月（西暦）	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月	②性別	1. 男性 2. 女性
③学校教育機関等の在籍状況	1. 未就園 2. 保育所 3. 幼稚園 4. 小学校 5. 中学校 6. 高等学校 7. 高専、短大、専門学校等 8. 大学 9. 大学院 10. その他教育機関 11. 進学等準備中 12. 学校等は既に卒業等している		
④健康状態	1. よい 2. まあよい 3. 普通 4. あまりよくない 5. よくない 6. わからない		
⑤障害等の有無	1. 特にない 2. 身体障害 3. 知的な遅れ 4. 発達障害 5. その他 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑥学校等での勉強全般	1. 成績良好 2. まあまあ良好 3. 普通 4. やや遅れている 5. かなり遅れている 6. わからない		
(小学生以上の場合) ⑦不登校の有無	1. 不登校経験なし 2. 過去に不登校経験あり 3. 現在不登校中 4. わからない		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑧最終学歴	1. 中学校卒業 2. 高等学校中退 3. 高等学校卒業 4. 高専、短大、専門学校等中退 5. 高専、短大、専門学校等卒業 6. 大学中退 7. 大学卒業 8. その他教育機関中退 9. その他教育機関卒業 10. その他 ()		
(「学校等は既に卒業等している」場合) ⑨就業等の状況	1. 求職中 2. 正社員・正規職員 3. パート・アルバイト 4. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員 5. 人材派遣会社の派遣社員 6. 自営業主 (商店主・農業など) 7. 自家営業の手伝い 8. 主夫・主婦 9. その他 ()		

宛名の方が 18 歳未満の場合に、その保護者の方におたずねします

※宛名の方ご本人が回答している場合や、宛名の方が 18 歳以上の場合など、
該当しない方は、10 ページの問 24 以降にお答えください

問 10 宛名の子どもは、ふだん（月曜日～金曜日）に、朝決まった時間に起きられますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. はい 2. どちらかといえばはい 3. どちらかといえばいいえ 4. いいえ 5. わからない

問 11 宛名の子どもは、朝ごはんを 1 週間にどれくらい食べていますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. 毎日食べる 2. 週に 5 日以上食べる 3. 週に 3, 4 日は食べる
4. 週に 1, 2 日は食べる 5. ほとんど食べない 6. わからない

問 12 宛名の子どもは、お風呂（シャワーのみの場合も含む）に 1 週間にどれくらい入っていますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. 毎日入る 2. 週に 5 日以上入る 3. 週に 3, 4 日は入る
4. 週に 1, 2 日は入る 5. ほとんど入らない 6. わからない

問 13 普段、子どもだけでごはんを食べることがありますか。（あてはまるもの 1 つに○をつけてください）

1. よくある 2. ときどきある 3. まれにある 4. まったくない 5. わからない

問 14 子どものことについて、現在悩んでいることはありますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

1. 子どもに対するしつけや教育に自信が持てない
2. 子どもに対するしつけや教育について、相談する相手がいない
3. 配偶者が子育てにあまり協力してくれない
4. 子どもに基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない
5. 子どもが勉強しない
6. 子どもの進学や受験のことが心配である
7. 子どもの就職のことが心配である
8. 子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない
9. 子どもが何事に対しても消極的である
10. 子どもが良い友人関係を持ってない
11. 子どもの身体の発育や病気が心配である
12. 子どもの非行や問題行動が心配である
13. 子どもの教育費のことが心配である
14. 子どもに十分な食事や栄養を与えることができていない
15. その他（)
16. 特に悩みはない

問 15 あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか。

（ア）家族で買い物に出かけること（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

（イ）子どもに勉強を教えること（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

問 16 あなたの世帯では、次の（ア）（イ）のようなことがどれくらいありますか。（それぞれあてはまるもの1つに○をつけてください）

（ア）家族で旅行に行くこと

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 年 2 回以上の頻度である | 2. 年 1 回程度の頻度である |
| 3. 年 1 回より頻度は少ないがときどきある | 4. ほとんどない |

（イ）家族でファミリーレストラン等で外食すること

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 月 2 回以上の頻度である | 2. 月 1 回程度の頻度である |
| 3. 月 1 回より頻度は少ないがときどきある | 4. ほとんどない |

問 17 あなたの世帯では、過去 1 年間に、お金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがありましたか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-------------|
| 1. よくあった | 2. ときどきあった | 3. まれにあった | 4. まったくなかった |
|----------|------------|-----------|-------------|

問 18 あなたの世帯では、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことはありますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | |
|--------------------------------|
| 1. ある |
| 2. これまでにはないが、今後その可能性がある |
| 3. これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い） |

問 19 あなたの世帯では、過去 1 年間に、子どもについて病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったのに、実際には受診しなかったことがありますか。（「ある」場合には、その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください）

- | |
|--|
| 1. ない（病院や診療所を受診した方がよいと思った場合は、必ず受診した） |
| 2. ある（病院や診療所に行く時間がなかったため） |
| 3. ある（身体上の理由で、病院や診療所まで行くことが困難であったため） |
| 4. ある（病院や診療所までの距離が遠く、通院することが困難であったため） |
| 5. ある（公的医療保険に加入しておらず、医療費を支払うことが難しいため） |
| 6. ある（公的医療保険に加入はしていたが、医療費を支払うことが難しいため） |
| 7. ある（その他の理由・具体的に： _____) |

問 20 子どもにとって次のことはどの程度重要だと思いますか。(ア)～(エ)のそれぞれについて、
あてはまるもの1つに○をつけてください)

	非常に 重要である	重要である	少しは 重要である	重要でない
(ア) 一生懸命勉強すること	1	2	3	4
(イ) 大学に入ること	1	2	3	4
(ウ) 一生懸命働くこと	1	2	3	4
(エ) 家族の介護をすること	1	2	3	4

問 21 宛名の子どもは、現在習い事等をしていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 学習塾	2. 通信教室	3. 英会話	4. 習字・そろばん
5. 音楽・絵画	6. スポーツ・ダンス	7. その他 ()	

問 22 宛名の子どもについて、学生ボランティア等による、無料の学習支援制度(学習の手助けなど)があった場合、利用したいと思いますか。(あてはまるもの1つに○をつけて下さい)

1. 現在利用している	2. 今後利用したいと思う	3. 利用するつもりはない
-------------	---------------	---------------

問 23 宛名の子どもにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供
2. 低い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)
3. 生活や就学のための経済的補助
4. 進路や生活などについてなんでも相談できる場所
5. 仲間と出会え、一緒に活動できる場所
6. 自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供
7. 地域における子どもの居場所の提供
8. 読み書き計算などの基礎的な学習への支援
9. 会社などでの職場体験等の機会
10. 仕事に就けるようにするための就労に関する支援
11. その他 ()
12. 特にない
13. よくわからない

⇒引き続き、問 24 以降にお答えください

あなたのことについておたずねします

問 24 あなたは、現在収入をとまなう仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>している</u>	2. <u>していない</u>
↓	→ (問 24-2-1 へ)

(問 24-1-1 と問 24-1-2 は、現在、収入をとまなう仕事を「している」方におたずねします)

問 24-1-1 現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。(複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事について、1つだけに○をつけてください)

1. 正社員・正規職員	2. パート・アルバイト
3. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	4. 人材派遣会社の派遣社員
5. 自営業主 (商店主・農業など)	6. 自家営業の手伝い
7. その他 ()	

問 24-1-2 現在の仕事からの年間の所得(税込み、賞与分も含む)は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ口の中にご記入下さい。

※自営業主の方等の所得については、収入から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください

所得 約 <input style="width: 50px;" type="text"/> 万円	一週間あたりの平均就業時間 約 <input style="width: 50px;" type="text"/> 時間
---	--

⇒引き続き、問 25 以降にお答えください

(問 24-2-1～問 24-2-3 は、現在、収入をとまなう仕事を「していない」方におたずねします)

問 24-2-1 あなたは現在働きたいと思っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>今すぐに働きたい</u>	2. <u>今は働けないがそのうち働きたい</u>	3. <u>働きたいと思わない</u>
↓	↓	→ (問 25 以降へ)

問 24-2-2 今すぐ働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 仕事の探し方がわからない
2. 収入について条件のあう仕事がない
3. 時間について条件のあう仕事がない
4. 年齢制限のため仕事がない
5. 仕事に必要な専門知識や資格がない
6. 子どもの保育の手だてがない
7. その他 ()

問 24-2-3 どのような状況になれば働きたいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 子どもの保育の手だてができれば
2. 子どもが小学校に入学したら
3. 子どもの問題 (健康など) が解決したら
4. 自分の問題 (健康など) が解決したら
5. 学校や職業訓練などが終了したら
6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら
7. その他 ()

⇒引き続き、問 25 以降にお答えください

問 25 あなたの現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | | |
|-------|---------|-------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 | 4. あまりよくない | 5. よくない |
|-------|---------|-------|------------|---------|

問 26 あなたは、過去1年間で、病気等に関する次のような経験がありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入院していた | 2. 持病で通院していた |
| 3. 風邪などで通院していた | 4. 病気等が原因で仕事を休んでいた |
| 5. 病気等が原因で仕事をやめた | 6. 気分がひどく落ち込んでいた |
| 7. なかなか眠れないことがあった | 8. いずれも経験してない |

問 27 あなたは、次のことに該当しますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | |
|------------|--------------|---------|
| 1. 身体障害 | 2. 知的障害 | 3. 精神障害 |
| 4. 高次脳機能障害 | 5. いずれも該当しない | |

問 28 あなたは、以下のような経験をしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. あなたの両親が離婚した | 2. あなたが成人する前に母親が亡くなった |
| 3. あなたが成人する前に父親が亡くなった | 4. 親から暴力を振るわれたことがある |
| 5. 親と疎遠になっている(なっていた) | 6. 親の介護が負担になっている(なっていた) |
| 7. 上記のいずれも経験したことがない | |

問 29 あなたの最終学歴は以下のうちどれですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 |
| 3. 高等学校卒業 | 4. 高専、短大、専門学校等中退 |
| 5. 高専、短大、専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 |
| 9. 大学院修了 | 10. その他の教育機関中退 |
| 11. その他の教育機関卒業 | 12. その他 () |

問 30 あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 1. <u>相談できる相手がいる</u> | 2. <u>相談相手がほしい</u> | 3. 必要ない ⇒問 31 以降へ |
|----------------------|--------------------|-------------------|

問 30-1 (「相談できる相手がいる」または「相談相手がほしい」とお答えの方にうかがいます)

その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親・親族 |
| 3. 子ども | 4. 友人・知人 |
| 5. 隣人・地域の人 | 6. 学校の先生 |
| 7. カウンセラーなどの専門家 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 8. 区役所など公的機関 | 9. 民間団体やボランティア |
| 10. その他 () | |

⇒引き続き、問 31 以降にお答えください

あなたの配偶者のことについておたずねします

(ここでの「配偶者」には、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある人も含みます)
※未婚の方やひとり親の方など、該当しない方は、14 ページの問 37 以降にお答えください

問 31 配偶者の方は、現在収入をともなう仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>している</u>	2. <u>していない</u>
↓	→ (問 31-2-1 へ)

(問 31-1-1 と問 31-1-2 は、現在、配偶者の方が収入をともなう仕事を「している」場合におたずねします)

問 31-1-1 配偶者の方の現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。(複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事について、1つだけに○をつけてください)

1. 正社員・正規職員	2. パート・アルバイト
3. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	4. 人材派遣会社の派遣社員
5. 自営業主 (商店主・農業など)	6. 自家営業の手伝い
7. その他 ()	

問 31-1-2 配偶者の方の、現在の仕事からの年間の所得 (税込み、賞与分も含む) は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ口の中にご記入下さい。

※自営業主の方等の所得については、収入から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください

所得 約	<input type="text"/>	万円	一週間あたりの平均就業時間 約	<input type="text"/>	時間
------	----------------------	----	-----------------	----------------------	----

⇒引き続き、問 32 以降にお答えください

(問 31-2-1~問 31-2-3 は、現在、配偶者の方が収入をともなう仕事を「していない」方におたずねします)

問 31-2-1 配偶者の方は現在働きたいと思っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>今すぐに働きたい</u>	2. <u>今は働けないがそのうち働きたい</u>	3. <u>働きたいと思わない</u>
↓	↓	→ (問 32 以降へ)

問 31-2-2 今すぐ働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 仕事の探し方がわからない
2. 収入について条件のあう仕事がない
3. 時間について条件のあう仕事がない
4. 年齢制限のため仕事がない
5. 仕事に必要な専門知識や資格がない
6. 子どもの保育の手だてがない
7. その他 ()

問 31-2-3 どのような状況になれば働きたい と思いますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 子どもの保育の手だてができれば
2. 子どもが小学校に入学したら
3. 子どもの問題 (健康など) が解決したら
4. 自分の問題 (健康など) が解決したら
5. 学校や職業訓練などが終了したら
6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら
7. その他 ()

⇒引き続き、問 32 以降にお答えください

問 32 配偶者の方の現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | | |
|----------|---------|-------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 | 4. あまりよくない | 5. よくない |
| 6. わからない | | | | |

問 33 配偶者の方は、過去1年間で、病気等に関する次のような経験がありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入院していた | 2. 持病で通院していた |
| 3. 風邪などで通院していた | 4. 病気等が原因で仕事を休んでいた |
| 5. 病気等が原因で仕事をやめた | 6. 気分がひどく落ち込んでいた |
| 7. なかなか眠れないことがあった | 8. いずれも経験してない |
| 9. わからない | |

問 34 配偶者の方は、次のことに該当しますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1. 身体障害 | 2. 知的障害 | 3. 精神障害 |
| 4. 高次脳機能障害 | 5. いずれも該当しない | 6. わからない |

問 35 配偶者の方は、以下のような経験をしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 両親が離婚した | 2. 成人する前に母親が亡くなった |
| 3. 成人する前に父親が亡くなった | 4. 親から暴力を振るわれたことがある |
| 5. 親と疎遠になっている (なっていた) | 6. 親の介護が負担になっている (なっていた) |
| 7. 上記のいずれも経験したことがない | 8. わからない |

問 36 配偶者の方の最終学歴は以下のうちどれですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 |
| 3. 高等学校卒業 | 4. 高専、短大、専門学校等中退 |
| 5. 高専、短大、専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 |
| 9. 大学院修了 | 10. その他の教育機関中退 |
| 11. その他の教育機関卒業 | 12. その他 () |
| 13. わからない | |

⇒引き続き、問 37 以降にお答えください

現在の暮らしの状況についておたずねします

問 37 現在の住居の状況について教えてください。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 持家	2. 市営・県営住宅	3. 公社・公団(UR)の賃貸
4. 社宅など	5. 借家	6. 間借
7. その他(具体的に: _____)		

問 38 あなたの世帯では、次のような借入金がありますか。(あてはまるもの すべてに○をつけてください)

1. 住宅・土地の購入のための借入金(住宅ローン)	2. 車の購入のための借入金
3. 教育のための借入金(返済が必要な奨学金を含む)	4. 親族や友人・知人からの借入金
5. 母子福祉資金貸付金など自治体等からの借入金	6. その他の借入金 (_____)
7. 借入金はない	

問 39 あなたの世帯では、過去1年間の間に、経済的な理由で家賃・住宅ローンの滞納、各種料金の未払い、債務の返済ができなかったことがありますか。(ア)～(エ)のそれぞれについて、あてはまるもの 1つに○をつけてください)

※各種の支払いや借入金がない場合などは、「該当しない」を選択してください

	なかった	あった	該当しない
(ア) 家賃・住宅ローンの滞納	1	2	3
(イ) 電気料金・ガス料金・水道料金の未払い	1	2	3
(ウ) 電話代の未払い	1	2	3
(エ) その他の債務不履行	1	2	3

問 40 あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えないことがありましたか。ただし、嗜好品は含みません。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 41 あなたの世帯では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えないことがありましたか。ただし、高価な衣服や貴金属・宝飾品は含みません。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. よくあった	2. ときどきあった	3. まれにあった	4. まったくなかった
----------	------------	-----------	-------------

問 42 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 大変ゆとりがある	2. ややゆとりがある	3. 普通	4. やや苦しい	5. 大変苦しい
-------------	-------------	-------	----------	----------

世帯の家計のこと等についておたずねします

問 43 あなたの世帯に含まれる方で、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）に、同時に複数の仕事を掛け持ちした人はいますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄で回答してください。

1. 母親	2. 父親	3. 祖母	4. 祖父	5. 本人	6. 兄弟姉妹
7. 配偶者	8. その他（具体的に： _____ ）			9. 該当する人はいない	

問 44 あなたの世帯に含まれる方で、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）に、深夜（22 時～5 時頃）や早朝（5 時～8 時）の時間を勤務時間として仕事をしていた人はいますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄で回答してください。

1. 母親	2. 父親	3. 祖母	4. 祖父	5. 本人	6. 兄弟姉妹
7. 配偶者	8. その他（具体的に： _____ ）			9. 該当する人はいない	

問 45 世帯としての昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の所得の状況について詳しくお教えてください。

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。世帯員全員の分を合わせてお考えください。（本調査票の 2 ページ上部の説明を再度ご確認ください）

※金額については、昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の源泉徴収票や給与明細書、確定申告書などをもとにして回答してください。1 年分の所得金額がわからないときは、1 か月の収入を 12 倍するなどして、1 年分の金額を計算して記入してください。

※万円未満は四捨五入して、万円単位で記入してください。（1～4,999 円は「0 万円」、5,000～14,999 円は「1 万円」）

※問 36 で回答いただいた各種の借入金は、所得には含めません。

①世帯全体として、「働いて得た所得」（雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得）はありましたか。あった場合には、誰による所得かを選択の上（あてはまるものすべてに○）、働いて得た所得の合計金額についてもご記入ください。

※「雇用者所得」については、勤め先から受け取った給料、賃金、賞与（ボーナス）についてお考えください。アルバイト等による所得も含まれます。「事業所得」、「農耕・畜産所得」、「家内労働所得」については、収入から、必要な経費を差し引いた所得でお考えください。

※宛名でお送りさせていただいた 0 歳から 24 歳未満の方からみた続柄で回答してください。

1. 母親が働いて得た所得	2. 父親が働いて得た所得
3. 祖母が働いて得た所得	4. 祖父が働いて得た所得
5. 本人が働いて得た所得	6. 兄弟姉妹が働いて得た所得
7. 配偶者が働いて得た所得	8. その他の方が働いて得た所得
9. 平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間、働いて得た所得はなかった	

億 千 百 十 一

①世帯で働いて得た所得合計						万円
---------------	--	--	--	--	--	----

②「財産による所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※家屋や土地を貸すことによって得た収入や、預貯金、公社債、株式などから得られた利子、配当金（源泉分離課税分を含む）の合計額を記入してください。ただし、家や土地の売却代金、引き出した預貯金、生命保険・損害保険からの受取金を除きます。

1. 財産による所得なし	2. 財産による所得あり
億 千 百 十 一	
②世帯の財産による所得合計	万円

③「公的年金・恩給による所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※国民年金、基礎年金、厚生年金（厚生年金基金からの年金を含む）、共済年金、障害年金、福祉年金、恩給などからの受取額を記入してください。1 支払期（2 が月）分しか受給額がわからないときは、その金額を 6 倍するなどして、1 年分の金額を記入してください

1. 公的年金・恩給による所得なし	2. 公的年金・恩給による所得あり
億 千 百 十 一	
③世帯の公的年金・恩給による所得合計	万円

④「雇用保険による所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※雇用保険法の失業等給付の受取額（育児休業給付、介護休業給付を含む）を記入してください。

1. 雇用保険による所得なし	2. 雇用保険による所得あり
億 千 百 十 一	
④世帯の雇用保険による所得合計	万円

⑤「児童手当等による所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当などの自動に関する社会保障給付金の受取額を記入してください。

1. 児童手当等による所得なし	2. 児童手当等による所得あり
億 千 百 十 一	
⑤世帯の児童手当等による所得合計	万円

⑥「その他の社会保障給付金による所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※生活保護による扶助、医療保険による傷病手当金・出産手当金、労働者災害補償保険なそその他法令に基づく支給金の受取額を記入してください。

1. その他の社会保障給付金による所得なし	2. その他の社会保障給付金による所得あり
億 千 百 十 一	
⑥世帯のその他の社会保障給付金による所得合計	万円

⑦「仕送りによる所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※定期的または継続的に送られてきた金品の額を記入してください。品物は、時価に換算した額を記入してください。単身赴任者を送り出している世帯で、単身赴任者の口座から生活費等として定期的に取り出している場合は、その金額を記入してください。

1. 仕送りによる所得なし	2. 仕送りによる所得あり
億 千 百 十 一	
⑦世帯の仕送りによる所得合計	万円

⑧「企業年金・個人年金等による所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※企業年金、生命保険会社・かんぽ生命・銀行・証券会社などの個人年金及び年金型商品、国民年金基金、農業者年金等からの受取額を記入してください。ただし、厚生年金基金からの年金は、「公的年金・恩給」に記入してください。

1. 企業年金・個人年金等による所得なし	2. 企業年金・個人年金等による所得あり
億 千 百 十 一	
⑧世帯の企業年金・個人年金等による所得合計	万円

⑨「その他の所得」はありましたか。あった場合には、金額についてもご記入ください。

※上記①～⑧以外の、冠婚葬祭の金、各種祝い金、せん別、見舞金などの受取額を記入してください。ただし、退職金や宝くじの当せん金などは含みません。

1. その他の所得なし	2. その他の所得あり
億 千 百 十 一	
⑨世帯のその他の所得合計	万円

問 46 あなたの世帯の昨年 1 年間（平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日の期間）の可処分所得（いわゆる手取り収入）がおおよそどのくらいか教えてください。

※問 45 で回答いただいた世帯員全員の、各所得の合計額から、「所得税」「住民税」「社会保険料（「医療保険（短期掛金）」、「年金保険（長期掛金）」、「介護保険」、「雇用保険）」、「固定資産税」を除いた額がおおよそどのくらいか教えてください。

※回答は、あなたを含む世帯員人数（問 3 で回答いただいた人数）に応じて、選択肢よりいずれかあてはまるもの 1 つに○をつけてください。

※課税額や社会保険料等の金額を詳細に把握できようでしたら、次ページ問 47 を回答してからこちらの設問にご回答ください。

可処分所得（問 46）

=

所得（問 45 の合計）

-

「所得税」「住民税」
「社会保険料」「固定資産税」

世帯員人数 (問 2 での回答人数)	可処分所得・選択肢					
「1 人」の場合…	1. 60 万円未満 4. 180 万円～240 万円未満	2. 60 万円～120 万円未満 5. 240 万円～300 万円未満	3. 120 万円～180 万円未満 6. 300 万円以上			
「2 人」の場合…	1. 85 万円未満 4. 260 万円～345 万円未満	2. 85 万円～175 万円未満 5. 345 万円～430 万円未満	3. 175 万円～260 万円未満 6. 430 万円以上			
「3 人」の場合…	1. 105 万円未満 4. 315 万円～420 万円未満	2. 105 万円～210 万円未満 5. 420 万円～525 万円未満	3. 210 万円～315 万円未満 6. 525 万円以上			
「4 人」の場合…	1. 120 万円未満 4. 365 万円～485 万円未満	2. 120 万円～245 万円未満 5. 485 万円～605 万円未満	3. 245 万円～365 万円未満 6. 605 万円以上			
「5 人」の場合…	1. 135 万円未満 4. 410 万円～545 万円未満	2. 135 万円～275 万円未満 5. 545 万円～680 万円未満	3. 275 万円～410 万円未満 6. 680 万円以上			
「6 人」の場合…	1. 150 万円未満 4. 450 万円～600 万円未満	2. 150 万円～300 万円未満 5. 600 万円～750 万円未満	3. 300 万円～450 万円未満 6. 750 万円以上			
「7 人」の場合…	1. 160 万円未満 4. 485 万円～645 万円未満	2. 160 万円～325 万円未満 5. 645 万円～805 万円未満	3. 325 万円～485 万円未満 6. 805 万円以上.			
「8 人」の場合…	1. 175 万円未満 4. 520 万円～695 万円未満	2. 175 万円～345 万円未満 5. 695 万円～870 万円未満	3. 345 万円～520 万円未満 6. 870 万円以上.			
「9 人」以上の場合…	1. 185 万円未満 4. 550 万円～735 万円未満	2. 185 万円～365 万円未満 5. 735 万円～920 万円未満	3. 365 万円～550 万円未満 6. 920 万円以上.			

問 47 「所得税」、「住民税」、「社会保険料」、「固定資産税」の支払いの状況についてお教えてください。

※源泉徴収票や給与明細書、確定申告書などをもとにして、税金等の支払額について、世帯員の方全員の合計の額をご記入ください。

※それぞれ、課税等がなかった場合には、「課税なし」または「支払いなし」を選択してください。

※千円未満は四捨五入して、千円単位で右づめに記入してください。(1~499円は「0千円」、500~1,499円は「1千円」)

①平成 26 年分の所得税

※平成 26 年分の課税額についてご記入ください。ただし、不動産譲渡にかかる所得税は除いてください。

1. 課税なし					2. 課税あり										
					千	百	十	一							
所得税									万		千円				

②平成 27 年度の住民税

※平成 27 年度の課税額について、市民税と県民税の合計をご記入ください。なお、それぞれ、不動産譲渡にかかる住民税は除いてください。

1. 課税なし					2. 課税あり										
					千	百	十	一							
住民税									万		千円				

③平成 26 年分の社会保険料

※平成 26 年分について、医療保険（短期掛金）・年金保険（長期掛金）・介護保険・雇用保険について、支払額の合計をご記入ください。

1. 支払いなし					2. 支払いあり										
					千	百	十	一							
社会保険料									万		千円				

④平成 26 年度の固定資産税

※平成 26 年度の課税額についてご記入ください。固定資産税については、個人所有の土地・家屋に対する税額とし、事業関係分は除いてください。

1. 課税なし					2. 課税あり										
					千	百	十	一							
固定資産税									万		千円				

アンケートは以上で終わりです。ありがとうございました。

横浜市 子どものいる世帯の生活状況等に関する調査 保護者向け調査 調査票（案）

< 調査ご協力のお願い >

みなさまには、日ごろから横浜市政へご協力をいただきありがとうございます。

横浜市では、子育てしやすい環境づくりと子ども・青少年の健やかな成長のため、保育所待機児童対策や学齢期の放課後の居場所づくりの充実、地域の親子や青少年の居場所づくりや、区役所などでの子どもや子育て家庭に対する相談・支援体制の充実に取り組んでいます。

一方で、国の調査によれば、我が国の子どもの貧困率は16.3%（2012年）となり、先進国の中でも厳しい状況となっています。また、生活保護を受給している世帯のお子さんの高等学校等進学率は全体と比較して、低い状況があるなど、家庭の経済状況がお子さんの将来の進路・職業選択に関連があることが指摘されています。

家庭の経済状況に関わらず、横浜の未来を創る全ての子ども・青少年の健やかな成長を支え、将来の可能性をより高めるため、子ども・青少年施策や一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を一層充実させていくことが必要と考え、横浜市では現在、子どもの貧困対策に関する計画の策定に向けた検討を進めています。

この計画に、より効果的な施策を盛り込むため、本市の経済的な支援制度や事業を利用されている方々を対象に、日ごろの暮らしやお子さんの様子、子育てに感じていらっしゃる悩みや、充実を期待する支援策等のご意見を伺うアンケート調査を実施させていただきます。

また、お子さん自身の学校生活やお考えについてお伺いするアンケート調査も同封しておりますので、中高生のお子さんがいらっしゃるご家庭につきましては、保護者様のご判断により、お子様へお渡しくださいますようお願いいたします。

ご回答いただいた内容は、計画内容の検討や支援施策の充実に向けた検討に活用させていただきます。ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成27年8月 横浜市こども青少年局

< 調査について >

回答は、回答欄に数字や文章等を記入するものと、回答の数字を○で1つまたは複数囲むものがあります。設問の指示に沿ってお答え下さい。お忙しいところ誠に恐縮ですが、○月○日（○）までに同封の返信用封筒にてご返送いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

【ご回答いただいた調査票は、上記の目的以外に使用することはありません。】

この調査に関する御意見・お問い合わせは、

横浜市こども青少年局企画調整課へ御連絡ください。

電話：045-671-4281 F A X：045-664-5479 E M A I L：kd-kikaku@city.yokohama.jp

あなたの世帯のことについておたずねします

※あなたの世帯について、平成27年4月1日現在の状況をお教えてください。在学等の状況についても、平成27年4月1日時点でお考えください。

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々（世帯員）の集まりをいいます。

※世帯員には、旅行や出張などで一時的（3ヶ月以内）に自宅を離れている人や船員など就業場所を移動する人も含みます。また、病院・診療所に入院している人も含みますが、住民登録を病院・診療所に移している人は除きます。さらに、単身赴任や学業で世帯を離れている人、老人福祉施設などの社会福祉施設に入所している人も除きます。

問1 この調査に回答いただいている方（あなた）の、子どもからみた続柄についてお教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

1. 母親	2. 父親	3. 祖母	4. 祖父	5. その他（具体的に： _____）
-------	-------	-------	-------	---------------------

問2 ふだん一緒にお住まいで、生計を共にしている方(世帯員)は、あなたを含めて何人ですか。（人数を口の中に記入してください）

世帯員人数(あなたを含めて)
□ 人

問3 あなたの世帯に含まれる方全員について、該当する区分欄ごとに人数を教えてください。（それぞれ人数を口の中に記入してください）

子どもの人数						
小学校入学前	小学生	中学生	高校生	大学、短大 専門学校等	就 職	その他
□ 人	□ 人	□ 人	□ 人	□ 人	□ 人	□ 人

その他の世帯員の人数				
あなたの配偶者	あなたの父母	あなたの祖父母	あなたの兄弟姉妹	その他
□ 人	□ 人	□ 人	□ 人	□ 人

問4 あなたの世帯は、「ひとり親世帯」に該当しますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

※この調査で「ひとり親世帯」とは、死別、離別、未婚などにより、現に配偶者のいない男性または女性が、20歳未満の子どもを育てている世帯とします。

※単身赴任、出稼ぎ、子どもの就学などのため、一時的に別居している場合は除きます。また法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合も「ひとり親世帯」からは除かれます。

※法律上の離婚にまでいたっていないが、離婚に向けて具体的な手続きが進んでいる場合などは「ひとり親世帯」に該当するものとします。

1. 該当しない	2. 該当する（死別）	3. 該当する（離婚）	4. 該当する（未婚）
5. 該当する（別居）	6. 該当する（その他： _____）		

あなたのことについておたずねします

問5 あなたは、現在収入をとまなう仕事をしていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>している</u>	2. <u>していない</u>
↓	→ (問5-2-1へ)

(問5-1-1と問5-1-2は、現在、収入をとまなう仕事を「している」方におたずねします)

問5-1-1 現在の仕事の就業形態は次のどれにあてはまりますか。(複数の仕事をお持ちの方は、主な仕事について、1つだけに○をつけてください)

1. 正社員・正規職員	2. パート・アルバイト
3. 嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	4. 人材派遣会社の派遣社員
5. 自営業主(商店主・農業など)	6. 自家営業の手伝い
7. その他()	

問5-1-2 現在の仕事からの所得(税込み、賞与分も含む)は大体いくらぐらいですか。また、残業時間等を含めた一週間あたりの平均就業時間は何時間ぐらいですか。それぞれ□の中にご記入下さい。

※自営業主の方等の所得については、収入から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください

所得 約 <input type="text"/> 万円	一週間あたりの平均就業時間 約 <input type="text"/> 時間
------------------------------	---

⇒引き続き、問6以降にお答えください

(問5-2-1と問5-2-2は、現在、収入をとまなう仕事を「していない」方におたずねします)

問5-2-1 あなたは現在働きたいと思っていますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. <u>今すぐ働きたい</u>	2. <u>今は働けないがそのうち働きたい</u>	3. <u>働きたいと思わない</u>
↓	↓	→ (問6以降へ)

問5-2-2 今すぐ働きたいと思われているのに、働いていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 仕事の探し方がわからない
2. 収入について条件のあう仕事がない
3. 時間について条件のあう仕事がない
4. 年齢制限のため仕事がない
5. 仕事に必要な専門知識や資格がない
6. 子どもの保育の手だてがない
7. その他()

問5-2-3 どのような状況になれば働きたいと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

1. 子どもの保育の手だてができれば
2. 子どもが小学校に入学したら
3. 子どもの問題(健康など)が解決したら
4. 自分の問題(健康など)が解決したら
5. 学校や職業訓練などが終了したら
6. 仕事に必要な資格や技能を身につけたら
7. その他()

⇒引き続き、問6以降にお答えください

問6 あなたの現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | | |
|-------|---------|-------|------------|---------|
| 1. よい | 2. まあよい | 3. 普通 | 4. あまりよくない | 5. よくない |
|-------|---------|-------|------------|---------|

問7 あなたは、過去1年間で、病気等に関する次のような経験がありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 入院していた | 2. 持病で通院していた |
| 3. 風邪などで通院していた | 4. 病気等が原因で仕事を休んでいた |
| 5. 病気等が原因で仕事をやめた | 6. 気分がひどく落ち込んでいた |
| 7. なかなか眠れないことがあった | 8. いずれも経験してない |

問8 あなたは、次のことに該当しますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | |
|------------|--------------|---------|
| 1. 身体障害 | 2. 知的障害 | 3. 精神障害 |
| 4. 高次脳機能障害 | 5. いずれも該当しない | |

問9 あなたは、以下のような経験をしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. あなたの両親が離婚した | 2. あなたが成人する前に母親が亡くなった |
| 3. あなたが成人する前に父親が亡くなった | 4. 親から暴力を振るわれたことがある |
| 5. 親と疎遠になっている(なっていた) | 6. 親の介護が負担になっている(なっていた) |
| 7. 上記のいずれも経験したことがない | |

問10 あなたの最終学歴は以下のうちどれですか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 中学校卒業 | 2. 高等学校中退 |
| 3. 高等学校卒業 | 4. 高専、短大、専門学校等中退 |
| 5. 高専、短大、専門学校等卒業 | 6. 大学中退 |
| 7. 大学卒業 | 8. 大学院中退 |
| 9. 大学院修了 | 10. その他の教育機関中退 |
| 11. その他の教育機関卒業 | 12. その他 () |

問11 あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | |
|---------------|-------------|-----------------|
| 1. 相談できる相手がいる | 2. 相談相手がほしい | 3. 必要ない ⇒問12以降へ |
|---------------|-------------|-----------------|

問11-1 (「相談できる相手がいる」または「相談相手がほしい」とお答えの方へうかがいます)

その相談相手は誰ですか、また相談相手がほしい方はどのような相手に相談したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 配偶者 | 2. 親・親族 |
| 3. 子ども | 4. 友人・知人 |
| 5. 隣人・地域の人 | 6. 学校の先生 |
| 7. カウンセラーなどの専門家 | 8. 民生委員・児童委員 |
| 8. 区役所など公的機関 | 9. 民間団体やボランティア |
| 10. その他 () | |

⇒引き続き、問12以降にお答えください

18歳未満の子どものことなどについておたずねします

問 12 子どものことについて、現在悩んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 子どもに対するしつけや教育に自信が持てない
2. 子どもに対するしつけや教育について、相談する相手がいない
3. 配偶者が子育てにあまり協力してくれない
4. 子どもに基本的な生活習慣(あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など)が身につけていない
5. 子どもが勉強しない
6. 子どもの進学や受験のことが心配である
7. 子どもの就職のことが心配である
8. 子どもが反抗的で、なかなか言うことを聞かない
9. 子どもが何事に対しても消極的である
10. 子どもが良い友人関係を持ってない
11. 子どもの身体の発育や病気が心配である
12. 子どもの非行や問題行動が心配である
13. 子どもの教育費のことが心配である
14. 子どもに十分な食事や栄養を与えることができていない
15. その他 ()
16. 特に悩みはない

問 13 あなたの世帯では、過去 1 年間に、お金が足りなくて、子どもが必要とする文具や教材が買えないことがありましたか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. よくあった
2. ときどきあった
3. まれにあった
4. まったくなかった

問 14 あなたの世帯では、経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことはありますか。(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. ある
2. これまでにはないが、今後その可能性がある
3. これまでになく、今後もその可能性はない(可能性は低い)

問 15 あなたの世帯では、過去 1 年間に、子どもについて病気や怪我の治療のために病院や診療所を受信したほうがよいと思ったのに、実際には受診しなかったことがありますか。(「ある」場合には、その理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. ない (病院や診療所を受診した方がよいと思った場合は、必ず受診した)
2. ある (病院や診療所に行く時間がなかったため)
3. ある (身体上の理由で、病院や診療所まで行くことが困難であったため)
4. ある (病院や診療所までの距離が遠く、通院することが困難であったため)
5. ある (公的医療保険に加入しておらず、医療費を支払うことが難しいため)
6. ある (公的医療保険に加入はしていたが、医療費を支払うことが難しいため)
7. ある (その他の理由・具体的に：)

問 16 子どもは、現在習い事等をしてしていますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | | |
|----------|-------------|------------|------------|
| 1. 学習塾 | 2. 通信教室 | 3. 英会話 | 4. 習字・そろばん |
| 5. 音楽・絵画 | 6. スポーツ・ダンス | 7. その他 () | |

問 17 学生ボランティア等による、無料の学習支援制度 (学習の手助けなど) があった場合、利用したいと思いますか。(あてはまるもの1つに○をつけて下さい)

- | | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 1. 現在利用している | 2. 今後利用したいと思う | 3. 利用するつもりはない |
|-------------|---------------|---------------|

問 18 子どもにとって、現在、または将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供
2. 低い家賃で住めるところ (寮や下宿のようなところ)
3. 生活や就学のための経済的補助
4. 進路や生活などについてなんでも相談できるところ
5. 仲間と出会え、一緒に活動できるところ
6. 自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供
7. 地域における子どもの居場所の提供
8. 読み書き計算などの基礎的な学習への支援
9. 会社などでの職場体験等の機会
10. 仕事に就けるようにするための就労に関する支援
11. その他 ()
12. 特にない
13. よくわからない

現在の暮らしの状況についておたずねします

問 19 現在のお住まいの地区についてお教えてください。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 鶴見区	2. 神奈川区	3. 西区	4. 中区
5. 南区	6. 港南区	7. 保土ヶ谷区	8. 旭区
9. 磯子区	10. 金沢区	11. 港北区	12. 緑区
13. 青葉区	14. 都築区	15. 戸塚区	16. 栄区
17. 泉区	18. 瀬谷区		

問 20 現在の住居の状況についてお教えてください。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 持家	2. 市営・県営住宅	3. 公社・公団(UR)の賃貸
4. 社宅など	5. 借家	6. 間借
7. その他(具体的に：)

問 21 現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。(あてはまるもの 1つに○をつけてください)

1. 大変ゆとりがある	2. ややゆとりがある	3. 普通	4. やや苦しい	5. 大変苦しい
-------------	-------------	-------	----------	----------

問 22 あなたの世帯の昨年1年間(平成26年1月1日～12月31日の期間)の所得の合計はいくらですか。(金額を回答欄の中にご記入ください)

※世帯とは、ふだん住居と生計を共にしている方々(世帯員)の集まりをいいます。世帯員全員の分を合わせてお考えください。(本調査票の2ページ上部の説明を再度ご確認ください)

※可能であれば、昨年1年間(平成26年1月1日～12月31日の期間)の源泉徴収票や給与明細書、確定申告書などをもとにして回答してください。1年分の所得金額がわからないときは、1か月の所得の12倍にボーナス分を加えるなどして、1年分の金額を計算して記入してください。

※働いて得た所得だけでなく、各種手当を含めた金額を教えてください。なお、手当が支給されている方は、年間の支給額になります。(例：毎月支給のある方は、1か月の支給額×12か月分になります)

	億	千	百	十	一	
世帯員全員の年間の所得の合計(税込み)						万円

必要な支援等についておたずねします

問 23 あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること
2. 同じような悩みを持った人同士で知り合えること
3. 民生委員・児童委員など地域の人から支援が受けられること
4. 離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること
5. 病気や障害のことなどについて専門的な支援が受けられること
6. 就職のための支援が受けられること
7. 住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること
8. 病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預かってもらえること
9. 子どもの就学にかかる費用が軽減されること
10. 一時的に必要な資金を貸してもらえること
11. その他 ()
12. わからない

問 24 子どものことや仕事のことなど、悩み事や困っていることがあるときに必要な支援を受けられるようにするために、重要だと思うことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する
2. 携帯電話・スマートフォンで見られる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる
3. メールマガジンで定期的に福祉制度や支援策等の情報を配信する
4. 広報誌やパンフレットの福祉制度や支援策等に関する情報を充実させる
5. 相談窓口等の数を多くする
6. 相談窓口等の場所をわかりやすくする
7. 相談窓口等について行きやすい雰囲気にする
8. 休日や夜間でも対応してもらえる相談窓口等を増やす
9. 保育所、幼稚園、学校等を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う
10. 保育所、幼稚園、学校等で具体的な助言等が得られるようにする
11. 病院を通じて定期的に福祉制度や支援策等に関する情報提供を行う
12. 病院で具体的な助言等が得られるようにする
13. 「こんにちは赤ちゃん訪問」などの子育て世帯に対する訪問事業を充実させる
14. 乳幼児健康診査を充実させる
15. その他 ()
16. わからない

問 25 あなたがいま悩んでいることや心配なこと、困っていることや、誰かに相談したいと思っていることがあれば、お教えてください。(下の枠の中に書いてください)

.....

.....

.....

アンケートは以上で終わりです。ありがとうございました。

横浜市 子どものいる世帯の生活状況等に関する調査

中学生・高校生向け調査 調査票（案）

■それぞれの質問について、次の例のようなかたちでお答えください。

例1 あなたの考えについて、次の（ア）～（イ）について教えてください。

（ア）本を読むことが好きだ（あてはまるもの1つに○をつけてください）

①. あてはまる 2. まああてはまる 3. あまりあてはまらない 4. あてはまらない

（イ）スポーツをすることが好きだ（あてはまるもの1つに○をつけてください）

1. あてはまる 2. まああてはまる ③. あまりあてはまらない 4. あてはまらない

例2 次のうち、あなたが飼っている生物を教えてください。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

①. イヌ 2. ネコ 3. ウサギ 4. 鳥
⑤. 魚 6. ハムスター ⑦. その他（カメ） 8. 生物は飼っていない

■お答えは、あてはまる番号に○印をつけてください。

■○印のつけかたは、質問文の終わりに「○は1つ」や「○はいくつでも」などと書いてありますので、それにしたがってください。

■「その他」を選んだ場合には、（ ）の中に、具体的な内容を書いてください。

■答えに迷う場合には、あなたの気持ちや考えにできるだけ近いものを選ぶようにしてください。

■名前は書く必要はありません。テストではありませんので、思ったとおりにお答えください。

はじめに、あなた自身のことについておたずねします

問1 あなたの性別を教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

1. 男子 2. 女子

問2 あなたの年齢を教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

1. 11歳以下 2. 12歳 3. 13歳 4. 14歳
5. 15歳 6. 16歳 7. 17歳 8. 18歳
9. 19歳 9. 20歳以上

問3 あなたが現在通っている学校を教えてください。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

1. 小学校 2. 中学校 3. 高校
4. その他（ ） 5. 学校には行っていない

あなたの家族のことなどについておたずねします

問11 あなたと現在一緒に住んでいる人を教えてください。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | | |
|--------------|---------|----------|----------|
| 1. お母さん | 2. お父さん | 3. おばあさん | 4. おじいさん |
| 5. お兄さん | 6. お姉さん | 7. 弟 | 8. 妹 |
| 9. その他の人 () | | | |

問12 あなたの家庭では、次の(ア)(イ)のようなことがどれくらいありますか。

(ア) 家族で買い物に出かけること (あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

(イ) 勉強を覚えてもらうこと (あてはまるもの1つに○をつけてください)

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

問13 あなたは、家族のことなどで、何か困っていることや嫌なことはありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | |
|-----------------------|
| 1. 家族のだんらんや会話が少くない |
| 2. 親が厳しすぎる |
| 3. 親が自分の気持ちをわかってくれない |
| 4. 親との仲が悪い |
| 5. きょうだいとの仲が悪い |
| 6. 病気の人やお年寄りの世話が大変である |
| 7. 食べるごはんがないときがある |
| 8. 家の中がちらかっている |
| 9. 家にお金がない (少くない) |
| 10. その他 () |
| 11. 特に困っていることや嫌なことはない |

問14 あなたのまわりには、親以外で、次のような大人はいますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 信頼できる人 | 2. 気軽に相談できる人 |
| 3. 尊敬できる人 | 4. 自分のことを大切にしてくれる人 |
| 5. 道で会ったらあいさつをしてくれる人 | 6. 勉強をわかりやすく教えてくれる人 |
| 7. 特にいない | |

がっこう べんきょう
学校のことや勉強のことについておたずねします

問15 あなたは学校の授業時間以外に、ふだん（月曜日～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間勉強をしますか。塾などの時間も含まれます。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1. まったくしない | 2. 15分より少ない | 3. 15分～30分 |
| 4. 30分～1時間 | 5. 1時間～2時間 | 6. 2時間より多い |

問16 学校生活のことについて、次の（ア）～（ウ）について教えてください。

（ア）学校の授業がよくわかっている（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|----------|------------|---------------|------------|
| 1. あてはまる | 2. まああてはまる | 3. あまりあてはまらない | 4. あてはまらない |
|----------|------------|---------------|------------|

（イ）先生との関係がうまくいっている（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|----------|------------|---------------|------------|
| 1. あてはまる | 2. まああてはまる | 3. あまりあてはまらない | 4. あてはまらない |
|----------|------------|---------------|------------|

（ウ）友だちとの関係がうまくいっている（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | | |
|----------|------------|---------------|------------|
| 1. あてはまる | 2. まああてはまる | 3. あまりあてはまらない | 4. あてはまらない |
|----------|------------|---------------|------------|

問17 あなたは、理想としては、将来どの学校まで行きたいと思いますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| 1. 中学校 | 2. 高校（全日制高校） | 3. 高校（定時制高校） |
| 4. 専門学校（専修学校・各種学校） | 5. 高等専門学校（高専） | 6. 短期大学 |
| 7. 大学 | 8. 大学院 | 9. その他（ ） |
| 10. 考えたことがない | 11. わからない | |

問18 あなたは、現実としては、将来どの学校まで行くことになると思いますか。（あてはまるもの1つに○をつけてください）

- | | | |
|--------------------|---------------|--------------|
| 1. 中学校 | 2. 高校（全日制高校） | 3. 高校（定時制高校） |
| 4. 専門学校（専修学校・各種学校） | 5. 高等専門学校（高専） | 6. 短期大学 |
| 7. 大学 | 8. 大学院 | 9. その他（ ） |
| 10. 考えたことがない | 11. わからない | |

（問19は、問17と問18でお答えいただいた、「理想」と「現実」が異なる場合についてお聞きします）

問19 理想と現実が異なると考えるのはなぜですか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 自分の学力から考えて | 2. 保護者がそう希望しているから |
| 3. 兄・姉がそうしているから | 4. 周りの先輩や友達がそうしているから |
| 5. 家に経済的な余裕がないから | 6. できるだけ早く働く必要があるから |
| 7. どうすれば進学できるのかよくわからないから | 8. その他（ ） |
| 9. 特に理由はない | |

問20 あなたは、学校のことについて、何か望んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 勉強をもっとわかりやすく教えてほしい
2. 部活動やクラブ活動を充実してほしい
3. 学校行事を充実してほしい
4. 友だちと話せる楽しい雰囲気してほしい
5. いじめをなくしてほしい
6. 先生がもっと自分のことを理解してほしい
7. 進路のことについてわかりやすく教えてほしい
8. 就職に関する支援を充実してほしい
9. 悩み事などを相談できるようにしてほしい
10. 学校のことでお金がかからないようにしてほしい
11. その他 ()
12. 特に望んでいることはない

あなたがふだん考えていることについておたずねします

問21 あなたがふだん考えていることについて、次の(ア)～(カ)について教えてください。

(ア) 自分に自信がある(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

(イ) 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

(ウ) 人は信用できないと思う(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

(エ) 自分の将来について明るい希望を持っている(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

(オ) 将来のためにも、今がんばりたいと思う(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

(カ) 将来、できればあまり働きたくない(あてはまるもの1つに○をつけてください)

1. そう思う
2. どちらかというと思う
3. どちらかというと思わない
4. そう思わない

問22 あなたが悩んでいるときに、相談に乗ってくれる人は誰ですか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

- | | | |
|---------------|-------------------------|------------|
| 1. 家族 | 2. 親戚 (おじさん、おばさん、いとこなど) | 3. 学校の先生 |
| 4. 塾や習い事の先生 | 5. 学校の友だち | 6. その他の友だち |
| 7. その他の人 () | | |
| 8. 誰にも相談したくない | 9. 誰にも相談できない | |

問23 あなたがいま悩んでいることや心配なこと、困っていることや、誰かに相談したいと思っていることがあれば、お教えてください。(下の枠の中に書いてください)

アンケートはこれで終わりです。

最後に書き忘れがないか、もう一度確認してください。ありがとうございました。